

令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
鶴見	2	横浜市区制施行100周年に向けた一体的な機運醸成	1. 100周年を迎える5区(鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子)がそれぞれ実施する周年事業の後方支援 2. GREEN×EXPO 2027との連携も意識した、市としての区制100周年にかかる機運醸成に向けた体制の構築 3. 市のスケールメリットを活用した企画・イベント・広報の実施	3区(神奈川区、中区、磯子区)	市民局	○
鶴見	3	多文化共生社会のさらなる発展に向けた支援体制の充実	1. 学習支援教室におけるボランティア及びコーディネーターの確保、育成 2. 学習支援教室の局事業としての実施 3. 初期日本語教室の開催	全区(一部賛同区含む)	国際局	△
神奈川	3	医療的ケアが必要になった保育所等の在園児にかかる利用料の減免制度の創設	在園児童に医療的ケアが必要だと判断してから園の利用を再開するまでの保育所利用料の減免制度の創設	16区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)	こども青少年局	○
西	2	区が実施する崖地相談会の局事業への統合	現状、局・区がそれぞれ独立して実施している、「崖地相談会」を局が一括して契約し、年間複数回、複数区にて実施する方法に変更	6区(港南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、都筑区、戸塚区)(一部賛同区含む)	建築局	△
西	3	区防災スピーカーの維持管理費に対する一部予算配付	区防災スピーカーを設置する区に対して維持管理費用の一部を予算配付	4区(保土ヶ谷区、都筑区、栄区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	総務局	—
西	4	横浜子育てサポートシステムの提供会員・両方会員を増やす取組の推進	1. 提供会員となるための要件の緩和 2. 事業趣旨を踏まえた会員拡大・PR等市域での取組検討及び実施、区支部事務局及び区が行う会員拡大の取組支援	15区(神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	△
中	1	市内経済団体や集客施設等と連携した災害時の帰宅困難者対策	市内経済団体・集客施設等と連携した災害時の帰宅困難者対策の推進、及び官民一体となった取組を広く発信するための各団体等との協定締結	全区	総務局	○
中	2	外国人集住区における外国籍住民への対応力強化	行政単語対応・逆翻訳・ビデオ通訳等の機能が付いた多言語AI機械通訳機の導入	3区(鶴見区、西区、南区)	国際局	△
中	8	外国人住民を対象とした人材育成と地域連携体制の充実	1. 地域と繋がるステップアップ教室の新設 2. 地域ニーズの把握及び地域ボランティア(地域と繋がるステップアップ教室の修了生)と地域の連携づくり	4区(鶴見区、南区、緑区、都筑区)	国際局	—
南	3	外国人が地域で生活するため及び地域社会に参画するための仕組みの強化	増加する外国人住民に向けた生活ガイダンスに伴うコーディネーター派遣制度の整備	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	国際局	—
港南	1	「自治会町内会ポータル」への広報よこはま等の広報紙配布に関する機能追加	「自治会町内会ポータル」に広報紙配布台帳及び謝金支払いに関する機能を追加し、他の補助金等とワンストップで申請できるように整備	全区	政策経営局	—
港南	2	桜岡小学校の建替え	1. 内装の木質化 2. 校舎内の動線の改善 3. エレベーターの設置 4. 地域防災拠点としての体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法等について地域調整 5. 建替工事に伴う児童の安全確保	1区(南区)	教育委員会事務局	○
保土ヶ谷	1	地域防災拠点の防災備蓄庫狭小対策としての新たな物資拠点の整備	1. 地震防災戦略に基づく備蓄物資の拡充のため、倉庫の増設や空き教室の活用等により敷地内に保管場所を確保 2. 物資輸送の全体最適化を進める中で、新たな物資拠点をモデルケースとして整備し、市全体の迅速かつ効果的な物資輸送体制を強化	全区(一部賛同区含む)	総務局	○
保土ヶ谷	8	中学校におけるゲートキーパー研修の実施と庁内連携による自殺予防体制の構築	1. 中学校へ講師を派遣する、ゲートキーパー研修の実施 2. 実効性のある研修体制の構築 3. 学校と区役所の連携による危機対応体制の構築	6区(西区、南区、金沢区、港北区、緑区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	健康福祉局 こども青少年局 教育委員会事務局	△ △ △

令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
旭	6	GREEN × EXPO 2027開催に向けた来街者施策や関係する基盤整備等の推進	1 具体的な事業内容の周知や来場意欲喚起策の展開 2 来街者がGREEN × EXPO 2027の会場だけでなく、市内各所へ足を運ぶきっかけをつくる等の郊外部も含めた周遊促進策の実施 3 預算措置の充実 4 旭区民が会場に何度も足を運べるよう、区内から会場までの移動手段確保に向けた取組を実施 5 市道五貫目第33号線(通称名:八王子街道)の事業推進 6 上川井IC周辺の交通対策の事業推進 7 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通に向けた調査、設計及び工事費の計上 8 中央道路と三保街道とが接続する交差点周辺の安全性確保等の検討	1:全区 3、4:1区(瀬谷区) 5:全区 7:1区(緑区)	脱炭素・GREEN × EXPO推進局	○
					いざわいスポーツ文化局	○
					みどり環境局	○
旭	8	区民文化センターの大規模改修	1 本市区民文化センター第1号であるサンハートをモデルケースにして、区民文化センターの在り方や老朽化に伴う本市全体の再整備計画の策定 2 築年数が大幅に経過している施設に対する修繕費の優先的な予算措置	11区(鶴見区、神奈川区、港南区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)	いざわいスポーツ文化局	△
旭	9	発災時における医療的ケア児・者等の直接避難に向けた指定福祉避難所の指定及び電源や物資等の体制整備	1 医療的ケア児・者を受け入れる指定福祉避難所の指定及び防災計画上への位置づけ 2 指定福祉避難所としての運営マニュアルの整備及び、区域を超えた避難受入調整等に関する具体的な運用方法の策定 3 医療的ケア児・者を受け入れる指定福祉避難所として、運営に必要な電源及び備蓄品等の体制整備	14区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	医療局	○
旭	10	福祉避難所における受入調整の円滑化及び災害対応力向上支援	1 地域防災拠点でのトリアージを省略し、福祉関係支援者等から援護班への連絡により自宅から直接福祉避難所へ避難できるよう受入調整を行う運用の整備 2 福祉避難所の災害対応力を高めるため、旭区で作成した自己チェック表の全区展開 3 福祉避難所の相互協力体制の構築	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	健康福祉局	—
旭	11	バマトコと連携した「こんにちは赤ちゃん訪問」事務のDX化検討	1 バマトコで受け付けた出生連絡票と連携する訪問管理システムの構築(タブレット配付ではなくアカウント付によるバマトコにアクセス) 2 先行する子育てサポートシステムと同程度のこんにちは赤ちゃん訪問員の活動報告と報償費支払い管理のDX化	14区(西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	—
磯子	1	「共育て」応援のための子育て支援拠点機能強化	地域子育て支援拠点の日曜日開所に向けた予算措置	14区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	○
港北	3	関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進	1 空家所有者等への初期対応等業務の一元委託化 2 空家化の予防、空家の流通・活用対策	全区	建築局	△
港北	5	外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用	涉外戸籍等の受付や審査のポイントをガイドする「戸籍窓口支援システム」の導入	4区(鶴見区、神奈川区、中区、南区)	市民局	△
港北	6	災害時における要電源医療機器の電源確保のための非常用電源装置等の整備	区が調整を行った福祉施設等への要電源医療機器(人工呼吸器・自動腹膜透析(APD)装置)利用者用の非常用電源装置等の配備	8区(神奈川区、西区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区)	健康福祉局	—

令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
青葉	6	防犯灯の整備を含めた、まちの灯りの確保	1 防犯灯の整備(鋼管ポール型及び電柱共架型) 2 防犯灯撤去後の灯り確保 3 所有者不明な防犯灯の取扱の整理	全区	市民局	△
青葉	8	電子申請(バマトコ)による医療給付助成申請	医療給付助成における電子申請(バマトコ)の導入	全区	健康福祉局	△
青葉	9	こんにちは赤ちゃん訪問事業における訪問員の個人情報保護の取組	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する業務用電話番号の提供	16区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	—
青葉	10	切れ目のない一貫した障害児の支援	切れ目のない障害児・者の支援に向けた情報ファイルの全市的な活用	16区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	△
青葉	11	小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進	1 利用を希望する小児慢性特定疾病児等を受け入れる保育園等に対して、当該児童に対応するための受入環境整備及び備品購入を補助 2 人件費等運営費で賄うべき経費については保育・教育に係る向上支援費等を拡充	16区(鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	こども青少年局	○
青葉	13	生活保護債権における収納方法の多様化	コンビニ納付を実施することで生活保護関係未収債権の納付方法の利便化を図り、未収債権の縮減を推進	15区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	健康福祉局	—
都筑	6	市立保育所における医療的ケア児等の受け入れ拡充及び安定的な運営(職員の退職や病気等の緊急時の対応)を目的とした看護職の配置	1 必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる制度(訪問看護事業所等との派遣協定や派遣契約等)の導入 2 看護師(会計年度任用職員)が区を跨いで勤務できる仕組みの創設	全区(一部賛同区含む)	こども青少年局	△
都筑	8	区役所による制度活用促進につながるネーミングライツ制度の明確化や仕組み構築	ネーミングライツ導入におけるスポンサー料の取扱の見直し	全区(一部賛同区含む)	政策経営局	△
戸塚	2	閉校となる学校を地域防災拠点として暫定利用する場合の環境づくり	閉校となる学校を地域防災拠点として暫定利用する場合、後利用が決まるまでの間、短期的・長期的な視点で環境整備や維持管理について検討を行い、発災時に地域防災拠点の機能が適切に果たされる状態にすることを要望	全区	総務局	△
栄	1	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討	市内最大級の緑地・円海山周辺緑地について今和5年度までに実施した利用実態調査を踏まえた魅力づくりの検討を実施	3区(港南区、磯子区、金沢区)	みどり環境局	○
栄	2	市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた検討	1 金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有 2 新たに把握できた現場状況を踏まえた整備レベルの検討 3 所管局課、関連局課及び提案区による継続的な情報共有	1区(戸塚区)	いぎわいスポーツ文化局	○
栄	3	区民向けの広報物等における生成AIの活用について	活用範囲をテキスト利用だけでなく、画像生成利用也可能にするなど、区民向けの広報物等や内部向け資料の作成等における利用ルールの段階的な緩和の検討	全区	デジタル統括本部	○
栄	5	旧本郷地区センター等の廃止になった区民利用施設のあり方と管理所管の整理	用途廃止施設の土地・建物について活用・処分までの間の安全性を担保するため、適切な維持管理手法の検討	14区(鶴見区、神奈川区、西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)(一部賛同区含む)	市民局	△

令和8年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	○：対応 △：一部対応
泉	1	感震ブレーカー等設置推進事業に係る補助事業における自治会等団体からの申請	総務局地域防災課が所管している感震ブレーカー等設置推進事業にかかる補助金の申請主体について、個人に加えて自治会等の町の防災組織からの申請も可能とすることを要望	13区(鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区)	総務局	△
泉	2	「住みたい・住み続けたいまち 横浜」をPRするシティプロモーションの実施	1 関係区局によるプロジェクト等の体制を継続 2 横浜市版 居住促進PRサイトの継続運用 3 若年層への情報発信の強化	全区	政策経営局	○
泉	3	深谷通信所跡地利用基本計画の事業推進	1 都市整備局が中心となり、地域住民に納得性の高い説明ができるように進捗管理、スケジュール調整等の事業全体のマネジメントの着実な推進 2 事業局(健康福祉局、みどり環境局、道路局)間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施 3 都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等)及び事前準備を含めた事業費確保 4 都市整備局と国との管理委託契約敷地の適切な維持管理の実施	1区(戸塚区)	都市整備局	○
					健康福祉局	○
					みどり環境局	○
					道路局	○
泉	4	主任児童委員定数基準等の弾力化	地区民生委員児童委員協議会において主任児童委員を最少1人とする減員基準の追加	4区(金沢区、港北区、緑区、青葉区)	健康福祉局	—
瀬谷	1	市防災スピーカーと区防災スピーカーとの一体的運用及び年間保守管理	1 既存の区防災スピーカーを市防災スピーカーとしてシステムを改修し、維持管理予算も含め運用することで、Jアラート等の国からの緊急情報が聞こえる地域を拡大 2 1が難しい場合には、耐用年数の到来を見据え、今後の更新計画を策定とともに、情報伝達体制の一層の効率化・強化に向けた検討を実施	4区(西区、保土ヶ谷区、都筑区、栄区)	総務局	—
瀬谷	4	GREEN × EXPO 2027開催時における、駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保及び生活道路流入対策	1 駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保及び早期事前周知 2 GREEN × EXPO 2027来場者の生活道路流入対策	2区(旭区、緑区)	脱炭素・GREEN × EXPO推進局	○
瀬谷	5	「GREEN × EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)開催に向けた地域との連携によるおもてなしと機運醸成の推進	1 地域住民がGREEN × EXPO 2027に主体的に関われる機会の創出 2 横浜国際園芸博覧会推進協議会等地域と連携した機運醸成の取組	1:全区 2:旭区	脱炭素・GREEN × EXPO推進局	○
瀬谷	7	寄り添い型生活支援事業における支援メニューの充実	1 生活体験事業 2 土曜日開所事業	11区(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区)	こども青少年局	△

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	鶴見区	区政推進課	
			TEL	510-1676
共通区	3区（神奈川、中、磯子）		継続年数	新規

提案種別	制度関連	項目
番号		項目
2	横浜市区制施行100周年に向けた一体的な機運醸成	

◇地域の課題、基礎データ等

横浜市では、昭和2(1927)年10月に区制が施行され、最初に設置された5区（鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子）は、令和9(2027)年に区制100周年を迎えます。この年は、横浜市で区制が始まって100周年という全市的な節目となる年です。

区制施行100周年を2年後に迎えるにあたり、現在上記5区ではそれぞれの特色を生かした周年事業に向けて検討を進めていますが、同時に実施されるGREEN×EXPO 2027と連携したPR、市として区制施行100周年を契機とした横浜市の各種計画や方針（例：横浜市中期計画、横浜市都市計画マスター・プラン）の周知やシビックプライドの醸成、地域活性化など、2027年を契機に次の未来へつなげていくことが重要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

区民や事業者からの100周年への期待は大きく、実行委員会メンバーからは様々な企画・イベントの提案がある状況

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

鶴見区では、令和7年度区運営方針の基本目標に区制100周年に係る取組推進について位置づけており、令和6年度末に立ち上げた、地域や企業・団体等による「鶴見区制100周年記念事業実行委員会」と連携し、周年事業の実施に向けた検討を進めています。また、当初5区（鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子）及び市民局の課長級が参加する打ち合わせなどを通じて各区の進捗状況等を共有するなど、5区連携の取組も進めています。

◇提案内容・概算額等

- 100周年を迎える5区（鶴見・神奈川・中・保土ヶ谷・磯子）がそれぞれ実施する周年事業の後方支援
- GREEN×EXPO 2027との連携も意識した、市としての区制100周年にかかる機運醸成に向けた体制の構築
- 市のスケールメリットを活用した企画・イベント・広報の検討・実施

(想定する取組)

- 各区の周年事業の全市的なPR活動支援（各種広報媒体（広報よこはまなど）の活用、特設WEBページなど）
- GREEN×EXPO 2027と区制施行100周年と連携した記念イベント（市役所アトリウムなど）
- 事業規模の大きい、市のスケールメリットを活かした企画の実施など

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	市民局区連絡調整課
------	-----------

◆局回答内容

市民局	区連絡調整課	
	TEL	671-2067

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 100周年を迎える5区との周年事業開催に向けた会議体を設置し、検討を進めます。 市のスケールメリットを活用した企画・イベント・広報の検討・実施時の後方支援を行います。
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		地域振興課	
鶴見区		TEL 510-1691	
所管局名	国際局	共通区	全区（一部賛同を含む）
提案種別		継続年数	
予算関連		2年	
番号	項目		
3	多文化共生社会のさらなる発展に向けた支援体制の充実		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>本市の外国人人口は増加し続けており、コロナ禍で一時減少したものの、令和7年5月時点では13万人を超え（13万2,054人）、過去最高を更新しました。外国人住民数が中区に続いて2番目に多い鶴見区においても、コロナ禍で一時減少しましたが、令和5年度に再び増加し、令和6年度には過去最多です（令和7年3月時点1万7,179人）。また、令和3年から令和5年にかけて実施した調査結果からは、鶴見区ではこの20年間で外国人数・割合ともに倍増しているほか、多国籍化が急速に進んでいること、さらにその国籍によって年齢構成や居住地域にも違いや特徴があり、ニーズや課題が多様化していることが分かりました。</p> <p>鶴見区ではこれまででも、鶴見国際交流ラウンジをはじめ、NPO団体やボランティア団体等の皆様が、多言語による相談受付や情報提供、学習支援や自立支援のほか、交流等支援を実施してきました。一方で、外国人人口の増加に伴う支援ニーズの拡大に対応できるマンパワーが不足していました、支援団体やその拠点数も限られることから居住地域によっては適切な支援につながらづらい状況にもなっています。</p> <p>例えば国際交流ラウンジで実施している学習支援教室では、学習支援の豊富な知識や経験があることや、教育委員会事業の支援内容を熟知していること、語学が堪能であることなど、高度な知識や経験を持つ人材が必要ですが、既存の学習支援教室の運営で手一杯の状況であるとともに、講師となるボランティアも不足しています。支援の担い手側のみならず、人材育成や支援を届ける仕組みの強化が急務となっています。</p> <p>また、子どもへの支援に加え、大人への支援も強く求められています。大人は子ども以上に言葉の壁に課題があり、例えば子どもの学校の手紙を読むことや先生とのコミュニケーションが困難で、国際交流ラウンジには通訳派遣依頼が大変多く寄せられています。日本語学習希望者は地域日本語教室で学ぶことができますが、初期日本語クラスの受講者レベルに大きな差があることで、講師役ボランティアの負担が重くなっています。社会からの孤立を防ぐため、日本語レベルゼロの方の学習環境の充実と、地域日本語教室への橋渡しの仕組みづくりが求められています。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（関係者等への聞き取り調査）)			
◇区民からの具体的な要望			
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年に実施した意識調査（区内在住外国人対象）では、「身近な場所で日本語を学びたい」「入学や受験の仕組みが分からぬ」「地域での交流の機会が欲しい」「スキルを生かした仕事や活動がしたい」など、多様なニーズや困りごとがあることが分かりました。 国際交流ラウンジの学習支援教室は申込みが殺到しており、希望しても受講できないといった声が寄せられています。 来日間もない外国の子どもの保護者から日本語が全く理解できず、子どもの学校対応ができないという声が出ています。 地域日本語教室の初期日本語クラスは受講者のレベルに差があり、やむを得ずクラスを2つに分ける等、少人数の講師役ボランティアが対応に苦慮しているといった声が寄せられています。 			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>鶴見区では、平成20年に「鶴見区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、多文化共生を推進するため、様々な取組を進めてきました。また、令和6年度には、令和3年度から5年度にかけて実施した調査結果を踏まえ「鶴見区多文化共生基本指針」を策定し、現在、地域や事業者、団体等の皆様とともに多文化共生社会の更なる発展に向け取り組んでいます。</p> <p>具体的に「多文化のまち・つるみ推進事業」は区の運営方針や自主企画事業の重点事業に掲げており、区役所の案内窓口及び広報物の多言語対応の充実や職員研修のほか、令和5年度から、外国人が日頃から利用する施設や店舗などで多言語での生活情報を入手できる「情報発信拠点」の設置などを実施してきました。また、外国につながる小中学生の学習支援教室は、区の自主企画事業として国際交流ラウンジに委託し実施しています。大人向け日本語教室は、国際交流ラウンジの研修室等を利用して地域日本語教室団体主催で実施しています。</p> <p>令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度を受けて算定されたコーディネーター（学習支援教室のとりまとめ役）の件費80千円により、令和7年度は新たにコーディネーター2名を雇用し、地域の大学等を会場に学習支援サテライト教室を実施し、地域の外国籍等の子ども（※）の学習支援に貢献していきます。受講上限人数のため既存の学習支援教室を受講できなかった子どもたちの新たな受け皿として、大変重要な施策となっています。</p>			
【参考】鶴見国際交流ラウンジの学習支援教室			
<ul style="list-style-type: none"> 小学生クラス「あおぞら」 第1・3土曜日10時～12時 延904人参加（令和6年度実績） 中学生クラス「なないろ」 毎週月曜日17時～18時30分 延919人参加（令和6年度実績） 小学生クラス及び中学生クラスにおけるボランティア 延1,296人参加（令和6年度実績） 小学校高学年対象 学習支援サテライト教室「T-Kidsサテライト」 月2回程度、土曜日14時～16時（令和7年7月から開始） 			
※外国籍等の子ども：外国籍や外国につながる小学生・中学生			

◇提案内容・概算額等

【前提】

令和6年5月に策定した「鶴見区多文化共生基本指針」を踏まえ、誰もが安心・安全に暮らし、外国人・日本人が互いに助け合う地域づくりにつなげるためには、まず、生活に必要な情報へのアクセスのほか、「子どもの学習支援」や「大人の初期日本語学習支援」などをさらに充実させていくことが重要です。

【具体的な提案内容】

◇学習支援の充実

基本戦略の「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現するためにも、外国籍等の子ども（※）を対象とした学習支援教室をさらに充実させていく必要があります。

ニーズ増への対応として、とりまとめを行うコーディネーターを増員（継続）し体制を強化することで、サテライト教室拠点の拡張、実施回数の増加に取り組むとともに、ボランティアの交通費を補填するなど、待遇を改善し人材を確保し、より多くの外国籍等の子どもの支援に取り組んでいきます。

また、これまで区ごとに自主企画事業として実施してきましたが、今後は学習支援事業を国際交流ラウンジの重点機能として位置づけ、局予算化し、全市的に取り組んでいく必要があります。

◇大人向け初期日本語教室の開催

ニーズは高いが、これまで十分なケアができていなかった来日間もない大人を対象に、初期日本語教室を開催し支援を充実させていきます。

【概算額】 ■■■円

国際交流ラウンジの以下経費について局で予算化し実施

◇内訳

1 ニーズ増に対応するためのボランティア・コーディネーターの確保、育成

(1) コーディネーターの増員継続（2名）（令和6年度実績+人件費上昇見込み（委託業者ヒアリング））：
■■■円

(2) ボランティアに対する交通費の補填（1回あたり20名に対し、区内往復バス代■■■円を支給と想定）：
■■■円

2 学習支援教室に係る既存経費（コーディネーター5名の人件費等（令和6年度実績+人件費上昇見込み（委託業者ヒアリング））：■■■円

3 初期日本語教室開催にかかる講師費用

（メイン講師1人1回■■■円+サブ講師1人1回■■■円）×全8回講座×年2回：■■■円

※1（2）及び2は現在個性ある区づくり推進費にて対応しているため、併せて局で予算化する。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課

国際局政策総務課

◆局回答内容

国際局		政策総務課	
		TEL	671-3826

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>本市で外国につながる子どもたちが、年々増加する状況の中、学校外で子どもたちが勉強できる場所、居場所としての機能をもつ「学習支援教室の充実」は重要だと考えます。頂いた要望について、外国につながる児童生徒への教育・支援を行う教育委員会と連携し、本事業の位置づけをラウンジ全体の方向性の中で検討していきます。また、「大人向け初期日本語教室」に関しては、本市の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の一環として、ニーズへの対応方法を検討していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		神奈川区		こども家庭支援課	
				TEL	411-7157
所管局名	こども青少年局		共通区	16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）	
			継続年数		新規
提案種別					
制度関連					
番号	項目				
3	医療的ケアが必要になった保育所等の在園児にかかる利用料の減免制度の創設				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>・保育所に入所後、医療的ケアが必要になった児童については、園において当該児童を受け入れる体制を整える必要があります。こういった事情が生じた場合には、状態が安定していることを確認する観察期間（3か月）を求めているほか、医療的ケア児検討会議への付議、園における園児個別のマニュアルの整備など園の受入環境が整備されるまで登園することはできないこととしています。</p> <p>・一方、保育所の利用料については、市民税額に基づき毎月の利用料が算定され、在園児童については納付が必要で（0～2歳児の場合）、医療的ケア児への体制整備により通園できないなど個別の事情は考慮されません。</p> <p>・結果として、在園児童が医療的ケアが必要となった場合、家庭に特段の帰責性がないにもかかわらず、通所できない間の保育所利用料も支払いを行わなければならない事態となっています。</p> <p>・令和6年度在園児童が医療的ケアが必要となった事例は全市で13件あり、そのうち1件が神奈川区で発生しています。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
<p>保育所入所後医療的ケアが必要になり、園の受入体制が整うのを待っていたが、最終的にはその園では体制が整わず受け入れてもらえなかった。待っていて園に通うことができなかっただけではなく、その間の利用料も納付しないといけないのは改善してほしい。</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>神奈川区では医療的ケアが判明した場合、保育所・保護者・医療的ケア児コーディネーターと連携し、マニュアルの整備など園の受入体制を速やかに必要な調整を行っています。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>在園児に医療的ケアが必要であることが判明してから園の利用を再開するまでの間の保育所利用料を減免する制度の創設</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	こども青少年局保育・教育認定課、保育・教育支援課				

◆局回答内容

こども青少年局	保育・教育認定課 保育・教育支援課
TEL	671-0255（認定課） 671-2397（支援課）

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>看護師を新たに雇用するなど、引き続き受け入れられる見込みがある場合には、横浜市の医療的ケア児の制度としての事情も考慮し、減免制度の適用可否について、制度面・実務面の課題を関係課・区と調整しながら、医療的ケア児を子育てされている世帯への支援や受入れの促進につながるよう、検討していきます。</p> <p>ただし、受入れができないことが明白な場合には、改めて別の園へ利用申請していただく選択肢も含め、受入れ可能な園の確保に向け丁寧な調整をお願いします。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	建築局	西区 共通区	総務課 TEL 320-8310		
		継続年数	新規		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">提案種別</td> <td style="width: 85%;">制度関連</td> </tr> </table>		提案種別	制度関連		
提案種別	制度関連				
番号	項 目				
2	区が実施する崖地相談会の局事業への統合				
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>本市は全市的に勾配がある地域や狭い地域が多く、毎年多くの土砂災害が発生しています（令和6年：7件）。建築局では以前から相談会を企画をしており、また西区では崖崩れが発生したことをきっかけとして、令和3年にそれぞれの区局において地盤品質判定士会による崖地相談会を実施しました。それを皮切りに、同相談会を実施する区は年々増加しています。</p> <p>他都市でも相談会を検討する市町村が増えている中、判定士会の方々は副業として相談員を行っている方が多く、横浜市各区局が別々に相談会を実施することが判定士会の方々の大きな負担となっており、このままでは日程を確保することが難しくなるとのご相談を判定士側から受けています。また、判定士側は以前、建築局に同様の相談をしたことですが、状況の改善には至っておりません。</p> <p>このままの開催方法では、今後判定士の日程の確保が難しくなり、相談会を開催できない区局が出てくることが想定されます。</p> <p>【相談会の実施数の推移】 R5：2市4機関、13日間実施（内訳：川崎市まちづくり局、横浜市建築防災課、西区、港北区） R6：2市6機関、17日間実施（内訳：川崎市まちづくり局、横浜市建築防災課、西区、保土ヶ谷区、港北区、戸塚区） R7：2市9機関、20日間実施（内訳：川崎市まちづくり局、横浜市建築防災課、西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区、都筑区、戸塚区） R8：横須賀市が実施に向けて調整中</p> <p>【区防災担当へ年間の相談、相談会来場件数の合計】 R5：23件（区への相談11件/相談会参加数：12組） R6：22件（区への相談10件/相談会参加数：12組）</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（判定士会からの聴取）</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>自身もしくは隣地の敷地管理に関して、年間10件程度、陳情や相談を受けています。また、相談会の申込を開始すると、毎年早々に募集枠が埋まることから、相談会のニーズはかなり高く、相談会の開催については継続することが望ましいと思われます。しかし、相談会の実施における判定士の負担、スケジュール調整もある中、現状の実施方法では市全体として、安定的な会の開催が困難となる可能性があります。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <p>区民より、相談等があれば、相談会の実施を案内しており、毎年6月頃、区単独で相談会を実施しています。（相談会終了後は判定士会を案内しています。）</p>					

◇提案内容・概算額等

局が主導し、年間数回の相談会を複数区で実施します。

1 局にて区の開催意向を確認したうえ、バランスが取れるよう、市としての年間開催地、開催スケジュールを確定します。市としての開催数や会場をコントロールすることで、安定的な開催と、区ごとの事務負担の軽減を図ることが可能となります。

2 実施会場は各開催区で準備を行い、広報なども一部、開催区にて実施します。

【効果】

- ①区ごとに限定されていた申込範囲が全区に広がることで、市民がより多くの相談機会を確保できるようになります。
- ②各区の契約事務などの事務負担の軽減が見込まれます。

【概算額（年間6回、相談件数1回あたり12組の開催とした場合】

■■■円（1回費用：■■■円（R7年度の西区の契約額ベース）×6回）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	建築局建築防災課
------	----------

◆局回答内容

建築局	建築防災課	
	TEL	671-2948

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・区と地盤品質判定士会に、がけ地相談会の課題についてヒアリングを行います。・その結果を踏まえて、相談会のスキーム（予算・スケジュール・運営体制・判定士会との調整等）について検討し、区や関係者と調整を図ります。
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

西区		総務課	
		TEL	320-8310
所管局名	総務局		
		共通区 4区（保土ヶ谷区、都筑区、栄区、瀬谷区） (一部賛同区含む)	
		継続年数	新規
提案種別			
予算関連			
番号	項目		
3	区防災スピーカーの維持管理費に対する一部予算配付		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>平成16年10月の台風22号の影響で横浜駅西口が浸水し、大きな被害が生じたことを受けて西区では区独自の防災スピーカーを設置しました。</p> <p>区防災スピーカーは、風水害によって河川の水位が上昇した際に、周辺住民に水位情報や避難情報などを伝えるためのものです。災害情報の取得手段が、水防災システムや防災情報Eメールなど多様化する中で、インターネットの利用が難しい方や、風水害時に河川周辺を通行する方にとて、区防災スピーカーは有効な手段となっています。</p> <p>現在、複数の区で防災スピーカーが設置されていますが、通信費や光熱費などの継続的な経費に加え、部品やバッテリーの定期的な交換、機器の修繕など、維持管理にかかる費用が区づくり事業費の負担となっています。</p> <p>現状として、防災啓発や地域防災拠点に関する予算を削るなどして区防災スピーカーにかかる費用を捻出していますが、このままでは区防災スピーカーの安定的な運用が困難になる恐れがあります。</p>			
<p>【年間維持管理費（直近3カ年）】</p> <p>令和4年度：■■■千円（内訳：保守点検費■■■千円、通信費■■■千円、光熱費■■■千円）</p> <p>令和5年度：■■■千円（内訳：バッテリー交換費■■■千円、通信費■■■千円、光熱費■■■千円）</p> <p>令和6年度：■■■千円（内訳：保守点検及び工事費■■■千円、通信費■■■千円、光熱費■■■千円）</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）)			
◇区民からの具体的な要望			
<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度、第五地区連長をはじめ地域の方々からご要望をいただき設置した経緯があります。 			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>【特に高額な費用が発生した年を抜粋】</p> <p>平成17年度 導入 ■■■千円</p> <p>平成26年度 修繕 ■■■千円（維持管理費含む）</p> <p>平成29年度 バッテリー交換等 ■■■千円（維持管理費含む）</p> <p>令和7年度 機器更新 ■■■千円（予定）</p>			
◇提案内容・概算額等			
<p>区防災スピーカーを設置する区に対して、スピーカーの維持管理にかかる費用の一部について区への予算配付を実施します。なお、維持管理にかかる委託契約や支出、運用については、従前どおり各区が実施します。</p>			
<p>【効果】</p> <p>1 各区において、区防災スピーカーの安定的な運用が可能になります。</p> <p>2 これまで防災スピーカーの維持管理費用の捻出のために削減せざるを得なかった、防災啓発活動や地域防災拠点の支援に係る予算などを確保できるようになり、各施策の充実・強化につながります。</p>			
<p>【概算額】</p> <p>■■■千円／年（1区あたり■■■千円／年）</p>			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	総務局危機管理室緊急対策課		

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
	TEL	671-2143	

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>各区防災スピーカーは、各区の地区要望から整備しており、現在、区防災スピーカーに予算配付予定はありません。引き続き、各区で運用・維持管理・予算化をお願いします。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>将来的に区防災スピーカーを、市防災スピーカーとして運用する場合は、全市的視点から、沿岸部やより人口が多いエリアなどに配置場所を見直す可能性があります。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

西区		こども家庭支援課									
		TEL	320-8465								
所管局名	こども青少年局										
		共通区 15区（神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）（一部賛同区含む）									
		継続年数	新規								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #ADD8E6; text-align: left;">提案種別</th> </tr> <tr> <td colspan="2">予算・制度関連</td> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">番号</th> <th style="width: 90%;">項目</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>横浜子育てサポートシステムの提供会員・両方会員を増やす取組の推進</td> </tr> </table>				提案種別		予算・制度関連		番号	項目	4	横浜子育てサポートシステムの提供会員・両方会員を増やす取組の推進
提案種別											
予算・制度関連											
番号	項目										
4	横浜子育てサポートシステムの提供会員・両方会員を増やす取組の推進										
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>横浜子育てサポートシステムは、安心して子育てができるよう、地域ぐるみでの子育て支援や、仕事と育児を両立できる環境を作ることを目的とした会員制の有償のささえあい活動です。地域の中でこどもを預けたり、預かつたりすることで人と人のつながりを広げ、地域ぐるみでの子育て支援を目指しています。</p> <p>こどもを預けたい利用会員数が増加傾向である一方で、こどもを預かる提供会員数と利用・提供の両方を兼ねる両方会員数は近年横ばいとなっており、利用と提供のマッチングに苦慮している状況です。区支部事務局である地域子育て支援拠点が区と協働して、ホームページでの案内や自治会町内会の掲示板でのチラシ掲示、広報よこはま区版を活用した広報活動、地区民児協での周知、地域の子育てサロンでの出張入会説明会等、提供会員と両方会員を増やすための方策を行っているものの、会員数の増加につながっていません。</p> <p>また、地域の中での子育て支援を目指しているものの、マッチングの結果、提供会員・両方会員にとって身近な地域以外での活動になってしまふケースが多く、顔見知りではないこどもを安全に預かることに対する心理的ハードルが高いことも、会員数が増えない要因の一つと考えられます。</p> <p>こどもの預かりについては、今年度から「こども誰でも通園制度」が本格的に始まったほか、「預けやすいまちヨコハマ」の実現に向けた各種の預かり事業など、さまざまな取組があります。本事業の推進及びPRにあたっては、他の取組との違いを明確にしたうえで、利用・提供のしやすさを高めるための制度見直しについて検討し、地域内での人と人のつながりを育む仕組みとなるよう市域全体で取り組んでいく視点が必要です。</p> <p>【データ】</p> <p>①会員登録数（令和7年5月末時点） 利用会員：457名（前年比11名増）、提供会員：49名（同3名減）、両方会員：14名（同増減なし） ※利用料、報酬が改定（令和5年7月）されてからの会員数増減状況 利用会員：155名増、提供会員：4名増、両方会員：1名増</p> <p>②提供会員・両方会員の年齢層（令和7年5月末時点） 30代：6%、40代：33%、50代：24%、60代：26%、70代以上：10%</p> <p>③実際に利用・提供を希望している会員数（令和7年5月末時点） 利用会員：122名（登録者のうち27%）、提供会員：28名（同57%）、両方会員：3名（同21%）</p> <p>④利用・提供のマッチング成約率 令和5年度：69%、令和6年度：62%</p> <p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）</p> <p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>横浜子育てサポートシステム西区支部事務局（地域子育て支援拠点）から、提供会員・両方会員を増やす策を講じてほしいと要望を受けています。</p> <p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報よこはま区版での広報（令和4年3月号、令和6年8月号、令和7年10月号（特集記事）（予定）） ・自治会町内会掲示板でのチラシ掲示（令和6年9月、令和7年7月（予定）） ・地域子育てサロン等での出張入会説明会（令和5年度：11回25名参加、令和6年度：9回21名参加） ・区連会、区民児協、地区民児協定例会での周知及び協力依頼（令和6年度、令和7年度（予定）） 											

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局		中区	総務課	
				TEL	224-8112
			共通区	全区	
					継続年数
					新規
提案種別					
制度関連					
番号	項目				
1	市内経済団体や集客施設等と連携した災害時の帰宅困難者対策				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>中区は、官公庁や多くの企業、学校が立地しており、令和2年の国勢調査においても、在勤・在学者数をもとに算定した昼夜間人口比率が168.75ポイントと、西区に次いで高い数値となっています。また、区内の有名観光地には、多くの観光客も訪れています。地域からも「有事の際に観光客に対してどのような案内をすべきか」、「大勢の労働者や観光客が地域防災拠点に避難してきた場合はどうすればいいか」など、不安の声が上がっています。</p> <p>東日本大震災の際に首都圏で約515万人の帰宅困難者が発生したことを受け、本市においても、帰宅困難者一時滞在施設の確保や一斉帰宅抑制の呼びかけを通じて帰宅困難者対策に注力しているところですが、この取り組みをより加速していくことが必要です。</p> <p>特に、一斉帰宅抑制に関しては、令和7年4月15日現在で一斉帰宅抑制の基本方針への賛同事業者が市内で234事業者であり、市内事業所が11万超であることを踏まえると、これまで以上に啓発を行う必要があります。また、観光客等の来街者に対して事前に防災の広報・啓発を行うことは困難であるため、発災後の来街者に対して、正確な情報を迅速に周知する方法を検討する必要があります。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> ・観光地に近い地域から帰宅困難者対策を加速してほしい旨の要望をいただいている。 ・来街者が地域防災拠点に押し寄せないよう対策してほしい旨の要望をいただいている。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>中区の区政運営方針の柱の1つである「安全・安心で健やかに暮らせるまちづくり」に基づき、中区においても帰宅困難者対策を進めています。従来より、主に区内事業者向けに実施してきた「中区帰宅困難者対策訓練」について、令和6年から参加対象者を拡充し、より多くの方に帰宅困難者対策を周知する形に変更しました。また、一斉帰宅抑制については、日常的な防災啓発活動の中で事業者や店舗等の関係者に対して呼び掛けを行っていますが、個別の啓発にとどまっています。</p> <p>帰宅困難者対策は、全市的な課題であるため、区をまたいだ面的な啓発を実施していくことが有効だと考えます。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>全市的に帰宅困難者対策を促進するため、市内の経済団体や集客施設等に対し、災害時の帰宅困難者対策について協力を依頼します。また、本市が官民一体となって対策に取り組むことを市民や市内事業者等へ広く発信するため、各団体等との帰宅困難者対策に関する包括的な協定締結を検討します。</p>					
<p>経済団体等への協力依頼概要</p> <p>市内経済団体から会員企業等に対して、次の内容に可能な範囲で協力するよう呼びかけをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一斉帰宅抑制の基本方針」に沿った災害対策を進めます ・発災時に、来街者を一時的に店内・事業所内に留める ※1 ・市が作成したポスター・チラシ等を事前に会員企業へ配布し、発災時に店頭や事業所等で掲示・配布することで来街者へ迅速な情報提供を行う ※2 					
<p>※1 帰宅困難者一時滞在施設とは異なり、発災時に店内・事業所内にいた方など、狭い範囲・少人数を対象とするなどを想定しています。</p> <p>※2 ポスター等には、「むやみに移動を開始しない」旨の呼びかけや、帰宅困難者一時滞在施設の情報にアクセスできる二次元コードなどの記載を想定しています。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
<p>現行の体制で対応</p>					
◇所管局					
所管局課	総務局地域防災課				

◆局回答内容

総務局	地域防災課	
	TEL	671-2011

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策を進めていくため、市内経済団体等へ協力を呼びかけていくとともに、帰宅困難者対策に関する協定締結に向け検討を進めます。 ・「一斉帰宅抑制の基本方針」については、引き続き各団体等へ様々な機会を通じて協力依頼を行い、賛同事業者の増加を図っていきます。 ・事業所内の来街者への対策として、帰宅困難者一時滞在施設NAVIAの案内等を事前に会員企業へ配布し来街者への迅速な情報提供につなげることなどの協力について、市内経済団体等へ呼びかけを行っていきます。
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

◇提案内容・概算額等

1 提供会員となるための要件の緩和

「横浜市内在住で、子育て支援に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる20歳以上の健康な方」を「横浜市内在住・在学で、子育て支援に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる18歳以上の健康な方」とします。

→西区では、地域子育て支援拠点（以下、「拠点」という。）の近隣に大学が所在していることもあり、日頃から拠点が主催する事業への大学生の参画が進んでいます。要件を緩和することで、そうした大学生による提供会員への登録・活動への参加を促し、会員の拡大につなげます。

2 事業趣旨を踏まえた会員拡大・PR等市域での取組検討及び実施、区支部事務局及び区が行う会員拡大の取組支援（一例）

- ・パマトコやSNSを活用した全市的なPR方策の検討・実施
 - ・全市で活用できるわかりやすい案内周知用パンフレット・PR資料の作成
(事業趣旨を理解した方に利用していただけるよう、本事業と他の子どもの預かりに関する事業との違いを明確に表現した内容も盛り込む。)
 - ・提供会員の声などを取り込んだ、動画等を活用した広報の展開
 - ・学校や保育園等を通じた保護者への事業PR働きかけ等の掘り起こし施策の検討・実施
 - ・好事例について他区へ展開させる仕組みづくり
 - ・地域ケアプラザ（地域包括支援センター）と連携したシニアの登録・活動への参加促進
 - ・感謝とつながりを可視化する取組（提供・両方会員へのありがとうメッセージや活動エピソードを紹介）

→現状、会員拡大の取組は各区において区支部事務局が区と連携して対応していますが、例年同様の取組となりがちなことも課題となっています。市域全体での共通課題でもあり、市事務局であるこども青少年局による取組の検討・支援が必要と考えます。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局地域子育て支援課
------	-----------------

◆局回答内容

地域子育て支援課		
こども青少年局	TEL	671-4157

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>市域でのPRを検討するとともに、会員拡大に向けた方策の一つとして、提供会員となるための年齢など要件の緩和等に関しても、検討します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	国際局	中区	区政推進課 TEL 224-8127	
		共通区		3区（鶴見区、西区、南区）
				継続年数 新規
提案種別				
予算関連				
番号	項目			
2	外国人集住区における外国籍住民への対応力強化			
◇地域の課題、基礎データ等				
<p>中区は全国屈指の外国人集住自治体であり、令和7年3月末時点で外国人数は18,773人、外国人居住率は約12.1%と、いずれも18区でトップの数字となっています。（【参考】同時点での18区平均 外国人数：約7,162人 外国人居住率：約3.4%）</p> <p>また、こうした区の特性がある中で地域の多文化共生を実現するため、平成29年度から、「中区多文化共生推進アクションプラン」に基づいた多文化共生に係る各種施策を推進しています。</p> <p>アクションプランの各種施策の中においても、窓口における多言語対応については、英語与中国語の国際サービス員の配置・通訳タブレットの活用・小型AI通訳機をはじめとした通訳機器の活用など注力ををしてきましたが、ネパール等の最近急増する国籍に対する通訳員不足や小型AI通訳機が行政単語に非対応で制度の説明が困難であること等、十分な対応が出来ているとは言えない状況となっております。（令和7年3月末～5月末の新規転入外国人数は562人。1営業日あたり約13～14人の対応が生じている。）</p> <p>直近数年においてはネパール国籍住民が急増しており、その数は令和3年度の283人から5倍以上の1,536人（令和7年5月末時点）となり、中国籍、韓国籍に次ぐ3番目に多い外国籍となりましたが、その多くは来日直後の留学生であり、やさしい日本語でのコミュニケーションも困難なことから、対応に大きく課題を抱えています。</p> <p>日本政府の外国人留学生・特定技能制度の増強方針から今後もネパールを中心とした外国籍住民は右肩上がりで増加することが見込まれ、外国人集住区における行政窓口における対応力の強化を行う必要があります。</p>				
◇地域ニーズ等の収集手段				
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（各課・自治会町内会等の地域ヒアリング）				
◇区民からの具体的な要望				
多言語通訳・翻訳体制の整備				
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。				
<p>中区運営方針の柱の一つである「多文化共生のまちづくり」に基づき、平成29年度より「中区多文化共生推進アクションプラン」を策定し、区役所における多言語対応の充実を図っています。</p> <p>ネパール国籍住民についてはその約半数が留学ビザによるニューカマーであり、来庁した場合は、計5台配備している通訳タブレットか、各課に1台配備の小型AI通訳機での対応をしていますが、前者は約30分という時間制限と翻訳員不足（横浜市多文化共生総合相談センターの通訳員が18区すべてに対応）という問題があり、後者は逆翻訳が表示されないことからこちらの意図と違った伝達がなされてしまう、行政の複雑な制度の翻訳が困難である等の問題があります。また、小型AI通訳機は国際局から配布があった令和2年から計5年が経過しており、端末の充電が持たないなど経年劣化が顕著です。</p>				
◇提案内容・概算額等				
<ul style="list-style-type: none"> ・行政単語対応・逆翻訳・ビデオ通訳等の機能が付いた多言語AI機械通訳機の導入 <p>下記のような機器の整備を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ネパール語を含むAI多言語機械通訳に対応 ②逆翻訳が常に表示される ③定型文登録機能により、難しい制度の翻訳も可能 ④ビデオ通訳機能も有し、複雑な内容であれば切替が可能。通訳タブレット対応要員の不足も解消できる。 ⑤SIMカード内蔵により、家庭訪問など府外での使用も可能 				
【概算額】				
<p>※特に窓口での外国人住民対応が多い、戸籍課・保険年金課・税務課・生活支援課・こども家庭支援課・福祉保健課の6課での1年間の運用を想定</p> <p>初期費用 ■■■円</p> <p>毎月基本利用料 ■■■円×12カ月=■■■円</p> <p>A I 翻訳+ビデオ通訳機能 ■■■円×6台×12カ月=■■■円</p> <p>SIMカード付端末レンタル代 ■■■円×6台×12カ月=■■■円</p> <p>計 ■■■円</p> <p>中区、鶴見区、南区、西区の外国人集住4区で運用した場合は ■■■円×4区=計 ■■■円</p> <p>※令和7年3月末時点で外国人住民居住率が5%を超えている区を外国人集住区としています。 (中区: 12.1%、南区: 6.8%、西区・鶴見区: 5.8%、横浜市平均: 3.4%)</p>				
◇参考：区執行体制上の課題				
現行の体制で対応				
◇所管局				
所管局課	国際局政策総務課			
◆局回答内容				
対応の有無		一部対応する		
対応する場合		◇対応の内容		
		<p>提案区および共通区に対し、既存の窓口用通訳タブレット端末に以下の機能の追加を予算計上します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ネパール語を含む音声機械通訳機能 ②逆翻訳機能 ③定型文登録機能 		
		◇課題に対する局の考え方		
対応しない場合		◇対応する場合の課題		

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

中区	地域振興課		
	TEL	224-8137	
所管局名	国際局		
		共通区	4区（鶴見区、南区、緑区、都筑区）
		継続年数	新規
提案種別			
予算関連			
番号	項 目		
8	外国人住民を対象とした人材育成と地域連携体制の充実		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>中区は市内で最も外国人住民が多く、地域活動の担い手不足も深刻化しています。このため、中区では外国につながる中学生を対象に2009年から学習支援教室を開始し、2018年には卒業生が中心となって「Rainbowスペース」を設立しました。当初は日本人が中心だった支援活動も、卒業生への継続的なアプローチにより、現在では彼らが学習支援の約4割を担い、地域イベントでの通訳・翻訳などにも貢献するようになっており、「支援される側」が「支援する側」へと成長し、地域との架け橋となる好循環が生まれつつあり、このような好循環を広げるための人材育成の重要性が高まっています。</p> <p>一方、大人を対象とした日本語教室の受講生は、「Rainbow」のような地域との接点となりうるスキームがなく、卒業後に地域活動に繋がりにくい点が課題となっています。このため、若年層と並行し、大人の日本語教室受講生についても、地域との繋がりづくりを担う人材として、人材育成を進め地域連携体制を強化していく必要があります。</p>			
<p>【基礎データ】令和7年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内外国人住民総数：18,773人（市内1位） ・区内外国人住民割合：約12.1%（市内1位） 			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<p> <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（外国につながる住民へのヒアリング） </p>			
◇区民からの具体的な要望			
<p>1 令和6年度「中区区民意識調査」及び「横浜市外国人意識調査」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍の方は、外国人増加に対して「生活マナーやルールが守られなくなる（65.9%）」など依然として外国人と生活することへの不安を抱えています。一方で外国籍の方は、まだ地域活動をしていない人のうち5割近くが参加意向があり、外国人と日本人の相互理解・橋渡し役が必要と言えます。 <p>2 令和6年度「中区外国人意識調査」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）横浜市国際交流協会による提言で、「今後の多文化共生施策の実施にあたっては、非支援者が支援者にまわるサイクルの構築を意識し、担い手として活躍できるような展開も視野に入れることが重要である。」と言われており、「今まで助けられた分、今度は自分がボランティアになってサポートできる人になりたい」という声も複数あったと報告されています。 <p>3 令和6年度「日本語教室受講者アンケート」より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでもっと日本語を学び、日本文化を理解したいと思う。 ・今後もっと日本語を理解し、交流する機会を持ちたい。 ・日本語サロンみたいな活動があつたらいいなと思います。 			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>2017年「中区多文化共生推進アクションプラン」を策定。</p> <p>2021年～現在は、第2期プランのもと、「外国人住民に対する基礎的支援の充実」と「地域とのつながりづくり」を基本目標として、多文化共生の取組を「なか国際交流ラウンジ」を中心に推進しています。</p>			
<p>今回の提案に関連する区の取組は次のとおりです。</p> <p>●若年層を対象とした「地域連携・人材育成事業」</p> <p>(1) 中学生学習教室</p> <p>【日程】毎木曜（年間40回）【参加者】外国につながる中学生約20人【支援者】約25人</p> <p>(2) 外国につながる若者の居場所「Rainbowスペース」</p> <p>【日程】毎月曜（年間40回）【参加者】外国につながる若者（中高大学生など）</p> <p>【内容】中学生学習教室修了生有志をコーディネーターがサポートし、外国人の若者が地域での多文化共生に向けた取組を自ら企画・実施する体験をし、外国人主体の協働活動を創出</p> <p>(3) 地域ヒアリングの実施</p> <p>【頻度】埋地地区の町内会定例会への参加</p> <p>地域イベントの実行委員会等への参加★</p> <p>【内容】コーディネーターが上記会合等に参加し、地域課題やニーズを把握、外国人の若者が関われる内容を掘り起こし、地域側の多文化マインドを醸成</p> <p>(4) 地域イベント等への外国人に繋がる若者の参加促進</p> <p>【頻度】年間13回程度</p> <p>【内容】コーディネーターが「Rainbowスペース」の若者を中心に、地域のイベントへ通訳や運営スタッフとして参加する事前の調整、当日のサポート、実施後には若者と地域の双方へのフィードバックを実施★</p> <p>●大人を対象とした「日本語教室」</p> <p>(1) 日本語教室</p> <p>①スタート教室【日程】1期10回×年間6期【参加者】各期10人</p> <p>②定期教室【日程】1期30回×年間2期【参加者】各期20人</p>			
<p>財源：★部分は国際局「地域連携強化事業」で対応。それ以外は区づくり推進費で対応。</p>			

◇提案内容・概算額等

◇提案内容

大人を対象としている日本語教室の修了生を中心に、新たに地域と繋がるステップとなる教室を開催し、併せて現在も行っている「地域ヒアリング」を拡充するため、新たにコーディネーター1名を配置し、大人の修了生を地域ボランティアとして地域活動に繋げる体制づくりを進めます。

1 地域と繋がるステップ教室の新設

【内容】日本語教室の次のステップとして、日本の暮らし、文化、生活習慣の違い、地域活動の大切さ等を深く理解し、地域活動へ参加するうえでの基礎となる知識を身に着ける教室を開催します。最終的には、地域社会への理解と関心を高め、地域活動への参加意欲を醸成することを目指します。

【日程】毎火曜or木曜 週1回 年間40回 【参加者】日本語教室の修了者及び同レベルの方

2 地域ニーズの把握及び地域ボランティア（※1の地域と繋がるステップ教室の修了生）と地域の連携づくり

【内容】新たにコーディネーター1名を配置し、子育てサロンなど公的施設で定期開催されている地域活動への継続的なアプローチで信頼関係を築きながら、教室の参加者達が関わる内容や地域側のニーズを把握し、地域ボランティアが地域へ参画するきっかけづくりを進めます。

【概算額】■■■千円

なか国際交流ラウンジの以下経費について局予算化し実施

<内訳>

1 ステップ教室の開催（年間40回）

・サポートー2名の人事費（謝金、保険料等） ■■■千円

■■■千円

2 コーディネーターの配置（1名）

・コーディネーター1名の人事費（給与、通勤手当、出張費等） ■■■千円

※既存日本語教室のスタッフ（週2日勤務）をコーディネーターに位置づけて週3日勤務とし、ステップ教室の企画運営と地域ニーズの把握の業務を行うこと想定。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	国際局政策総務課
------	----------

◆局回答内容

国際局	政策総務課	
	TEL	671-3826

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
	◇課題に対する局の考え方 現在、5区の国際交流ラウンジに、地域連携コーディネーターを配置しています。本提案内容は、地域との連携、在住外国人の地域参画を目的としていることから、既存の地域連携コーディネーターの業務の範囲内であると考えます。
対応しない場合	◇対応する場合の課題 地域連携を進めるため、コーディネーターの配置が重要と考えるなか、現下の財政状況により、5区に留まっています。 提案内容にある在住外国人を地域ボランティアとして地域活動に繋げる体制づくりの重要性について賛同しますが、既にコーディネーターを配置済の区においては、より効率的な方法を検討し、業務内容の組換等により対応いただくものと考えます。

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

南区		地域振興課	
		TEL 341-1238	
所管局名	国際局	共通区	16区（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉、瀬谷）（一部賛同区含む）
提案種別		継続年数	新規
予算・制度関連			
番号	項目		
3	外国人が地域で生活するため及び地域社会に参画するための仕組みの強化		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>本市の外国人人口は増加し続けており、13万2千人を超えてます。市内で3番目に外国人住民が多い南区においては、令和7年5月現在で1万4千人であり、毎年千人ずつ急速に増えています。</p> <p>これに伴い、ごみ出しルールや騒音問題など、生活習慣の異なる外国人住民と地域住民との摩擦の報告や相談を受けることが増えています。また、自治会町内会からは「言葉が通じない」「ルールが伝わらない」といった声もあり、トラブルの未然防止が課題となっています。</p> <p>南区では生活習慣の違いから生じる地域でのトラブルを防ぐために、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジによる生活ルールの案内やアウトリーチ型の生活ガイダンス等を行っています。今後、特定技能外国人の就労増加に伴い、更なる外国人住民の増加が見込まれることから、生活ガイダンス等への需要は年々高まることが予測されます。</p>			
<p>また、外国人住民は自治会町内会活動への参加率が低く、外国人世帯は孤立しがちであるとされています。しかし、地域活動に参加した外国人住民は、参加した理由を「日本人から誘われたから」(34.4%)、「地域に貢献したかったから」(30.7%)と答えており、きっかけがあれば、地域参加につながると考えられる上、総務省の調査では、「地域参加支援を行った自治体における外国人住民の自治会町内会加入率は平均15.7ポイント向上した」と報告されています。これらを踏まえると、横浜市においても、生活ガイダンス等を通して外国人住民に地域活動へ参加するきっかけを提供することで、課題となっている自治会町内会への加入の促進、担い手不足への対策の一助となることが期待できます。そのため、こういった外国人住民や既存コミュニティと地域との橋渡しとしての役割のより一層の強化が必要です。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()			
◇区民からの具体的な要望			
<p>【語学学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別習慣がない国から来た留学生が大勢来日したので、ごみの出し方や防災、日本で生活する上でのマナー・ルールを教えてほしいです。留学生は南区内に点在して生活しています。 <p>【自治会町内会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が夜中にベランダで大きな声で話をしていて困っています。 外国人住民がマンションの窓からごみを捨てて困ります。 ごみの出し方のルールを守ってくれません。ルールを説明することもできません。 日本のルールやマナーを知らせるために生活ガイダンスをしてほしいです。 自治会町内会活動に参加してほしいです。 外国人住民が地域行事に参加してほしいがどうしたらよいでしょうか。 自治会町内会の役員への意欲がある外国人が数名いますが、役員の仕事の説明ができないので支援してほしいです。 <p>【区役所窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの出し方のルールを守ってくれないのでどうしたらよいでしょうか。 地域で災害があったときに、通電火災の危険性などを外国人住民にも知ってほしいです。1件の火災が地域全体に広がるので心配です。 <p>【外国人住民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの分別の仕方がわからないです。 地域の情報をどうしたら得られるでしょうか。 ご近所の人達（日本人）と仲良くしたいが、きっかけがありません。 母国でもボランティア活動をしていたので、日本でも活動したいです。 <p>【デジタルプラットフォームを活用した意見募集】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内に留学生会館があるので、多文化交流をする機会がほしいです。 			

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【南区政運営方針の目標達成に向けた施策4】「地域の皆さまとともに歩む区づくり」
地域活動に携わる人材の発掘・育成及び自治会町内会の支援に取り組むとともに、外国籍住民等との相互理解を深める取組などを通じて、多文化共生のまちづくりを進めます。

地域の要望を受けたアウトリーチ型生活ガイダンスの実施、及び外国人住民の地域での活躍の場の創出をしています。

【取組事例】

- ・語学学院や多文化フリースクール、外国人住民が多く在籍する小中学校の児童・生徒及び保護者向けの生活ガイダンスの実施
- ・要望のあった自治会町内会での出張生活ガイダンス及び交流会の開催
- ・消防団への加入促進や自治会町内会役員・委嘱委員等への奨励

◇提案内容・概算額等

増加する外国人住民向けに、横浜市のルールやマナーや地域運営の仕組み等を伝える生活ガイダンスをパッケージ化して一元的に提供する「新たなコーディネーター派遣制度（仮称）」の創設

1 概要

横浜市の標準的な生活ガイダンスの開催要望に対応するためのコーディネーター派遣制度を新たに創設します。当該制度は、国際局が整備し、市の取組全般を網羅的に案内し、「外国人住民の地域適応を支える初期支援（生活ガイダンス）」を行います。

なお、今回新設するコーディネーター（以下、新たなコーディネーター）の派遣は、国際交流ラウンジ未設置区のエリアも含め、民間の語学学校、外国人が集住するマシンション管理組合、外国人を雇用する企業等、外国人との接点が多い団体・組織等からの要望に応じて行います。

2 目的

市域内のルールやマナーを知らないことから生じる地域トラブルを未然に防ぐため、地域に出向いて生活ガイダンスを行い、外国人と日本人が共生し、互いに認め合いながら安心して暮らせる地域づくりを目指します。さらに、外国人住民が地域において活躍する機会の創出を図ります。

3 既に配置されている地域連携コーディネーターとの役割の違い

新たなコーディネーター：

地域定着への第一歩となる生活ガイダンス実施による「外国人住民の地域適応を支える初期支援」を実施
既設置の地域連携コーディネーター：

外国人住民が「地域の一員として地域コミュニティに参画すること」や「地域住民との関係を深めること」に向けた支援を実施

※なお、新たなコーディネーターは、生活ガイダンス実施後、地域連携コーディネーターに参加者・実施状況等を共有し、その後の地域支援につなげます。重層的に情報提供を行うことで、外国人住民の地域生活の不安等を解消し、外国人住民に自治会町内会の加入促進を行い、地域行事への参画と地域の担い手不足への解消及び地域課題解決への足がかりとします。

【生活ガイダンスの具体的な内容例】

- ・分別ごみの出し方、救急車の呼び方、病院のかかり方などの生活に関わる説明
- ・日本で生活するまでの生活マナーやルールの説明
- ・地域における自治会町内会の役割を知り、地域行事への参画や自治会町内会加入についての説明 など

【概算額】 ■■■千円 ※■■■千円/1回×30回程度

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	国際局政策総務課
------	----------

◆局回答内容

国際局	政策総務課	
	TEL	671-3826

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>貴区実施の地域連携コーディネーターによる生活ガイダンス、他区での多文化共生分野の市民団体と連携した生活ルールブックの作成、生活ルールにかかる動画の配信等が、地域住民の方々との良好な関係構築につながっており、外国人向けのルール周知の必要性について賛同します。 自治会町内会や地域の団体等と最も近い関係である区や国際交流ラウンジが地域ニーズを把握し実施していただくことが最も実効性が高く、さらに日本人・外国人双方の関係構築や維持につながると考えます。 引き続き、国際交流ラウンジの地域連携コーディネーターの業務としてご対応ください。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>新たな制度創設のため、既存事業との棲み分け及び市域全体のニーズ把握が必須となり、その際、区局の役割分担や費用対効果を考慮する必要があります。 一方、全国的に在住外国人の増加への対策が必要とされる情勢となるなか、国において既存制度や施策の見直しが重要な課題となっています。 本来、外国人を雇用する企業の責務としていた、就労する外国人向け支援についての見直しも想定され、地域の生活者として受け入れた外国人への対応について、自治体への期待が大きくなる可能性があります。それらの動きを見ながら、最も効率的かつ効果的な方法を検討する必要があります。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	政策経営局	港南区	区政推進課
			TEL 847-8321
共通区	全区		
		継続年数	新規
提案種別			
予算関連			
番号	項目		
1	「自治会町内会ポータル」への広報よこはま等の広報紙配布に関する機能追加		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広報よこはま」は、市の最も基本的な広報媒体であり、全世帯に市政情報を届ける市唯一の広報紙です。令和5年度の「横浜市の広報に関するアンケート調査」においても、約7割の人が市政情報を入手する主な手段として「広報よこはま」を挙げています。 3種の広報紙（広報よこはま、県のたより、議会だより）を、自治会町内会等を通じて原則市内の全戸に配布しています。 配布にあたっては政策経営局及び18区において送付先等の情報をまとめた配布台帳の整備が必要となります。また、自治会町内会等への配布謝金の支払いのために配布数及び振込先口座の情報を提出してもらう必要があります。 			
<p>【地域の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会の担い手不足 <p>【参考】令和2年度自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書 <運営上の課題>①役員のなり手が少ない77.9%②会員の高齢化63.4%③特定の会員しか運営、行事に関わらない37.9% <会長の年齢>①70歳代47.5%②60歳代22.3%③80歳代11.2%</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会町内会の担当者は、補助金や謝金ごとにそれぞれの所管課とのやり取りが発生しており、またそのほとんどが紙でのやり取りとなっており事務が煩雑になっています。 			
<p>【基礎データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の自治会町内会数：約3,000団体 広報よこはま発行部数：約1,600,000部 (自治会町内会等経由の配布：約1,240,000部、ポスティング等による配布：約250,000部、他に駅等のPRボックスでの配架あり) 			
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p style="text-align: right;">■ 1 日常の窓口対応等 □ 2 市民からの提案等 ■ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望 □ 8 デジタルプラットフォーム □ 9 その他 ()</p>			
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの所管課とのやり取りが発生していて煩雑 やり取りのほとんどが紙のため電子化してほしい ほとんどが電話や窓口での手続となり、区役所の開庁時間にあわせて連絡しなければならないため不便 			
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <p>【港南区運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度港南区運営方針において、目標達成に向けた施策として「あったかデジタル港南」の推進を位置づけ（抜粋）目標達成に向けた施策「あったかデジタル港南」の推進 デジタル区役所モデル区の経験を活かし、デジタルツールの活用により区民の利便性向上や区役所業務の効率化を図ります。取組によって生み出した時間が、対面での応対や地域とのコミュニケーションにつながる、あったかい区役所づくりを進めます。 <p>【電子申請化とその利用実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 港南区においては、令和6年8月から配布担当者等の変更連絡を電子申請で受付を開始し、17件の利用実績があります。 令和6年12月から広報紙の配布部数報告の電子申請での受付を開始し、42件の利用実績があります。 (いずれも令和7年7月8日時点) <p>(参考) 令和6年度広報紙配布団体数（港南区）：237団体</p>			

◇提案内容・概算額等

令和7年度に市民局において構築予定の「自治会町内会ポータル」に広報紙配布台帳及び謝金支払いに関する機能を追加し、他の補助金等とワンストップで申請できるように整備することで自治会町内会の負担軽減を図ります。

「自治会町内会ポータル」で申請できるようにすることで、直接来庁する以外の選択肢を増やし、手続きに関して区役所の開庁時間にとらわれることがなくなり、自治会町内会の利便性の向上につながります。

【概算額】

■■■千円(概算)

(参考額) 令和7年度自治会町内会ポータル構築予算額 : ■■■千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	政策経営局広報・プロモーション戦略課
------	--------------------

◆局回答内容

政策経営局	広報・プロモーション戦略課	
	TEL	671-2332

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <ul style="list-style-type: none">現在、機能追加を検討しているシステム自体が構築中であり、仕様や運用形態が確定していない状況です。長期間運用するシステムであるため、新システムの完成後の利用状況・利便性・稼働率、システムの安全性や運用状況、年間の運用経費を含めた費用対効果を確認しながら、必要な機能追加を検討・実施する必要があります。 <p>◇対応する場合の課題</p> <ul style="list-style-type: none">現在構築中の新システムの利用開始後、稼働状況や運用実績を踏まえたうえで、追加機能や改修スケジュールの検討を行う必要があります。引き続き、PJ等で各区で事務手順を統一し、業務フローを確定したうえで、「システム化に必要な内容」、「改修や追加機能の優先度」等を協議し、共通認識のもと進める必要があります。

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		港南区		区政推進課	
				TEL	847-8327
所管局名	教育委員会事務局	共通区	1区(南区)		
		継続年数		4年	
提案種別					
予算関連					
番号	項目				
2	桜岡小学校の建替え				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>港南区の桜岡小学校は、令和3年度に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替え事業を進めていくことが決まりました。</p> <p>桜岡小学校には教育活動に必要な機能のほか、放課後キッズクラブ、地域防災拠点、地域活動によるグラウンドや地域交流室の利用等があり、地域の一拠点として重要な役割を果たしています。</p> <p>そのため、建替えにあたっては地域からの要望を十分反映させるとともに、建替え期間中の代替施設についても確保していく必要があります。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
<p>通学路の安全面の確保が懸念、内装の木質化を進めてほしい、校舎内の動線の改善やエレベータ設置をしてほしい、洋式トイレや、照明を明るくするなど環境を良くしてほしい等</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<ul style="list-style-type: none"> ・建替え事業の決定について、教育委員会事務局と共に連合町内会などに情報提供しました。 ・再編整備検討専門会議に向け、桜岡小学校に係る地域課題や地域ニーズについて情報収集を行いました。 ・地域の関係者を含めた検討会・報告会について、参加メンバーの選出などについて連合町内会と調整を行いました。 ・上記の検討会に、教育委員会事務局と共に出席し、地域ニーズ等についての情報収集を行いました。 					
◇提案内容・概算額等					
<ul style="list-style-type: none"> ・内装の木質化や、校舎内の動線の改善やエレベーター設置、地域防災拠点としての運用を円滑にできるよう、工事期間中の防災拠点機能の維持、建替え後の体育館・防災備蓄庫の位置や運用方法などについて、関係区局が調整し、地域の意見を聞きながら丁寧に進めること。 ・平成28年に同校の児童が死亡する交通事故が発生しており、児童の登下校時の安全確保は地域の重要な課題となっています。学校周辺の道路は狭いで、バスも通行するなど交通量も多いため、設計にあたっては児童の登下校時の安全が確保できるよう配慮すること。また、建替工事中は児童の通学経路と工事車両の動線が近接することも考えられるため、施工にあたっても児童の安全を最優先に考えること。 					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	教育委員会事務局教育施設課				

◆局回答内容

教育委員会事務局		教育施設課	
	TEL	671-3298	

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>児童の通学における安全面の確保、地域防災拠点としての運用が円滑に行えるよう配慮し、関係区局と連携を図りながら対応していきます。また、施工にあたっても、児童の安全面を最優先に考え、進めていきます。(教育委員会事務局)</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	保土ヶ谷区	総務課	
			TEL	334-6204
共通区	全区（一部賛同区含む）			

継続年数	新規
------	----

提案種別		項目
予算・制度関連		
番号	項目	
1	地域防災拠点の防災備蓄庫狭小対策としての新たな物資拠点の整備	

◇地域の課題、基礎データ等

各地域防災拠点では、備蓄品が年々増え続けており、令和7年に改定された地震防災戦略では、令和11年までにさらに備蓄物資を拡充する計画があります。拠点に入りきらない備蓄品は一時的に方面別備蓄庫に保管され、令和12年度に運用開始予定の旧上瀬谷通信施設地区の倉庫に順次移される予定です。

しかし、当区は市の中央に位置し、これらの倉庫から距離があるため、災害時に必要な物資が迅速に届くのか不安の声が上がっています。発災初期に必要な備蓄品は、たとえ拠点に入りきらなくても、すぐに届けられる体制が必要です。そのためには、拠点敷地内又は拠点から近い場所に保管場所を確保し、適切に管理・運用することで、必要な物資を迅速に届けられる仕組みを整えることが求められます。

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|------------------|-----------------------------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等 | □ 2 市民からの提案等 | ■ 3 地区担当制 | □ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート | □ 6 区民要望 | □ 7 関係団体からの要望 | |
| ■ 8 デジタルプラットフォーム | ■ 9 その他（地域防災拠点連絡協議会にて複数の拠点長からの意見） | | |

◇区民からの具体的な要望

拠点防災備蓄庫に収納しきれない物品については、発災時に迅速に拠点まで運搬できる、または、拠点運営委員等が引き取りに行けるよう、区内に保管場所を整備して欲しい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

特に防災備蓄庫のスペース不足が見受けられる、かつ、設置可能場所がある拠点に小型倉庫（5m²以下）を区づくり予算にて設置しました。

実績：10校（令和2年度6校、4年度3校、5年度1校）

費用：約3,100千円

◇提案内容・概算額等

1 地域防災拠点の敷地内に保管場所を確保
危機管理室や関係部局において、新たな備蓄品も含め全ての備蓄品を地域防災拠点の施設内に収納できるよう、保管場所の整備を検討

2 新たな物資拠点の設置

- (1) 周辺区域を含めた拠点備蓄庫等の保管スペース不足対策
 - ・主に、戦略に伴い新規拡充する備蓄品や、発災初期から必要となる物資を備蓄
 - ・平時は各拠点・周辺区域ごとにまとめて管理
 - ・拠点運営委員等による速やかな避難所配付も想定
- (2) 物資輸送体制の強化
 - ・交通アクセスの好条件（首都高速、横浜新道、保土ヶ谷バイパスなど）を活かした、新たな物資拠点のモデルケースとして整備

【整備候補地（提案整備費）】

- ア 市民活動支援センター跡地（■■■千円）
- イ 区役所6階整備（現状利用）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局地域防災課
------	----------

◆局回答内容

総務局	地域防災課	
	TEL	671-2011

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>「地域防災拠点の敷地内に保管場所を確保」については、関係区局で構成する備蓄品・避難スペース検討WGにおいて、拠点備蓄庫の狭小対策などについて具体的な検討を進めています。</p> <p>また、「新たな物資拠点の設置」についても、横浜市地震防災戦略の「広域防災拠点を軸とした物資輸送の効率化」において進めている「方面別備蓄庫再編の検討」と連動させて取り組んでいきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">所管局名</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">健康福祉局・こども青少年局 ・教育委員会事務局</td> </tr> </table>	所管局名	健康福祉局・こども青少年局 ・教育委員会事務局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">保土ヶ谷区</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">高齢・障害支援課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">共通区</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">TEL 334-6383</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">6 区（西区、南区、金沢区、港北区、緑区、瀬谷区）（一部賛同区含む）</td> </tr> </table>	保土ヶ谷区	高齢・障害支援課	共通区	TEL 334-6383	6 区（西区、南区、金沢区、港北区、緑区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	
所管局名	健康福祉局・こども青少年局 ・教育委員会事務局								
保土ヶ谷区	高齢・障害支援課								
共通区	TEL 334-6383								
6 区（西区、南区、金沢区、港北区、緑区、瀬谷区）（一部賛同区含む）									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">継続年数</td> <td style="width: 50%; padding: 5px; text-align: center;">新規</td> </tr> </table>		継続年数	新規						
継続年数	新規								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">提案種別</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">予算・制度関連</td> </tr> </table>		提案種別		予算・制度関連					
提案種別									
予算・制度関連									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: center;">番号</td> <td style="width: 90%; padding: 5px; text-align: center;">項目</td> </tr> </table>	番号	項目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px; text-align: center;">8</td> <td style="width: 90%; padding: 5px;">中学校におけるゲートキーパー研修の実施と庁内連携による自殺予防体制の構築</td> </tr> </table>	8	中学校におけるゲートキーパー研修の実施と庁内連携による自殺予防体制の構築				
番号	項目								
8	中学校におけるゲートキーパー研修の実施と庁内連携による自殺予防体制の構築								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>2024年の自殺統計によると、全国の小中高生の自殺者数は過去最多の529人となり、そのうち中学生は163人（前年比+10人）でした。この増加傾向は特に女子中学生に顕著で、前年より19人増加し、99人に達しています。</p> <p>横浜市においても、学生・生徒等の自殺者数は平成24年から平成30年にかけて減少傾向にありましたが、令和5年には27人と、最も少なかった平成30年（15人）と比較して約2倍に増加しています。</p> <p>令和5年の学生・生徒等の自殺者のうち、中高生は12人で全体の約4割を占めており、教育現場における対応の重要性が高まっています。</p> <p>こうした状況を受けて、第2期横浜市自殺対策計画では、子ども・若者への対策が重点施策として位置づけられており、ゲートキーパーの養成が急務とされています。</p>									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等</p> <p><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望</p> <p><input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（保土ヶ谷区での事業実施の際の聞き取り）</p>									
◇区民からの具体的な要望									
<p>【保土ヶ谷区の出前講座アンケート等により】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防についての専門的な知識が学べた（教員） ・研修実施により区役所医療ソーシャルワーカー（以下「MSW」という）との関係性ができた（スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という）） ・自殺したいという生徒の対応で困った時の相談先がわかった。（教員） 									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。									
<p>【区の対応】令和4年度から6年度にかけて、中学校の教員、SSW、そして区役所のMSWが連携し、自殺予防に関する知識と対応力の向上を目的とした「ゲートキーパー出前講座」及び教員等から区MSWへの相談対応を実施しました。3年間で区内全中学校及び市立高校に実施しました。</p> <p>【区政運営方針】1 子どもから高齢者まで誰もが健やかに暮らせるまちづくり</p>									
◇提案内容・概算額等									
<p>1 中学校へ講師を派遣する、ゲートキーパー研修の実施。（3～4年で全校実施） 【健康福祉局こころの健康相談センター】 ・報償費 各区1回60千円×2回×18区=2,160千円</p> <p>2 実効性のある研修体制の構築 【健康福祉局こころの健康相談センター、こども青少年局企画調整課、教育委員会不登校支援・いじめ対策課】 研修の実効性を高めるため、学校現場と区役所が連携し、研修内容の検討・調整を行います。 ・学校と区役所の連携体制の構築：学校の教員、SSW、区役所のケースワーカーが協働して研修内容を検討 ・府内調整：講座実施にあたっては、健康福祉局と教育委員会が事前に調整を行い、学校に対して講座参加の意義やSSWの役割の理解を図り、通知等で周知 ・府内連携による効果的な講座の実施：健康福祉局、こども青少年局、教育委員会が連携し、子どもの自殺対策に関する課題を共通認識し、効果的な講座となるよう検討</p> <p>3 学校と区役所の連携による危機対応体制の構築 【健康福祉局こころの健康相談センター、教育委員会不登校支援・いじめ対策課】 研修を通じて築かれた連携を活かし、学校（教員、SSW）と区役所が一体となって危機介入に対応できる体制を整備します。 ・危機対応における相談体制の明確化 (1) 学齢期の子どもの支援・相談対応⇒こども家庭支援課（区役所） (2) 教員の子供の自殺対策に関する相談⇒SSW (3) 医療機関との連携等の緊急対応⇒こども家庭支援課、SSW⇒高齢・障害支援課MSW ※こども家庭支援課やSSWが対応に悩んだ際の専門的な相談先としてもMSWは相談可能</p>									
◇参考：区執行体制上の課題									
<p>現行の体制で対応</p>									
◇所管局									
所管局課	健康福祉局こころの健康相談センター、こども青少年局企画調整課、教育委員会不登校支援・いじめ対策課								

◆局回答内容

こころの健康相談センター	
健康福祉局	TEL 662-3558

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1 中学校へ講師を派遣する、ゲートキーパー研修の実施 本件については、新たに予算は計上せず、各区の自殺対策事業実施計画書に基づき、当局から再配当を行っている自殺対策事業費において対応可能であると考えます。このため、ご提案頂いた活用方法は、今後現行予算で実行可能です。特に、第2期自殺対策計画の重点施策に位置づけられている「こども・若者の自殺対策の強化」及び、基本施策の「自殺対策を支える人材育成」の取組であるゲートキーパー養成については各区において推進を期待したいところです。</p> <p>2 実行性のある研修体制の構築 令和8年度は、新たにこども・若者の自殺対策を強化するための区局横断のチームを設置する予定であり、学校現場と関係区局が連携を図りながら、こどもの自殺対策に関してさらなる取組を進めています。 研修実施にあたっての具体的な体制については、各区の実情に合わせた対応が必要だと考えますが、こうした連携による取組の機会を活かし、区において企画・実施されるゲートキーパー研修が効果的な講座となるよう、検討を進めています。</p> <p>3 学校と区役所の連携による危機対応体制の構築 研修等を通じて築かれた連携を活かし、対応体制を構築することは大変重要です。そうした中で、相談体制については一律の対応ではなく、各区の実情に応じた体制の構築が必要であると考えます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

企画調整課	
こども青少年局	TEL 671-4281

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>2 実行性のある研修体制の構築 令和8年度は、新たにこども・若者の自殺対策を強化するための区局横断のチームを設置する予定であり、学校現場と関係区局が連携を図りながら、こどもの自殺対策に関してさらなる取組を進めています。 研修実施にあたっての具体的な体制については、各区の実情に合わせた対応が必要だと考えますが、こうした連携による取組の機会を活かし、区において企画・実施されるゲートキーパー研修が効果的な講座となるよう、検討を進めています。</p> <p>3 学校と区役所の連携による危機対応体制の構築 研修等を通じて築かれた連携を活かし、対応体制を構築することは大変重要です。そうした中で、相談体制については一律の対応ではなく、各区の実情に応じた体制の構築が必要であると考えます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

不登校支援・いじめ対策課	
教育委員会事務局	TEL 671-3384

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>2 実行性のある研修体制の構築 令和8年度は、新たにこども・若者の自殺対策を強化するための区局横断のチームを設置する予定であり、学校現場と関係区局が連携を図りながら、こどもの自殺対策に関してさらなる取組を進めています。 研修実施にあたっての具体的な体制については、各区の実情に合わせた対応が必要だと考えますが、こうした連携による取組の機会を活かし、区において企画・実施されるゲートキーパー研修が効果的な講座となるよう、検討を進めています。</p> <p>3 学校と区役所の連携による危機対応体制の構築 研修等を通じて築かれた連携を活かし、対応体制を構築することは大変重要です。そうした中で、相談体制については一律の対応ではなく、各区の実情に応じた体制の構築が必要であると考えます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、にぎわいスポーツ文化 局、みどり環境局	旭区	区政推進課・土木事務所		
			TEL	954-6026 (区政推進 課) 953-8801 (旭土木事 務所)	
共通区		瀬谷区 (【基盤整備】1)、緑区 (【基盤整備】 2)、全区 (【来街者施策】)			
		継続年数		4年	

提案種別	項目
予算関連	
番号	項 目

- 6 GREEN×EXPO 2027開催に向けた来街者施策や関係する基盤整備等の推進

◇地域の課題、基礎データ等

【基盤整備】

- GREEN×EXPO 2027の会場と近接する横浜動物の森公園周辺は最寄駅まで15分で到達できない交通不便地域です。
- 上川井IC周辺の道路では日常的に渋滞が発生しています。
- 大規模イベント（全国都市緑化よこはまフェアや里山ガーデンフェスタ）や大型連休時には大規模な渋滞が発生しています。

【来街者施策】

- GREEN×EXPO 2027開催に向け、旭区では横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が設立され、機運醸成の取組を推進しています。
- 今後区民の方をはじめ多くの方々の開催に向けた期待を高めていくとともに、機運醸成に向けた取組や広報をさらに充実させる必要があります。

【旭区内からの移動手段】

- GREEN×EXPO 2027では、地元区である旭区民の利便性を高めてリピーターとなっていたいただくことが重要ですが、渋滞等の懸念もあることから旭区から会場への移動手段について課題があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

【基盤整備】

- ズーラシア開園（平成11年）以前から、繰り返し、公園内の中央道路の早期整備について要望を受けています。
- GREEN×EXPO 2027の開催等による交通渋滞の悪化が懸念され、総合的な交通対策について具体的な説明を求められています。

【来街者施策】

- GREEN×EXPO 2027の事業内容や開催後の展望についての情報が不十分なため、より具体的な内容を周知してほしいという声が上がっています。
- 開催に際しては来街者へ郊外部も含めた市の魅力を伝えてほしいという声が上がっています。

【旭区内からの移動手段】

- 旭区内からのバスの運行やパークアンドライドの可能性について検討してほしいという声が複数の地域から上がっています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【基盤整備】

- ・平成29年度から中央道路の整備に関して区提案反映制度で提案を継続しています。
- ・「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」では、ズーラシア周辺の交通環境の改善を行っていくことを位置付けています。

【来街者施策】

- ・令和3年7月1日に横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が設立され、機運醸成の取組を実施しています。
- ・令和7年度運営方針において、目標達成に向けた施策の柱「魅力づくり」の主な取組として「GREEN×EXPO 2027の機運醸成に向けた取組を推進」を位置づけています。

【旭区内からの移動手段】

- ・旭区内からの移動手段について、局への働きかけを行っています。

◇提案内容・概算額等

【基盤整備】

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課】

- 1 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 計画地周辺の交通基盤整備
 - (1) 市道五貫目第33号線(通称名：八王子街道) の事業推進
 - (2) 上川井IC周辺の交通対策の事業推進

【みどり環境局公園緑地事業課】

- 2 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通
 - (1) 横浜動物の森公園の中央道路の早期開通に向けた調査・設計及び工事費の計上
 - (2) 中央道路と三保街道とが接続する交差点周辺の安全性確保等の検討

【来街者施策】

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課】

GREEN×EXPO 2027開催に向けて、市民が期待を高めていくよう具体的な事業内容の周知や何度も足を運びたいと思える来場意欲喚起策の展開・予算措置の充実

【にぎわいスポーツ文化局観光MIC振興課】

来街者がGREEN×EXPO 2027の会場だけでなく、市内各所へ足を運ぶきっかけをつくる等の郊外部も含めた周遊促進策の実施

【旭区内からの移動手段】

【脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課】

旭区民が会場に何度も足を運べるよう、区内から会場までの移動手段確保に向けた取組を実施

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課

脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷整備推進課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課、みどり環境局公園緑地事業課、脱炭素・GREEN×EXPO推進局上瀬谷交通整備課、にぎわいスポーツ文化局観光MIC振興課

◆局回答内容

公園緑地事業課		
みどり環境局	TEL	671-4125

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>中央道路整備事業を促進してまいります。</p> <p>1 令和7年度は、樹木伐採等の基盤整備を進めます。</p> <p>2 令和8年度は、造成に着手し法面等の整備を行います。</p> <p>3 三保街道交差部の交差点などについては、引き続き調査・設計を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

上瀬谷整備推進課 GREEN × EXPO推進課	
脱炭素・GREEN × EXPO推進局	TEL 900-0702 (上推課) 671-4627 (GE課)

対応の有無	対応する
	◇対応の内容
対応する場合	<p>【基盤整備】 【脱炭素・GREEN × EXPO推進局上瀬谷整備推進課】 市道五貫目第33号線(通称名：八王子街道)の道路拡幅事業は、日常的な渋滞の解消やGREEN × EXPO 2027開催までの車道4車線化に向けて、上川井ICの改良を含め、引き続き工事を進めています。</p> <p>【来街者施策】 【脱炭素・GREEN × EXPO推進局GREEN × EXPO推進課】 令和8年度も、開催半年前や開催100日前などの節目の機会を中心に、事業進捗に合わせ、市民の皆様の期待感や来場意欲の喚起につながる効果的な広報を実施できるよう、広報プロモーションに係る予算を計上します。</p> <p>【旭区内からの移動手段】 【脱炭素・GREEN × EXPO推進局GREEN × EXPO推進課】 各区の拠点から会場までの直行バスの可能性について、検討・企画を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

観光MICE振興課	
にぎわいスポーツ文化局	TEL 671-4248

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>令和9年春に大型観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」を、地域、県、JR 6社と共同で実施します。ガイドブック、ウェブサイト等で、市内全域の観光コンテンツを紹介する等、GREEN × EXPO 2027来場者による市内の周遊促進につなげます。令和8年度にはプレキャンペーンを実施し、特別企画商品の造成やプロモーションを通じ、機運醸成に取り組みます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	にぎわいスポーツ文化局	旭区	地域振興課	
			TEL	954-6097
共通区	11区（鶴見区、神奈川区、港南区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区）			

継続年数	5年
------	----

提案種別
予算関連

番号	項目
8	区民文化センターの大規模改修

◇地域の課題、基礎データ等

旭区民文化センターは、横浜市の区民文化センター第1号として1990年に開館し、35年経過しています。施設や設備の老朽化による不具合が散見される状況です。区民文化センターの在り方や老朽化に伴う本市全体の再整備計画を早急に策定していく必要があると考えます。

特に、区民文化センターはイベント開催だけではなく、地域活動の拠点としての意味があり、施設整備が進むことで地域支援の機能強化を進める役割を担っているため、区民文化センターと公会堂が同時に老朽化が進むことで、両施設の整備に多額の費用が見込まれることが今後の課題となっています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

利用者懇話会において、「音響や映像などを流す際に、機器が古すぎて最新のものと接続ができないため使い勝手が悪い」「ホールの照明が暗い」「空調の効きが悪い」等の意見があります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

区予算の中で、複数年度でトイレの洋式化を実施。令和元年度に温暖化対策推進本部より予算の配付を受け、ホール2室を除く照明設備のLED化を実施。また当時の文化観光局によって、平成28年度に冷温水発生機更新工事、令和元年度に空調設備整備工事、機器更新及びピアノ2台の更新、令和4年度にカーペットの張替え、ホール椅子の買い替え、令和5年度にトイレ改修等を実施しています。

◇提案内容・概算額等

ホール照明調光卓及び調光装置、エアコン、ホール吊物ワイヤー、舞台昇降装置などは部品が古いため供給不可だったり、耐用年数超過による破損の可能性があります。民間ビルの大規模改修工事と合わせた工事ができなかつたため、できる箇所からでも早急に修繕・更新が必要です。

本市区民文化センター第1号であるサンハートをモデルケースとして、築年数が大幅に経過している施設から優先的に修繕できるような全市的な整備計画の策定を強く要望します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	にぎわいスポーツ文化局文化振興課
------	------------------

◆局回答内容

にぎわいスポーツ文化局	文化振興課	
	TEL	671-3714

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>区民文化センターに限らず、にぎわいスポーツ文化局が所管する施設の多くが設備等の更新時期（設置から30年程度）を迎えており、整備からの経過年数の他、不具合等の状況も鑑みながら、所管施設全体の長寿命化に資する改修計画の策定、実施にむけて、建築局保全推進課と連携し検討していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名		高齢・障害支援課 TEL 954-6198	
医療局		共通区 14区(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、栄区、瀬谷区、一部賛同含む)	
		継続年数	新規
提案種別			
予算・制度関連			
番号	項目		
9	発災時における医療的ケア児・者等の直接避難に向けた指定福祉避難所の指定及び電源や物資等の体制整備		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>能登半島地震を受けて令和7年3月に策定された新たな地震防災戦略では、人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者を対象とした個別避難計画の作成が位置付けられました。大規模災害時によって甚大な被害が発生した際に、地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難で特別な配慮を必要とする方については、二次的な避難所として福祉避難所へ避難することになっていますが、医療的ケア児・者等重度の心身障害がある方については、移送や集団生活への適応、感染症のリスク等の課題から、多くの福祉避難所では受け入れが困難であり、事前に決められた受け入れ可能な福祉避難所に直接避難できるようにすることで、ご本人やご家族の安心につながります。</p> <p>令和3年に災害対策基本法が改正され、予め避難者を公示して受け入れを行うことのできる「指定福祉避難所」の制度が新たに規定されました。本市においては現在まで指定が行われていません。</p> <p>本市では令和6年度から全区で風水害を想定した災害時個別避難計画の作成に取り組んでいますが、人工呼吸器等の電源を要する医療的ケア児・者は、災害による停電が即、命に関わることから、早急且つ実効性のある避難計画作成のために、指定福祉避難所の指定と、指定福祉避難所としての運営に必要な体制整備が不可欠です。また、医療局が受け入れ調整をしている事業所は市内6か所であり、受け入れ調整が生じる場合は区域を越えることが想定されるため、現行の福祉避難所と同様に区域を越えた調整は局で行うことが必須です。</p> <p>避難対象者数：626人（令和6年3月現在）（横浜市内人工呼吸器及び自動腹膜還流利用者数）</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ())			
◇区民からの具体的な要望			
<p>大規模地震等災害発生時において、重度の心身障害児・者や、特に人工呼吸器等電源を要する医療機器を使用している医療的ケア児・者の場合、災害による電源喪失が命に関わるが、避難所である地域防災拠点は、非常用電源設備がないなど避難生活は困難である。また、福祉避難所もこうした医療的ケア児・者に対応できる避難所は限られているのに加え、直接施設に避難することはできない。</p> <p>このため、あらかじめ避難先となる福祉避難所を決めて、迅速に避難できるようにしてほしい。</p>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>要介護高齢者や重度の心身障害で医療的ケアが必要な方についても、一旦は地域防災拠点に避難した後、保健活動グループのトリアージにより二次的避難所に避難することを想定しています。医療的ケアが必要な方の受け入れについては、非常用電源や対応できる医療スタッフの配置等の面で、地域防災拠点はもとより多くの福祉避難所でも難しく、避難先の確保が課題となっています。</p>			
◇提案内容・概算額等			
<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策基本法第49条の7、同施行例第20条の6、同施行規則第1条の7の2に基づく指定福祉避難所の指定と受け入れる被災者等の特定及び公示及び、防災計画上へ位置付けること。 ○指定福祉避難所としての運営マニュアルの整備及び局による区域を超えた避難受け入れ調整等に関する具体的運用方法を策定すること。 ○人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者を受け入れる指定福祉避難所として、運営に必要な電源及び備蓄品等の体制整備に必要な予算を計上すること。 			
◇参考：区執行体制上の課題			
<p>現行の体制で対応</p>			
◇所管局			
所管局課	医療局地域医療課		

◆局回答内容

医療局		地域医療課	
	TEL	671-2444	

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○指定福祉避難所及び運営マニュアルについては、今後関係局と協議を進めてまいります。 ○指定福祉避難所としての体制整備については、必要な予算を計上。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

旭区		高齢・障害支援課	
		TEL	954-6198
所管局名	健康福祉局		
共通区		16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	
		継続年数	新規
提案種別			
予算・制度関連			
番号	項目		
10	福祉避難所における受入調整の円滑化及び災害対応力向上支援		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>福祉避難所は、地域防災拠点での避難生活が難しい場合（保健師等の専門職が判断）の二次的な避難先です。現在の運用では、区の保健師等が地域防災拠点等を巡回し、福祉避難所への避難が必要な要援護者をトリアージすることとなっていますが、旭区は地域防災拠点が37か所あり、保健師のマンパワーに限りがある中で、即応性に欠けるとの課題があります。また、自宅での生活が困難となった場合に、地域防災拠点への避難自体が困難な要援護者もいらっしゃることから、福祉避難所の受け入れ調整を早期に、かつ円滑に行う仕組みが必要です。</p> <p>一方、大規模な震災が発生した際に、施設や職員の被災により福祉避難所が開設できない、避難者を受け入れられない、といったケースが相次ぎました。区としても各施設の災害対応力向上に取り組んでいますが、施設間の相互協力を含めた福祉避難所の災害対応力向上を、局として統一的に支援する必要があります。</p> <p>旭区内福祉避難所 66か所、市内福祉避難所 564か所(R7.3.31時点) 旭区の災害時要援護者名簿登載者数 18,294人、市内の災害時要援護者名簿登載者数 232,288人(R7.3.31時点)</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（福祉避難所連絡会での施設からの意見等）			
◇区民からの具体的な要望			
<p>避難に支援が必要な方と日常的に接するケアマネジャーや福祉サービス提供事業者等からは、発災時に自宅での生活が困難になった場合、できるだけ速やかに福祉避難所での受入決定が必要との声があります。福祉避難所協定締結施設からは、福祉避難所として開設するための運営支援や、近隣の施設相互の協力体制構築を望む意見があります。</p>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>○旭区福祉避難所連絡会の開催(年2回)、○初動対応訓練（9月）及び開設・運営訓練（10～11月）の実施支援、○旭区独自の自己チェック表を活用した各施設の準備状況の見える化、○福祉避難所の災害対応力向上にむけたコーディネーター派遣 ※旭区区政運営方針 II目標達成に向けた施策の3つの柱 安全・安心 に位置づけています。</p>			
◇提案内容・概算額等			
<ol style="list-style-type: none"> できるだけ速やかに福祉避難所への受入調整ができるよう、地域防災拠点でのトリアージを省略し、ケアマネジャーや福祉サービス提供事業者等から援護班への連絡により、自宅から直接福祉避難所へ避難できるような受入調整を行う運用の整備 福祉避難所の災害対応力を高めるための取組支援 <ol style="list-style-type: none"> 旭区で作成した自己チェック表の全区展開 福祉避難所の保有車両について、走行中に発災した場合に近隣の福祉避難所に一時的に駐車できるような、相互協力体制の構築 			
◇参考：区執行体制上の課題			
<p>現行の体制で対応</p>			
◇所管局			
所管局課	健康福祉局福祉保健課		

◆局回答内容

健康福祉局	福祉保健課	
	TEL	671-4056

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>1 福祉避難所は2次的な避難所であることから、保健活動グループによるトリアージなどに時間を要することや、地域防災拠点から福祉避難所へ要援護者が自ら避難することなどが課題であることは認識しています。しかし、要望にあるように、ケアマネジャー等が福祉避難所への避難を判断すると、受入要請が増える一方で受入人数に限りがあることから、真に避難が必要な人の判断が難しくなることが想定されます。</p> <p>2 (1) 福祉避難所としての災害対応能力向上に資する取組は重要ですが、福祉避難所となる施設は種類や規模が様々であり、意識や体制にばらつきがあることから、各区で開催する福祉避難所連絡会等を通じて取組を進めることが効果的と考えます。要望にあるような自己チェック表で一律に確認する方法では、十分な効果を得るのは難しいと考えます。</p> <p>2 (2) 近隣の施設相互の協力体制構築は重要ですが、福祉避難所となる施設は種類や規模が様々なため、各区で開催する福祉避難所連絡会等を通じた課題感の共有や仕組みの検討を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>1 発災時には建物や施設職員の被災により開設できる福祉避難所が限られることから、福祉避難所開設に向けた支援に取り組むとともに、協定締結施設をさらに増やし、受入人数を増やしていくことが必要です。また、人材不足や業務負担増という課題を抱えるケアマネジャー等に本来の業務以外の業務を依頼することは難しい状況です。さらに、援護班においては、地域防災拠点からの受入要請に加え、ケアマネジャー等からの受入要請を受けることになるため、十分な人員体制の確保も課題となります。</p> <p>2 (1) 施設によって福祉避難所の制度に対する理解度や解釈が異なっているため、取組の効果は限定的であると考えます。それにも関わらず、施設においては、自己チェックの結果を踏まえた対策に取り組む必要が生じ、施設の過度な負担となる可能性があります。</p> <p>2 (2) 市内564か所の福祉避難所に対し、丁寧なニーズの把握や課題感の共有、仕組みの検討を効果的に行うためには区の協力は不可欠であり、区の業務負担の増加も想定されます。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局		旭区	こども家庭支援課 TEL 954-6151										
		共通区		14区(西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区、一部賛同含む)										
			継続年数 新規											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">提案種別</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>予算関連</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td colspan="2">項目</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td colspan="2">パマトコと連携した「こんにちは赤ちゃん訪問」事務のDX化検討</td> </tr> </table>			提案種別			予算関連			番号	項目		11	パマトコと連携した「こんにちは赤ちゃん訪問」事務のDX化検討	
提案種別														
予算関連														
番号	項目													
11	パマトコと連携した「こんにちは赤ちゃん訪問」事務のDX化検討													
◇地域の課題、基礎データ等														
<p>1. こんにちは赤ちゃん訪問員事業においては、個人情報が記載された文書の取り扱いについて紙文書を持参して訪問しているため、紛失・混入のリスクが高いという課題があります。</p> <p>2. 事前日程調整のため、訪問員が自分の携帯電話を使用して訪問先へアポをとっており、電話代を自己負担いただいている。個人所有の電話から架電するため、登録のない番号からかかってきた電話に出てもらえないケースが多く、着信率が低く非効率であるだけでなく、市民不安を持たせる手法が継続されています。</p> <p>3. こんにちは赤ちゃん訪問員に手書きの訪問実績報告書を提出いただき、会計年度任用職員が、母子保健システムに入力する事務フローとなっています。</p> <p>①訪問員負担を軽減 ②ペーパーレス ③事務効率化の観点からもDX化に取り組む必要があります。</p> <p>【基礎データ】</p> <p>① 赤ちゃん訪問員数：41名 ② 出生数：1301名 (R06. 01-R06. 12実績) ③ 訪問数：1265名 (R06. 04-R07. 03実績)</p> <p>【参考】</p> <p>① 横浜市こんにちは赤ちゃん訪問員委任要綱 ② 横浜市こんにちは赤ちゃん訪問員業務マニュアル</p>														
◇地域ニーズ等の収集手段														
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（訪問員を対象としたアンケート）														
◇区民からの具体的な要望														
<p>個人情報を記載された文書を持参して訪問する方法を改善してほしい。</p> <p>事前調整の電話が繋がらないことが多く、アポなし訪問せざるを得ないケースが増えている。突然の訪問に嫌な顔をされることも多い。着信率が低い電話でのアポ取りを改善してほしい。</p>														
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。														
<p>1. こんにちは赤ちゃん訪問員定例会では個人情報研修を実施し、取り扱いに関するルールを確認すると共に訪問前の書類には必要最低限の情報を記載させることとするなど事故防止の工夫をしてきました。</p> <p>2. 電話が繋がらない世帯には、会計年度任用職員が仲介になり区役所から架電するなどの後方支援に努めてきました。</p>														
◇提案内容・概算額等														
<p>1、パマトコで受け付けた出生連絡票と連携する訪問管理システムの構築（タブレット配付ではなくアカウント付与によるパマトコにアクセス） ①電子届の出生連絡票が地区別に分り分けられる ②訪問員がパマトコにアクセスし、訪問先を把握する ③出生世帯と訪問員がパマトコ上で訪問日の調整（カレンダー機能）</p> <p>2、先行する子育てサポートシステムと同程度のこんにちは赤ちゃん訪問員の活動報告と報償費支払い管理のDX化 こんにちは赤ちゃん訪問の実施手法に関する区提案については、かねてより複数区から区提案がされてきた経緯があります。試行的取組としての旭区先行実施や、期限を決めた改善の方向性を示していただけるよう要望します。</p>														
◇参考：区執行体制上の課題														
現行の体制で対応														
◇所管局														
所管局課	こども青少年局地域子育て支援課													

◆局回答内容

こども青少年局	地域子育て支援課	
	TEL	671-2455

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 訪問先との日程調整を含む全体の業務プロセスの改善について、現場である区担当者の意見も聞きながら、引き続き対応を検討していきます。 ◇対応する場合の課題 システム導入の検討の前に、効率的な業務執行に向けて業務プロセスの見直しから取り組む必要があります。

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局		磯子区	こども家庭支援課 TEL 750-2449	
		共通区	14区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区 一部賛同区含む）		
		継続年数		2年	
提案種別					
予算関連					
番号	項 目				
1	「共育て」応援のための子育て支援拠点機能強化				
△地域の課題、基礎データ等					
<ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出の進展や働き方の多様化に伴い、共働き世帯の増加が増加しています。また、核家族化が進んだ結果、子育てに関する悩みや育児ストレスを感じている保護者の割合は2割を超えていました。 ・子育てに関する男女間の意識の差も大きく、「子どもが生まれてから配偶者が期待したほどのサポートをしてくれない」と答える者の割合は、男女間で10ポイント以上（男2.0% 女12.1%）差があるという結果が出ており、こうしたギャップも、保護者、特に母親の育児ストレスの要因になっていると考えられます※。 ・磯子区では、こども家庭庁やこども青少年局が推進している「共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）」支援を通じて、男性の家事・育児等への参画を促し、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを意識し男女が共に主体的に子育てを楽しみ、子どもの成長に関わっていくことができる社会の実現を目指しています。 ・地域子育て支援拠点「いそビヨ」（以下「拠点」という。）は、現在、火曜日から土曜日までを開館日としており、特に平日は、フルタイム勤務の多い男性はやや利用しにくい状況にあります。実際に、令和6年度の火曜日から土曜日までの拠点利用者は男性996人（13.4%）、女性6,450人（86.6%）と男性の利用が限定的で、男性をどう増やしていくかが課題となっています。 ・これらを踏まえ、平日を中心とした、保護者の子育てに関する相談機能や、年齢に応じた親子の居場所を提供する機能等は維持しつつ、これまで拠点に足を向けることが少なかった層、特に若い父親をメインターゲットとし、男性の関心を引くイベントや講座等を、男性から要望の多い日曜日に実施することで「共育て」しやすい環境の整備や意識醸成に取り組む必要があると考えます。 ・令和7年度、区独自で実施した拠点の日曜日開所（「Sunday いそビヨ」）では、参加した保護者の約4割が男性、約3割が共働きの世帯であったことから、男性の参加や共働き家庭の利用促進に有効な取組であることが分かりました。また、女性参加者から「夫婦で参加できてよかったです」という声が多数聞かれ、「共育て」の意識を高めることにもつながっていると考えます。 ・以上のとおり、これまでの平日中心の開所に加え、区民のニーズに応じて、日曜日に定期的な開所日を設けるための予算措置を行えるようにすることは、拠点の利便性の向上につながり、今後更に求められる共働き家庭をはじめとした多様な保護者への支援や、「共育て」の実現に寄与する取組であると考えます。 					
※数値は磯子区子育てニーズ調査（令和5年度）より					
△地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（議員からの要望）					
△区民からの具体的な要望					
<p>【子育て当事者からのご意見】 「日曜日に親子で拠点を利用したくても、閉館日で利用できない」、「拠点を日曜日も開館してほしい」 【令和7年度日曜日開所利用者のアンケートより】 「日曜日に開いているところ、行けるところがない」、「いつも日曜日の過ごし方が悩みだった」、「父親と（夫婦で講座に）参加でき、勉強になった。遊ぶ姿も見ることができてよかったです」、「定期的にあけてほしい」 </p>					
△これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>磯子区運営方針：基本目標「皆さんとともにつくる 笑顔あふれるまち・いそご」、目標達成に向けた施策3（子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすいまち）「多様化する子育てニーズを踏まえた育児支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての妊娠産婦や子育て家庭が地域で見守られ、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを目指し、拠点と連携・協働して包括的な支援を進めてきました。 ・「磯子区子育てニーズ調査（令和5年度）」の結果や子育ての当事者からいただいたご意見を通じて、区内の子育て世帯の状況や子育てニーズの把握に努めるとともに、地域の実情に応じた具体的な事業・取組の検討を進めてきました。 ・令和7年度からは個性ある区づくり推進費を活用し、年10回、日曜日に拠点開所と父親等男性が参加しやすい講座等を同時に開催しており、参加者から好評を得ています。 					
△提案内容・概算額等					
<p>区の基本目標を達成するため、次のとおり地域子育て支援拠点の更なる充実を提案します。 地域子育て支援拠点の日曜日開所（月1回程度）及び父親向けのイベント等の開催に向けた予算措置 ※磯子区での実施予定（R7）を踏まえ設定。今後の利用ニーズの動向や、法人の運営課題への対応を踏まえ、令和9年度以降、更に拡大する想定。</p> <p>【概算額】 ■■■ 千円 ※希望する区に再配当</p>					
△参考：区執行体制上の課題					
<p>現行の体制で対応</p>					
△所管局					
所管局課	こども青少年局地域子育て支援課				

◆局回答内容

こども青少年局	地域子育て支援課	
	TEL	671-4157

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 地域子育て支援拠点の日曜日開所及び開所の際に実施する父親向けのイベントを開催し、地域子育て支援拠点の更なる充実を図ります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">所管局名</td> <td style="width: 50%;">建築局</td> </tr> </table>	所管局名	建築局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">港北区</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">区政推進課 TEL 540-2229</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共通区</td> <td style="text-align: center;">全区</td> </tr> </table>	港北区	区政推進課 TEL 540-2229	共通区	全区				
所管局名	建築局										
港北区	区政推進課 TEL 540-2229										
共通区	全区										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">継続年数</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">新規</td> </tr> </table>		継続年数	新規								
継続年数	新規										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; background-color: #ADD8E6;">提案種別</td> <td style="width: 33%; background-color: #ADD8E6;">予算関連</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>		提案種別	予算関連								
提案種別	予算関連										
番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項</th> <th style="width: 95%;">目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>		項	目	3	関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進					
項	目										
3	関係区局の連携による迅速かつ効果的な空家等対策の推進										
◇地域の課題、基礎データ等											
<p>【背景・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年の空家特措法施行により行政による空家対策が認知され、区役所へ寄せられる相談件数は年々増加している。区役所では、特定空家等未満の管理不足空家等の所有者等への働きかけを担っている。区民からは迅速な対応を求められており、早期に空家問題を解決に結びつけることが重要である。 ・実際には、複数年にわたって対応している空家も多く、相続の発生や借地上のトラブルなど複雑な事情を抱え、専門家の介入が必要となるケースや、所有者自身が高齢等の理由で改善に向けた行動を起こすことが難しいケースもあり、対応が長期化することで各区では対応に苦慮している。 ・管理不足の状況が改善しない空家等に対して、継続して相談が寄せられており、管理不足空家の累積が大きな課題となっているが、所有者への再通知ができていなかったり、新たな相談も追加されたりしている。各区職員の負荷も増加し、所有者への働きかけ等に遅延が発生することで、権利関係の複雑化や空家の老朽化が進み、改善がより困難になるなど、結果として地域の住環境の悪化につながることが懸念されている。 ・令和6年に策定された「第3期横浜市空家等対策計画」では、①空家化の予防 ②空家等の流通・活用促進 ③管理不足空家等の防止・解消 を3本柱としている。区役所では③の対応がほとんどを占めている一方で、その対応方法には改善の余地がある。また、まちの活性化としては重要な②のような取組は十分にできていない。 											
<p>【基礎データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 (H27.4~R6.3) 累積 : (市内) 10,054件、(港北区) 1,020件 ・上記のうち再相談者による相談件数 : (市内) 4,185件、(港北区) 523件 											
<p>【空家業務外部委託化の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1 所有者調査・現地調査（経過観察）の一部委託化、空家システムの導入（保守委託） ・R4 初期対応（現場調査～所有者への働きかけ）のモデル委託実施 ・R5 初期対応委託（現場調査～所有者へのフォローアップ）の本実施 ・R6 相談受付委託の一部実施 ・R7 相談受付委託のモデル実施 											
◇地域ニーズ等の収集手段											
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等</td> <td style="width: 33%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 3 地区担当制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 5 区民アンケート</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 6 区民要望</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 9 その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>			<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望	<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 9 その他 ()	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制									
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望									
<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 9 その他 ()										
◇区民からの具体的な要望											
<p>【空家の周辺に居住している相談者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣家の空家から樹木が伸びてきて困っている。建物が壊れて、自宅の敷地に部材が落ちてきている。 ・近所に空家が点在し、火災や防犯上の危険を感じている。 ・所有者への働きかけを実施するまでに時間がかかりすぎている。 ・区役所にも何度も相談しているが、現地の状況は変わらず、状況は年々悪化して危険な状態になっている。 <p>【空家所有者から】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家を解体、売買したいが、やり方が分からない。 ・自分以外の相続人が何人いるのかも分からない。 											
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。											
<ul style="list-style-type: none"> ●空家に関する初期対応 通報者からの問合せ対応、現地調査、所有者等調査、所有者への働きかけのための文書の送付（一部委託業者による対応も含む） ●再相談案件への継続的対応 通報者からの聞き取り調査、上記初期対応と同様の対応 委託の活用による、指導ランクに応じた経過観察の実施 ●空家化の予防に関する取組 広報よこはま区版に特集記事を掲載し、住宅所有者に「空家」を自分事化してもらえるよう、啓発を実施 											
◇提案内容・概算額等											
<ol style="list-style-type: none"> 1 空家所有者等への初期対応等の業務の外部一元委託化 【概算予算額】 ■■■千円 <ul style="list-style-type: none"> ・7年度にモデル実施している相談受付委託の通年での実施 ・相談受付から現場調査、所有者調査、働きかけ文書の作成まで一連の作業を一括一元委託化し、より迅速かつ効率的な対応の実現 ・18区の案件を一元的に対応、管理することで空家対応に関する知見を蓄積し、18区で質の高い平準化した対応を実施 2 空家化の予防、空家の流通・活用対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ・伴走支援型空家相談窓口の継続的な実施等 ・データ分析等を活用した空家の流通・活用対策の実施検討 (空家が多く存在するが流通していない等、地域固有の課題や特性を踏まえた取組) 											
◇参考：区執行体制上の課題											
<p>現行の体制で対応</p>											
◇所管局											
所管局課	建築局建築指導課、住宅政策課										

◆局回答内容

建築局	建築指導課、住宅政策課	
	TEL	671-4539、671-4121

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1. 相談受付委託を実施します。また、令和7年度の委託で、相談窓口から初期対応までの一括一元委託化に向けた課題等を整理し、次年度以降の発注方法について検討を進めます。</p> <p>2. ワンストップ・伴走支援型の空家相談窓口を7年度中に開設し、8年度以降継続して実施します。また、7年度のデータ分析結果を踏まえて、地域特性に応じた空家の流通・活用促進策の検討・調整を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	戸籍課 TEL 540-2249 共通区 4区（鶴見区、神奈川区、中区、南区）																				
		継続年数 新規																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">提案種別</th> <th colspan="4"></th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">予算関連</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td colspan="4">項目</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="4">外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用</td> </tr> </table>			提案種別						予算関連				番号	項目				5	外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用			
提案種別																						
	予算関連																					
番号	項目																					
5	外国籍の方が関わる戸籍届の受付等におけるDX技術の活用																					
◇地域の課題、基礎データ等																						
<p>渉外戸籍(外国籍の方と日本人の婚姻や出生等を区役所に届出すること)は、外国籍の方の出身国毎に必要な書類や審査のポイント等が異なるため、日本国籍同士が行う一般的な戸籍手続きに比べて、受付や審査に時間がかかるています。このため、渉外戸籍の次に受付順が回ってくる方は、長時間待つこととなり、市民サービス上の課題の一つとなっています。また、港北区は特定の国籍の方が集住しているわけではなく、マニュアル等を準備して、効率化を図ることが難しいことから(出身国毎に書類や審査のポイント等が異なるため)、現状は、職員のスキルに依存しています。戸籍のスキルを身につけた職員が年々減少する傾向にあることや、外国籍住民の人口の増加傾向が続いていることから、外国籍の方が関わる戸籍届の受付の現状が、市民サービス向上や多文化共生の観点から課題となっています。</p>																						
<p>【港北区外国人人口推移】</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>R6</td> <td>R5</td> <td>R4</td> <td>R3</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>8,816人</td> <td>8,156人</td> <td>7,611人</td> <td>6,703人</td> <td>6,857人</td> </tr> </table>			R6	R5	R4	R3	R2	8,816人	8,156人	7,611人	6,703人	6,857人										
R6	R5	R4	R3	R2																		
8,816人	8,156人	7,611人	6,703人	6,857人																		
<p>【港北区渉外戸籍等受理件数】</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>R6</td> <td>R5</td> <td>R4</td> <td>R3</td> <td>R2</td> </tr> <tr> <td>渉外戸籍総数 370</td> <td>360</td> <td>359</td> <td>350</td> <td>354</td> </tr> <tr> <td>うち窓口受付 208</td> <td>221</td> <td>214</td> <td>207</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>外国籍のみ届出 73</td> <td>57</td> <td>63</td> <td>78</td> <td>65</td> </tr> </table> <p>※外国籍のみの届出で、本国へ届出るものは除く</p>			R6	R5	R4	R3	R2	渉外戸籍総数 370	360	359	350	354	うち窓口受付 208	221	214	207	196	外国籍のみ届出 73	57	63	78	65
R6	R5	R4	R3	R2																		
渉外戸籍総数 370	360	359	350	354																		
うち窓口受付 208	221	214	207	196																		
外国籍のみ届出 73	57	63	78	65																		
◇地域ニーズ等の収集手段																						
<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()</p>																						
◇区民からの具体的な要望																						
<p>手続きにかかる待ち時間の短縮</p>																						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。																						
<p>業務を習得するための書籍(戸籍実務の処理)や戸籍システムに用意されたFAQについては、統合ファイルサーバーに情報が蓄積・更新されているものの、YCAN端末(3人に1台)や戸籍端末は常に使用しており、窓口で受付をしながら使用できる環境にありません。特に支援が必要な若手職員にとっては、自由に使える環境がないことから、過去の情報等をまとめた紙資料を使用することが多いのが現状です。この紙ベースの資料は定期的なアップデートを行っていないため、レアケースや不明な点は関係機関(法務省、当該大使館、他区)に都度、連絡・照会をしています。</p>																						
◇提案内容・概算額等																						
<p>渉外戸籍や戸籍事務は、マニュアル(登録担当が使用するような事務フローに沿った手順書等)化等が行われていないため、法令(民法・戸籍法)や先例、通達等を読みながら習得しています。届出(婚姻、出生、転籍、死亡等)は、大きく分類出来るものの、内容については個々の事情を反映するため千差万別であり、職員の標準的な在籍期間では十分に習得することが難しい状況です。このため、渉外戸籍や一部のレアケースは、中堅職員でも一人で受付・処理できず、ベテラン職員のサポートが必要となっています。また、比較的少人数の職場である戸籍課戸籍担当では、渉外戸籍等を受け付けるだけで相当な混雑が生じてしまう「混雑しやすい窓口」となっています。</p> <p>渉外戸籍や戸籍事務の受付や審査のポイントをガイドする「戸籍窓口支援システム」(ツール)を導入し、中堅職員や転入職員がベテラン職員のサポートを必要としない体制にすることで、渉外戸籍と一般的な戸籍の手続きにかかる時間の差を短縮します。</p>																						
<p>例) 港北区戸籍課(導入前に比較して、マンパワーが約20%向上^{*1})</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>現状</td> <td>ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) ^{*2}3人、転入者等(約30%対応可) ^{*3}3人</td> </tr> <tr> <td>ツールの導入</td> <td>ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) ^{*4}3人、転入者等(約50%対応可) ^{*5}3人</td> </tr> </table>			現状	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) ^{*2} 3人、転入者等(約30%対応可) ^{*3} 3人	ツールの導入	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) ^{*4} 3人、転入者等(約50%対応可) ^{*5} 3人																
現状	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(約70%対応可) ^{*2} 3人、転入者等(約30%対応可) ^{*3} 3人																					
ツールの導入	ベテラン職員(100%対応可) 3人、中堅(100%対応可) ^{*4} 3人、転入者等(約50%対応可) ^{*5} 3人																					
<p>^{*1} 令和7年7月7日 最大待ち時間140分→112分(120-(140*20%))に短縮可能 ^{*2} 養子縁組や認知届等が複数の届出が組み合わさるケースは中堅職員でも一人で判断できないことから、マンパワーを70%と積算 ^{*3} 港北区の場合、転入職員は9月頃まで1人で受付に出ない(先輩職員と2人1組)ことや、点検・決裁等を担当しないことから、マンパワーを30%と積算 ^{*4} ツールを使用することで、複数の届出が組み合わさるケースは1人で、判断・受付出来る想定で100%と積算 ^{*5} ツールを使用することで、一人で受付する始める時期を早めることで、マンパワーを50%と積算</p>																						
<p>概算金額 ■■■千円(ただし、■■■千円×5年のリース契約も可能)</p>																						
◇参考: 区執行体制上の課題																						
<p>現行の体制で対応</p>																						
◇所管局																						
所管局課	市民局窓口サービス課																					

◆局回答内容

市民局	窓口サービス課	
	TEL	671-2176

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>現在、各区戸籍課では、渉外戸籍の受付・審査にあたり、渉外戸籍専門書籍や法務局主催の研修テキスト等を参考にするとともに、戸籍情報システム事業者が提供するサポートページ、FAQ機能を活用しているものと認識しています。また、法務局への受理照会事例を全区で共有できる戸籍データベースを当課と各区戸籍課とで整備しており、最新の情報が得られるよう随時更新をしています。</p> <p>提案の「戸籍窓口支援システム」の実機を確認したところ、書籍類をパッケージ化した性質のシステムであり、導入効果は限定的であると考えます。</p> <p>したがって、同システムの導入は見送ることとしますが、戸籍データベースや生成AIの活用など、各区戸籍課の事務を支援する仕組みについて引き続き検討を進めてまいります。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局		港北区	高齢・障害支援課 TEL 045-540-2343																																											
			共通区 8区（神奈川区、西区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区）																																												
			継続年数		新規																																										
提案種別																																															
予算・制度関連																																															
番号	項目																																														
6	災害時における要電源医療機器の電源確保のための非常用電源装置等の整備																																														
◇地域の課題、基礎データ等																																															
<p>1 課題 人工呼吸器や自動腹膜透析（APD）装置等の要電源医療機器を在宅で使用する方は、災害に備えてポータブル電源等の準備をしても、災害時に長期にわたる停電が発生した場合には、電源不足に陥ることが懸念されます。また、被害状況によっては、電源が確保できる避難場所への移動が困難となる場合も考えられます。 電源の途絶は、生命の維持に関わる問題となることから、より身近な場所に非常用電源装置を配備する等、電源確保のための支援を充実させる必要があります。</p>																																															
<p>2 基礎データ (1) 横浜市内での要電源医療機器利用者数：626人（人工呼吸器：497名、自動腹膜灌流装置：129名） ※令和6年3月調査、医療局地域医療課より (2) 横浜市要電源障害児等災害時電源確保支援事業 給付申請者数：133人（令和6年10月現在） (3) 横浜市災害時要電源障害児等登録制度 登録者数：264人（令和6年10月現在）</p>																																															
◇地域ニーズ等の収集手段																																															
<p><input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（医師、訪問看護師等からの声）</p>																																															
◇区民からの具体的な要望																																															
<ul style="list-style-type: none"> 要電源医療機器利用者や家族の安心に繋がる 区の事業を広げて展開するべき 																																															
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。																																															
<p>港北区では、令和4年度から自主企画事業（個性ある区づくり推進費）により、区と自家発電のある企業との協定を締結し、利用者1名と協力企業1社とをマッチングし、発災時等に充電済ポータブルバッテリーの貸出・充電をする事業を実施しています。 ※港北区災害時要電源医療機器利用者支援事業実績：協力企業12社・マッチング数7人（令和7年4月1日現在） ※令和7年度港北区運営方針 「1 安全に、安心して暮らせるまちづくり」に位置付け</p>																																															
◇提案内容・概算額等																																															
<p>1 提案内容 要電源医療機器（人工呼吸器・自動腹膜透析（APD）装置）利用者が災害時にバッテリーの充電ができるよう、福祉施設等に非常用電源装置等を配備し、共助による支援体制を整備します。 非常用電源装置を整備する施設は、災害時に要電源医療機器利用者が利用しやすいように、区において地域特性やバランス等を考慮して、福祉施設等への協力依頼や調整を行います。 非常用電源装置を整備する施設1か所につき、①正弦波インバーター発電機（1台）、②発電機用カセットボンベ（48本）、③発電機用エンジンオイル（1L）を配備し、災害時には各施設等の協力により運用します。 運用に関しては、「横浜市災害時要電源障害児等登録制度」に登録している方を対象者とし、区が利用証を送付する。発災時にはその利用証の提示をもって非常用電源装置等の利用を認めるものとします。</p>																																															
<p>2 概算額：■■■千円 (1) 非常用電源装置等の整備における1か所あたりにかかる単価@ ■■■千円 正弦波インバーター発電機@ ■■■千円/1台+カセットボンベ■■■千円/1セット（48本） +エンジンオイル@ ■■■千円/1L+利用証等作成に係る消耗品費 ■■■千円/1セット (2) 総費用 ■■■千円（非常用電源装置一式@ ■■■千円×150か所（市内対象約600名に対し、1台当たり4名の配備を想定）） ※別途、耐用年数による機器交換が発生します。 1 正弦波インバーター発電機：10年から20年 2 カセットボンベ：製造後5年から10年 3 エンジンオイル：未開封の状態で5年から10年</p>																																															
【参考】電源装置の選定																																															
<ul style="list-style-type: none"> 正弦波インバーター発電機 カセット式ガスボンベを動力源とするもの。医療機器への直接充電ではなくポータブルバッテリーに対して充電を行います。 																																															
◇参考：区執行体制上の課題																																															
<p>現行の体制で対応</p>																																															
◇所管局																																															
所管局課		健康福祉局障害施策推進課																																													
◆局回答内容																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">健康福祉局</td> <td colspan="3">障害施策推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 15%;">TEL</td> <td colspan="2">617-3604</td> </tr> </table>						健康福祉局	障害施策推進課				TEL	617-3604																																			
健康福祉局	障害施策推進課																																														
	TEL	617-3604																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">対応の有無</td> <td colspan="5">対応しない</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="background-color: #ADD8E6;">◇対応の内容</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>対応する場合</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>対応しない場合</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>◇課題に対する局の考え方 港北区の取組は、区が仲立ちをした地域貢献企業など有志の民間企業と地域住民との「共助」の取組として、ポータブル電源貸出しと充電のサイクルを行うスキームですが、今回の提案である「社会福祉法人」との調整や協力の実績がなく実現可能性の判断ができません。また、医療的ケア児・者に対する個別避難計画作成が医療局で進められており、避難場所となった福祉施設には、備蓄・防災備蓄として電源装置が予定されており、重複する懸念があります。加えて、要援護者が直接避難できる「指定福祉避難所」が制度化された際には、医ケアを含む要援護者のための避難所の防災備蓄として電源装置などの配備を検討する方が効果的であると考えます。 更に、港北区で実施しているような地域貢献企業にとっての意義や指定福祉避難所のような協定上の役割がない社会福祉法人が、被災時に自施設の利用者を支援しながら、電源配置と充電にどこまで協力できるかも未知です。 そのため、非常時における医療的ケア児・者の電源確保の必要性は認識していますが、対応することは困難であると考えます。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <p>◇対応する場合の課題</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> 協力社会福祉法人との検証及び条件整理 個別避難計画の対象者、避難場所との棲み分け又は整理 指定福祉避難所制度が今後制度化された場合の整理 </td> </tr> </table>						対応の有無	対応しない					◇対応の内容						<p>対応する場合</p>						<p>対応しない場合</p>						<p>◇課題に対する局の考え方 港北区の取組は、区が仲立ちをした地域貢献企業など有志の民間企業と地域住民との「共助」の取組として、ポータブル電源貸出しと充電のサイクルを行うスキームですが、今回の提案である「社会福祉法人」との調整や協力の実績がなく実現可能性の判断ができません。また、医療的ケア児・者に対する個別避難計画作成が医療局で進められており、避難場所となった福祉施設には、備蓄・防災備蓄として電源装置が予定されており、重複する懸念があります。加えて、要援護者が直接避難できる「指定福祉避難所」が制度化された際には、医ケアを含む要援護者のための避難所の防災備蓄として電源装置などの配備を検討する方が効果的であると考えます。 更に、港北区で実施しているような地域貢献企業にとっての意義や指定福祉避難所のような協定上の役割がない社会福祉法人が、被災時に自施設の利用者を支援しながら、電源配置と充電にどこまで協力できるかも未知です。 そのため、非常時における医療的ケア児・者の電源確保の必要性は認識していますが、対応することは困難であると考えます。</p>						<p>◇対応する場合の課題</p>						<ul style="list-style-type: none"> 協力社会福祉法人との検証及び条件整理 個別避難計画の対象者、避難場所との棲み分け又は整理 指定福祉避難所制度が今後制度化された場合の整理 					
対応の有無	対応しない																																														
◇対応の内容																																															
<p>対応する場合</p>																																															
<p>対応しない場合</p>																																															
<p>◇課題に対する局の考え方 港北区の取組は、区が仲立ちをした地域貢献企業など有志の民間企業と地域住民との「共助」の取組として、ポータブル電源貸出しと充電のサイクルを行うスキームですが、今回の提案である「社会福祉法人」との調整や協力の実績がなく実現可能性の判断ができません。また、医療的ケア児・者に対する個別避難計画作成が医療局で進められており、避難場所となった福祉施設には、備蓄・防災備蓄として電源装置が予定されており、重複する懸念があります。加えて、要援護者が直接避難できる「指定福祉避難所」が制度化された際には、医ケアを含む要援護者のための避難所の防災備蓄として電源装置などの配備を検討する方が効果的であると考えます。 更に、港北区で実施しているような地域貢献企業にとっての意義や指定福祉避難所のような協定上の役割がない社会福祉法人が、被災時に自施設の利用者を支援しながら、電源配置と充電にどこまで協力できるかも未知です。 そのため、非常時における医療的ケア児・者の電源確保の必要性は認識していますが、対応することは困難であると考えます。</p>																																															
<p>◇対応する場合の課題</p>																																															
<ul style="list-style-type: none"> 協力社会福祉法人との検証及び条件整理 個別避難計画の対象者、避難場所との棲み分け又は整理 指定福祉避難所制度が今後制度化された場合の整理 																																															

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	青葉区	地域振興課																																																										
		TEL	978-2299																																																										
		共通区	全区																																																										
		継続年数	新規																																																										
提案種別																																																													
予算・制度関連																																																													
番号	項目																																																												
6	防犯灯の整備を含めた、まちの灯りの確保																																																												
◇地域の課題、基礎データ等																																																													
令和6年10月に青葉区内で発生した凶悪な強盗殺人事件をきっかけに、区民の不安感は募っており、防犯灯設置要望が届いています。しかし、現行の制度や予算には課題があり、地域からの要望に十分に応えることができない状況です。																																																													
1 防犯灯の整備（鋼管ポール型および電柱共架型） 区内には防犯灯を設置できる電柱がなく、鋼管ポール型防犯灯（以下、「鋼管ポール」）を設置しなければ灯りを確保できない場所があります。鋼管ポールの申請数に対して予算規模が非常に少ないと認め、毎年申請しても設置されないなど、地域からの要望に応えることができません。さらに、令和7年度は既存の鋼管ポールの点検に注力するため、申請受付ができない状況です。 【防犯灯 申請数・設置数】																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">R 3</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">R 4</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">R 5</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">R 6</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">青葉区</th> <th style="text-align: center;">全市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電柱共架</td> <td style="text-align: center;">申請数</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">539</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">535</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">321</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置数</td> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">328</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">186</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">264</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">鋼管ポール</td> <td style="text-align: center;">申請数</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">点検後の建替のみ のため受付なし</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設置数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>						R 3		R 4		R 5		R 6				青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	電柱共架	申請数	51	539	42	535	37	442	18	321	設置数	25	328	18	328	11	186	15	264	鋼管ポール	申請数	15	105	点検後の建替のみ のため受付なし		10	85	10	59	設置数	3	41			0	17	0	7
		R 3		R 4		R 5		R 6																																																					
		青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市	青葉区	全市																																																				
電柱共架	申請数	51	539	42	535	37	442	18	321																																																				
	設置数	25	328	18	328	11	186	15	264																																																				
鋼管ポール	申請数	15	105	点検後の建替のみ のため受付なし		10	85	10	59																																																				
	設置数	3	41			0	17	0	7																																																				
2 防犯灯撤去後の灯り確保 既存の鋼管ポールの点検で腐食が判明した際や、単独地中化計画の実施に伴って、防犯灯が柱ごと撤去されます。地中埋設物の影響等により鋼管ポールを設置できない場合、灯りを確保することができません。																																																													
3 所有者不明の防犯灯の取扱の整理 青葉区を含め市内には、所有者が不明な防犯灯が存在しています。これについては、自治会町内会が対応に苦慮しているが、区として明確な解決策がないといった課題があります。																																																													
◇地域ニーズ等の収集手段																																																													
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()																																																													
◇区民からの具体的な要望																																																													
1 防犯灯を設置したいが、電柱がないため鋼管ポールの新設を再開してほしい。 2 単独地中化計画により防犯灯が電柱ごと撤去されてしまうため、代替策を講じてほしい。 3 所有者が不明な防犯灯について、今後の維持管理や撤去費用を自治会町内会が負担せざるを得ない状況が懸念されるため、行政に対応してもらいたい。																																																													
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。																																																													
1 鋼管ポールの設置要望に対しては、「地域の防犯力向上緊急補助金」の周知を通じて、センサーライト等による代替案を提案しているが、不十分と受け止められ、導入には至っていません。 2 電柱と共に防犯灯が撤去された後の相談は、区としての対応策がなく地域への説明に苦慮しています。 3 所有者不明の防犯灯は、自治会の引き受けが難しく、そのまま放置されるケースがあります。																																																													
◇提案内容・概算額等																																																													
防犯灯は、夜間の歩行者の安全を確保し、犯罪の抑止を図るために、地域に必要不可欠なインフラです。しかし、現行の施策では、地域からの要望に十分に応えることができないため、防犯灯の持続的な維持管理を視野に入れた制度の見直しと予算の確保を提案します。																																																													
1 鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設・付替の予算拡充及び鋼管ポール型の継続的な申請受付 (約56,000千円) 2 新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールを長寿命化工事で延命し撤去を遅らせる (約34,000千円) 3 所有者不明な防犯灯の取扱を定めたガイドラインの整備及び全市調査の実施 (約32,000千円) 合計 (約12,200万円)																																																													
◇参考：区執行体制上の課題																																																													
現行の体制で対応																																																													
◇所管局																																																													
所管局課	市民局地域防犯支援課																																																												
◆局回答内容																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地域防犯支援課</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">市民局</th> <th style="text-align: center;">TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">671-3709</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						地域防犯支援課				市民局	TEL			671-3709																																															
		地域防犯支援課																																																											
		市民局	TEL																																																										
		671-3709																																																											
対応の有無		一部対応する																																																											
対応する場合		◇対応の内容 ①鋼管ポール及び電柱共架型防犯灯の新設の予算を拡充します ②新たな形態の防犯灯の設置及び鋼管ポールの長寿命化を実施します																																																											
対応しない場合		◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題																																																											

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	青葉区	
		TEL	671-2594
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別		項目
予算・制度関連		
番号		項目
8	電子申請(パマトコ)による医療給付助成申請	

◇地域の課題、基礎データ等

- 各区こども家庭支援課で受付している医療給付助成（小児慢性特定疾病、未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療））について、紙媒体のみで申請を受け付けています。このため、申請者が手続きのため区役所へ来庁する必要があります。
- 申請を行うにあたっても、土曜開庁では対応しておらず平日に来庁する必要があります、1申請あたり30分程度の時間がかかるなど、お子様を定期的に通院等させる必要がある当該助成の申請者にとって負担となっています。
- 小児慢性特定疾病助成において、申請者が有効期限到達前に手続きを行う必要がありますが、失念や更新申請が遅れた場合、助成を受けられない期間が発生する可能性があります。

◇地域ニーズ等の収集手段								
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等					
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望						
<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 9 その他 ()							

◇区民からの具体的な要望

更新申請の手続き漏れを防ぐため、受給者証の期限が切れる前に通知を送付して欲しい。
医療給付助成について、電子による申請も受け付けて欲しい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

各医療給付助成に係る要綱に沿って、紙媒体で受付・内容確認を行い、健康福祉局へ申請書等を進達

◇提案内容・概算額等

電子申請（パマトコ）による医療給付助成申請が可能になることにより、申請者の選択肢が増えます。電子申請を利用する場合、通院されている方の外出リスクの回避や、窓口での申請にかかる時間の短縮のほか、他の来庁者の待ち時間の短縮等、区民の負担軽減や利便性の向上につながります。また、パマトコ内マイページでのお知らせや、それに関連するプッシュ通知・メール配信を活用することで、受給者証更新の失念や遅延の防止につながります。あわせて、職員にとっても、ペーパーレス化の促進や、事務負担の軽減等、区役所業務の効率化を図ることができます。

概算額としては、パマトコで収集した情報の福祉保健端末への入力は、現在紙で受け付けている申請がcsvデータ等に置き換わるだけで申請数が増加するものではないため、既存の会計年度任用職員で対応可能（新たな予算は不要）であることを健康福祉局医療援助課に確認済みです。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局	
所管局課	健康福祉局医療援助課

◆局回答内容

健康福祉局	医療援助課	
	TEL	671-4115

対応する場合	一部対応する
	◇対応の内容
対応しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容等を考慮し、可能なものから順次パマトコによるオンライン申請の受付を開始できるよう準備します。 (予定) 令和7年度：未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の申請全般（新規、変更、補装具） 令和8年度～：小児慢性特定疾病における各種申請、小児慢性特定疾病における新規申請及び継続申請（順次実施） ※小児慢性特定疾病については、令和8年度から継続申請の勧奨を行います。（令和8年度予算計上）
	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	青葉区	こども家庭支援課
		TEL	978-2456

共通区	16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）	継続年数	新規
-----	--	------	----

提案種別	項目
予算関連	9 こんにちは赤ちゃん訪問事業における訪問員の個人情報保護の取組

◇地域の課題、基礎データ等

- 1 青葉区の年間出生数は約1,800人で、港北区、鶴見区に次いで多くなっています。
- 2 横浜市こんにちは赤ちゃん訪問事業は、児童福祉法に定められた「乳児家庭全戸訪問事業」にあたり、出産後早期の全ての子育て家庭に対し、市長委任の地域の訪問員（青葉区は9割が民生委員児童委員）が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行い、養育者の話を聞くことにより、育児不安の軽減を図るもので、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで、日常的な交流のきっかけをつくり、子どもを見守る風土づくりを推進し、安心して楽しく子育てができることを目的としています。
- 3 令和6年度の青葉区における当該事業の訪問件数は1,819人（被訪問率98.7%）、令和7年4月現在の訪問員数は98人（18区平均約50人）です。
- 4 訪問日時の約束の連絡は、訪問員個人の私用電話から対象者あてに連絡することになっていますが、自分の電話番号を知られることに不安を感じる人は少なくありません。対象者には、当該事業のために見知らぬ番号から着信があることを区より周知していますが、見知らぬ番号からの電話に応答してよいのか戸惑う人がいるであろうことは否めません。
- 5 訪問員が何度か連絡しても、連絡が取れない場合は、区から対象者に連絡して仲介することもありますが、訪問員にとっては心理的かつ時間的な負担が大きく、訪問者の個人情報を保護しつつ、対象者にも安心して連絡を受けていただくことができる環境が十分に整っているとはいえない状況です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 ■ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等
 □ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望
 □ 8 デジタルプラットフォーム ■ 9 その他（青葉区こんにちは赤ちゃん訪問員連絡会）

◇区民からの具体的な要望

- ・（訪問員）個人の私用電話から対象者に連絡をするのは負担が大きい。着信を残したり、留守番電話に訪問員の氏名を言うのは抵抗がある。
- ・（対象者）知らない電話からの電話には応答したくない。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・私用電話からの連絡は、当該事業の全市的な手法であることを説明している。
- ・訪問員が何度か連絡しても、連絡が取れない場合は、区から対象者に連絡して仲介している。
- ・対象者から区へ「事前に訪問員の電話番号を教えてくれれば応答しやすい」と問い合わせがあった場合には、訪問予定の訪問員へ個別に照会し、了解が得られた場合は電話番号そのものを対象者に教えたり、末尾だけを教えたりするなど、個々の状況に応じてその都度対応している。

◇提案内容・概算額等

「こんにちは赤ちゃん訪問員に対する業務用電話番号の提供」

- 1 1台のスマートフォンに対して、もともとの電話番号はそのまま使いながら、業務用電話番号を別に加えることができるサービスを導入し、訪問員に活用していただく（愛知県常滑市の職員に対してサービス導入と報道あり）。
- 2 サービスの導入にあたっては、類似するサービスを調べた上で、訪問員の業務上必要な機能（留守電、セキュリティ対策、着信拒否等）を検討する（共創フロントを通じて、公民連携事業の提案やアイデア等を募集する方法も考えられる）。
- 3 区役所は訪問員別の業務用電話番号を把握し、対象者からの問い合わせに対して、訪問員の電話番号を回答できるようにする。また、パマトコ等により、この電話番号からこんにちは赤ちゃん訪問について連絡が入るといった事前通知が対象者に送ることができると信頼性が増す。
- 4 全市一斉に導入に課題がある場合は、青葉区で試行実施する。中長期的には全市の訪問員に拡大するとともに、民生委員児童委員業務等への拡大も考えられる。

・業務用電話番号の取得サービス料 こども青少年局 委託料 15,029千円
 （青葉区訪問員100人分）（初期番号取得料330円×100回線）+（月額5,500円+（550円×100回線））×12か月=759,000円
 （18区）759,000円×18区*1.1=15,028,200円（ただし、青葉区よりも訪問員が少ない区が多いので18倍の予算は不要と考えられる、全市一斉に導入した場合、コスト面でのスケールメリットも考えられる）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局地域子育て支援課
------	-----------------

◆局回答内容

こども青少年局	地域子育て支援課
TEL	671-2455

対応の有無	対応しない
対応する場合	△対応の内容
対応しない場合	<p>△課題に対する局の考え方</p> <p>訪問先との日程調整を含む全体の業務プロセスの改善について、現場である区担当者の意見も聞きながら、引き続き対応を検討していきます。</p> <p>△対応する場合の課題</p> <p>システム導入の検討の前に、効率的な業務執行に向けて業務プロセスの見直しから取り組む必要があります。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	青葉区	こども家庭支援課
		TEL	978-2457
共通区	16区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）		

提案種別	継続年数
制度関連	新規
番号	項 目
10	切れ目のない一貫した障害児の支援

◇地域の課題、基礎データ等	
1	青葉区の年間出生数は約1,800人で、港北区、鶴見区に次いで多くなっています。
2	青葉区における令和6年度の18歳未満の愛の手帳所持者数は928人、身体障害者手帳所持者数は170人となっています。特に愛の手帳については年々増加しています（平成28年度680人→令和元年度778人→令和4年度857人）。
3	平成24年に児童福祉法に位置づけられた障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の利用者も年々増加し、令和6年度の支給決定数は1,478件となっています（平成28年度675件→令和元年度885件→令和4年度1,218件）。
4	療育に関するニーズの増加や多様化等を受け、障害児通所支援事業所も増加しており、青葉区内には44事業所がありますが、利用者に聞き取って作成する様式は事業所によって様々で、汎用性がない状態です。
5	子どもの成長発達に伴うライフステージの変化によって、保育園・幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等から就職に至るまで、所属先が変わる時、新たな福祉サービスを使う時などに、これまでの経過や保護者の希望等が的確に相手に伝わることが、切れ目のない一貫した支援にとって重要となっています。
6	幼児期から成人・青年期に至るまで、知的又は身体的な特性のあるお子さんの成長・発達について、保護者が記録し、支援する関係機関に情報共有するためのツール「サポートファイルかけはし」を青葉区こども家庭支援課、青葉区基幹相談支援センターが中心となって、地域自立支援協議会児童支援部会で平成29年度に作成しています。 (サポートファイルかけはしの構成：基礎情報、日常生活・趣味・得手不得手・コミュニケーション手段、学校等での現在の様子、本人及び保護者の願い（目標）、これまでのあゆみ、引き継ぎシート等)
7	地域療育センターあおば、あおば支援学校等で活用されており、保護者にとっては子どものことが説明しやすく、支援機関や支援者が変わっても継続して一貫した支援を受けるために一定の効果があるという声を聞いています。その一方で、青葉区外の利用者を受け入れている事業所からは、青葉区民だけではなく、全市的に「サポートファイルかけはし」が活用されることで、その効果がより發揮できるという意見が出されています。

◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望
<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望
<input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（青葉区地域自立支援協議会児童支援部会）	

◇区民からの具体的な要望	
・（障害児通所事業所からの意見）全市的に「サポートファイルかけはし」が普及することで、居住区を考えず、活用することを保護者にお勧めしやすい。	

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
・「サポートファイルかけはし」の印刷製本、障害者手帳交付時面接等における同ファイル活用の啓発	・「サポートファイルかけはし」のPDFデータ及びエクセルデータの青葉区ホームページへの掲載

◇提案内容・概算額等	
「切れ目のない障害児・者の支援に向けた情報ファイルの全市的な活用」	
1 青葉区版「サポートファイルかけはし」や他区・他都市の類似ツールを題材に、全市的なツールとして活用する意義について、こども青少年局を中心に区局で検討し、横浜市版の情報ファイルとして内容を整え、市自立支援協議会等の承諾を得る。	
2 協議を経て整った横浜市版の情報ファイルを紙媒体、電子媒体として作成し、必要な市民に各区を通じて提供する。	
3 こども家庭センターが担当する障害児の「サポートプラン」作成において、横浜市版の情報ファイルの活用を支援プランに組み込むことを選択肢のひとつとする。	

◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	

所管局課	こども青少年局障害児福祉保健課
------	-----------------

◆局回答内容	
対応する場合	△対応の内容 区局担当者の会議等において、全市的なツールとして活用する意義について検討します。
対応しない場合	△課題に対する局の考え方 △対応する場合の課題

対応の有無	一部対応する
対応する場合	△対応の内容 区局担当者の会議等において、全市的なツールとして活用する意義について検討します。
対応しない場合	△課題に対する局の考え方 △対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名		青葉区		こども家庭支援課	
				TEL	978-2426
こども青少年局		共通区		16区（鶴見区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区） (一部賛同区含む)	
				継続年数	新規
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
11	小児慢性特定疾病児等の保育・教育施設での受け入れ推進				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1 小児慢性特定疾病児に対しては、医療費の自己負担分の補助が行われていますが、家族が安心して預けることのできる保育・教育施設があれば、負担軽減と生活の安定、児童の成長促進につながります。</p> <p>2 小児慢性特定疾病は、年齢や疾病の状況によって必要な支援は異なり、受け入れる施設側では、多様な生活自立度の児童に対応するための環境整備や人件費等運営費が負担となっています。</p>					
【基礎データ】					
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病的未就学児童数：567人（令和7年4月1日時点） (小児慢性特定疾病対策事業において医療費補助を受給している0歳～5歳の未就学児童数) ・小児慢性特定疾病未就学児童（567人）の悪性新生物を除く疾患群の上位3位は、慢性心疾患（220人）、神経・筋疾患（87人）、慢性消化器疾患（34人） ・小児慢性特定疾病児童等実態把握調査によるデータ（健康福祉局医療援助課） 調査実施期間：令和6年11月～令和7年1月 回答保護者数：1707人（うち、未就学児数は368人） 障害者手帳等の取得状況：手帳等をもっていない割合：67.1% 1145人（うち、未就学児246人と想定（※）） 母親の就労状況：意欲はあるが事情により働けない保護者数：7.7% 131人（うち、未就学児28人と想定（※）） (※) 小児慢性特定疾病児童等実態把握調査に基づき試算 ・令和7年5月時点での医療的ケア児及び重症心身障害児に該当しない小児慢性特定疾病児等を受け入れた園が受け入れ後に加配や園における個別対応の調整が必要とされたケース：3例（青葉区・港南区） ・医療的ケア児・重症心身障害児を受け入れる保育・教育施設等に対しては、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」に基づく環境整備補助金や「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人件費等運営費で賄うべき経費の補助制度がある。 					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）)					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病児を希望する保育園等に通園させたい。 ・小児慢性特定疾病児を受け入れたいが環境整備等に対する園の負担が大きいので設備費等を支援してほしい。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<p>青葉区運営方針「1 誰もが安心して出産や育児ができるまち・すべての子どもたちの未来を創るまち」</p> <p>1 保護者に希望する園へ直接相談いただき受け入れ園を探していただいている。</p> <p>2 保護者へ既存の制度「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人件費等運営費で賄うべき経費の補助制度を説明し、対象児童の認定及び対象児童に対する保育士等の加配区分認定手続きを進めますが、園にとっては十分な支援とは言い難い状況です。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>1 保育・教育施設の利用を希望する小児慢性特定疾病児等を受け入れる保育園等に対して、受け入れ予定の段階から当該児童に対応するための受け入れ環境整備及び備品購入を補助することで、受け入れ施設が増加することが見込まれます。 【こども青少年局 保育対策課】</p> <p>2 人件費等運営費で賄うべき経費については保育・教育に係る向上支援費等を拡充することで受け入れ施設が増加することが見込まれます。【こども青少年局 保育・教育支援課、保育・教育運営課】</p> <p>3 小児慢性特定疾病児等に対する必要な整備や人的支援は、疾患群の特性によって異なるものの、現行の「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」にて補助対象経費とされている内装改修、外装改修、物品購入と同様の環境支援や「横浜市障害児等の保育・教育実施要綱」に基づく人的支援が必要と想定されることから概算額は現行の「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金交付要綱」の上限額250万円とする。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	こども青少年局保育・教育支援課、保育・教育運営課、保育対策課				

◆局回答内容

こども青少年局	保育対策課 保育・教育運営課 保育・教育支援課
TEL	671-4469(保育対策 課) 671-3564(運営課) 671-2397(支援課)

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1 受入環境整備及び備品購入補助については、「横浜市医療的ケア児等保育受入環境整備補助金」の対象児童に小児慢性特定疾病児等であり、かつ、園での生活上、配慮が必要であると認められる児童を追加し、8年4月入所に向けて7年度から対応できるようにします（財政局と調整済み）。</p> <p>2 小児慢性特定疾病であり、かつ、集団保育において個別に支援が必要であると認められる場合は、横浜市障害児等の保育・教育実施要綱で定める加配区分基準表に基づき認定をお願いします。</p> <p>なお、市の基準以上に保育士を配置している場合にローテーション保育士雇用費を助成しており、個別に支援が必要な児童のために保育士を配置する際にも活用可能です。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		青葉区	生活支援課							
			TEL	978-2435						
所管局名	健康福祉局									
		共通区	15区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）（一部賛同区含む）							
		継続年数	新規							
提案種別										
予算・制度関連										
番号	項目									
13	生活保護債権における収納方法の多様化									
◇地域の課題、基礎データ等										
<p>1 令和5年度決算において生活保護費負担金（法第63条、78条）、戻入金の未収額が多額になっており、本市で最も未収額が多い債権です。</p> <p>2 横浜市中期計画2022～2025VI行財政運営、財政運営2-(4)全序的な債権管理の適正化の推進で、未収債権額の縮減を目指しています。</p> <p>3 市税や国民健康保険等は、コンビニ収納、バーコード決済、クレジット納付、口座振替、ペイジーなど金融機関の営業時間や居住している地域に縛られない納付方法があります。</p> <p>4 生活保護債権の納付書は、都市銀行と神奈川県・東京都・千葉県・埼玉県・茨城県・栃木県・山梨県のみのゆうちょ銀行の取扱いであり、債務者の転居により、納付が困難（都市銀行が少ない北海道や沖縄県等地方に在住したもの）な状況にあります。</p> <p>5 また、仕事により金融機関の営業時間に窓口に納付にいけないので、支払いたくても支払えないと言われています。</p> <p>6 令和2年に生活保護法一部改正により私人への収納委託ができるようになりましたが、課題に対応するにはシステムの改修が必要です。システム標準化導入は早くとも令和1年以降であり、それまで相当の時間がかかります。なお、現在において課題に対する国の検討状況もまだ見えません。</p> <p>これら課題に対応するため、コンビニ納付を先行実施することで生活保護関係未収債権の納付方法の利便性向上を図り、未収債権の縮減を促進します。</p>										
◇地域ニーズ等の収集手段										
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()										
◇区民からの具体的な要望										
<p>1 就労しているため金融機関の営業時間に行けないので、コンビニ等で支払いたい。</p> <p>2 近隣に横浜市の収納取扱機関がなく、都市銀行に行くには、何時間もかかるので、支払いたくても支払えない。</p>										
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。										
<p>1 上記要望1に対して、仕事がお休みの時などに支払に行ってください、と伝えています。</p> <p>2 上記要望2に対して、納付書を取り扱う都市銀行の近くにご用があるときにまとめて支払ってください、と伝えています。</p> <p>3 預金口座に預金があり支払いの意向があつても、納付手段がなく支払えない方に対し、いきなり差押をするわけにもいかず、督促状、催告書を送り、様子を見ている状況となっています。</p>										
◇提案内容・概算額等										
<p>収納の利便性を高めるためコンビニ収納を中心に収納方法の多様化ができるようシステム改修等を実施する。</p> <p>※他都市を参考に積算</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">【初期費用】</td> <td style="width: 40%;">システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円</td> </tr> <tr> <td>【ランニングコスト】</td> <td>取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料</td> <td style="text-align: right;">■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台</td> </tr> </table>					【初期費用】	システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）	■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円	【ランニングコスト】	取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料	■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台
【初期費用】	システム改修費用 システム改修テスト費用 ネットワークサービス委託料（全銀協会あて）	■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円 ■ ■ ■ 円								
【ランニングコスト】	取扱手数料（指定銀） 1件あたりコンビニ収納手数料	■ ■ ■ 件で ■ ■ ■ 円 ■ 円台								
◇参考：区執行体制上の課題										
現行の体制で対応										
◇所管局										
所管局課	健康福祉局生活支援課									

◆局回答内容

健康福祉局		生活支援課	
		TEL	671-2404

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>生活保護システムは国が主導するシステム標準化において、収納方法については、「コンビニ納付、電子決済、クレジット会社等での納付機能」の搭載が定められております。そのため令和8年度以降標準化システムの構築の中で上記収納方法について検討を進める予定です。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>現時点でシステム改修に費用がかかる上に、標準化に際しても再度同様の費用を必要とするため、経費を二重に計上しなければなりません。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	都筑区	こども家庭支援課	
			TEL	948-2472
共通区	全区（一部賛同区含む）			

継続年数 新規

提案種別		項目
制度関連		目
番号		項 目
6	市立保育所における医療的ケア児等の受け入れ拡充及び安定的な運営（職員の退職や病気等の緊急時の対応）を目的とした看護職の配置	

◇地域の課題、基礎データ等

都筑区では、医療的ケア児のサポート園がみどり保育園しかなく、受け入れ件数が限られています。医療的ケアを行うためにサポート園には看護職が配置されますが、必ずしもすべての児童が常時、医療的ケアが必要な状態ではなく、例えば、胃ろうや経管栄養などを設置する児童は昼食時のみケアが必要であったり、ケアの内容に応じて看護職が求められるタイミングが様々です。さらに、医療的ケアはなくても、疾患などにより保育園での看護師配置が望まれる児童などもあり、今後、保育園への看護職配置の必要性はさらに増していきます。

そういう状況にある中で、看護師職は自らの休暇や病気などにより、「子どもを預かることができなくなるかもしれない」責任を抱えて日々業務にあたっており、現在の体制・制度では緊急的に看護師職が必要になってしまっても、区ですぐに候補者を探して配置することは困難です。また、そのような状況にある区があっても、近隣区の市立園に勤務する看護師に応援従事してもらうことなどによる対応ができません。

以上のように、緊急時に市全体でフォローしあえる体制や制度がない状況の中で、「子どもを預かることができない」事態に陥る危険性を常に抱え、それを回避するために現場の負担が増加していることから、市全体で看護師採用の新規登録申込者の情報共有や区間で緊急的に応援できる仕組みなど、サポート園事業を進めるうえでは、緊急時に柔軟に対応できる体制づくりが必須です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他（市立保育園の現状を踏まえた区担当からの要望）

◇区民からの具体的な要望

区民から直接要望があったわけではありませんが、看護師が不足した場合、園で子どもを預かることができない可能性があります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

常に看護師の会計年度任用職員（日額職）の登録を行っていますが、あまり応募はない状況です。

◇提案内容・概算額等

- 必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる制度（訪問看護事業所等との派遣協定や派遣契約など）の導入派遣協定や派遣契約により、緊急時等に対応できるようにすることで安定的な運営が図れます。
【こども青少年局保育・教育支援課】
 - 看護師が区を跨いで対応できる仕組みの創設及び看護師職の採用情報の共有
緊急時について、他区の保育園で対応できる制度を導入することで、全市的に医療的ケア児を受け入れるための体制を向上させることができます。
例えば、採用は引き続き区で行うものの、会計年度任用職員の出張ルールの整理（区同士の出張が可能になるよう整理し、各区でルールを統一。）など。
- また、看護師職の新規応募者や雇用中の方の情報を各区で共有することで、数少ない看護師職を探す中で、第一候補として、迅速に採用に向けた検討を進めることができます。
これにより、
・看護師の新規申込者・雇用者情報を一括管理することで、必要なエリアで勤務ができる可能性のある方をいち早く見つけることが可能。
・既に他区で勤務している方について、その勤務日以外に勤務可能な日があれば、自区で新規登録が可能か確認できる。

【こども青少年局保育・教育支援課】 【総務局人事課・労務課】

- 1 こども青少年局 整備費 ■■■円
- 2 こども青少年局・総務局 整備費 ■■■円

【参考】※【都筑区】R7事前協議書ベース（年間） ■■■円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局保育・教育支援課
------	-----------------

◆局回答内容

こども青少年局	保育・教育支援課	
	TEL	671-2396

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>1について、派遣契約は、労働者派遣法第26条第4項の規定により労働者派遣契約の当事者は、「労働者派遣の期間及び派遣就業をする日」を具体的に定めなければならない旨規定されていることから、緊急時に必要な園に必要な時間帯に看護師を派遣できる契約を包括的に締結することは現実的ではないと考えられます。その他、どのような形態で実現が可能か、検討しましたが、医療的ケア児の状態や必要なケアは多岐にわたるため、それぞれに対応するための看護師を派遣可能な状態にしておくことは現実的に難しいと考えます。</p> <p>2の業務出張については、制度を所管する総務局人事課及び労務課に確認・調整したところ、次のような見解を得られました。</p> <p>「本市においては、会計年度任用職員の出張（勤務地を離れて行う業務）について、業務負担が高いことが想定されるため、本来業務に出張を行うことが組み込まれている場合や、業務上必要と判断することができる研修に参加する場合などを除き、出張を行わせないことを原則としています。本件のように、通常の勤務地以外での従事が予定される場合は、出張の可能性があることを前提とした職の設定をし、募集要項、任用通知書でその旨を明示して対応する必要があります。ただし、労基法に基づき明示しなければならない就業場所及び業務について、例えば看護師が急に休暇を取得しなければならなくなつた場合等、臨時的な応援や出張など一時的に変更される場合のものは含まれないことから、現行のルールにおいても、任用通知書に出張等についての記載がないからといって、臨時の出張を不可としてはおりません。」</p> <p>この見解を踏まえると、直ちに「看護師が区を跨いで対応できる仕組みの創設」には至らない状況ですが、現行のルールにおいても状況に応じて可能な場合がありますので、そうした場合に各園で対応できるよう、臨時の出張に係る運用スキームを構築していきます。</p> <p>また、採用情報の共有については、各区で閲覧できる共有フォルダを利用することで、対応可能です。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	政策経営局		都筑区	地域振興課	
				TEL	948-2235
共通区	全区（一部賛同区含む）				
			継続年数	新規	

提案種別	制度関連	項目
番号		8 区役所による制度活用促進につながるネーミングライツ制度の明確化や仕組み構築

◇地域の課題、基礎データ等

【課題】

①『横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン』において、ネーミングライツ導入の目的及び内容については、次の通り定められています。（以下、同ガイドライン抜粋）

「横浜市では、ネーミングライツを、横浜市、スポンサー、市民それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組みとして進めます。具体的には、以下の目的により導入します。

(1) 厳しい財政状況の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行います。

(2) 民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ります。」

「ネーミングライツは、市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。ネーミングライツにより市が得た対価等については、基本的に施設の運営・管理に役立てるにします。」

②都筑区が令和5年度に導入手続きを進めたボッシュホール（都筑区民文化センター）においては、契約の相手方は単に施設名称としての発信だけではなく、文化振興への貢献や地域の賑わい創出のための自社との有機的な連携などを含めて提案し、契約者として選定されており、本市ネーミングライツ導入の目的に沿った安定的な財源確保に加えて、スポンサーの民間ノウハウの発揮による地域活性化が期待されています。

③現状のガイドラインには、ネーミングライツ導入期間中におけるスポンサー料の取扱いについて、「施設の運営・管理に役立てる」とありますが、事業所管課がスポンサー料をどのように「施設の運営・管理に役立てる」ことができるのかが不明確であり、事業所管課としてネーミングライツ導入のメリットを感じにくいことに加え、後年度の取組を計画することが難しい状況です。

④事業所管課のメリットを明確にしてスポンサー料を有効に活用できる仕組みを整備することで、区民のための施設にネーミングライツを導入することによるメリットを区民が実感できるような運営にも資することができると考えます。

【基礎データ】

ボッシュホール ネーミングライツ契約の概要

- ・対象施設 横浜市都筑区民文化センター
- ・愛称 ボッシュ ホール
- ・契約相手方 ボッシュ株式会社
- ・契約期間 令和7年1月1日～令和17年3月31日（10年3か月）
- ・スポンサー料 1,100万円（年額） ※令和6年度（7年1月～3月）のみ275万円。

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 | |
| <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム | <input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（市会、契約相手方） | |) |

◇区民からの具体的な要望

・ボッシュホールのネーミングライツ契約検討時に地域からは、「区民のための施設にNRを導入するメリットが区民に伝わる必要があり、地域の賑わいづくりにつながることが重要」としてネーミングライツを導入することに対してのご理解をいただいています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

・令和7年度都筑区運営方針 施策3 活力とにかく、魅力あふれるまち 文化とスポーツであふれるまちづくり推進事業「区民文化センター「ボッシュホール」の開館を契機とし、様々な文化・芸術や日本の伝統芸能等のイベント開催を通じた更なる文化振興の推進」に基づいた事業運営を行っています。

◇提案内容・概算額等

区役所がネーミングライツ導入を行う際に、スポンサー料の活用について、事業所管課が明確に導入のメリットを感じられるような制度の明確化や仕組みの構築を要望します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	政策経営局財源確保推進課
------	--------------

◆局回答内容

政策経営局	財源確保推進課	
	TEL	671-4809

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 ネーミングライツにより得た対価の活用については、「横浜市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」の内容を踏まえて行われていると認識していますが、提案の趣旨を踏まえ、今後向けて、財政局とも協議しながら検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	戸塚区	総務課		
		共通区	TEL	045-866-8307	
		全区			
		継続年数	新規		

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
2	閉校となる学校を地域防災拠点として暫定利用する場合の環境づくり
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>南舞岡小学校が閉校となり、地域防災拠点として暫定利用する場合、災害発生時に避難所として十分な環境が整っていないことが課題となります。</p> <p>まず、短期的な視点では、飲料水については、受水槽による給水が閉校により停止されることで、貯水された水が「死に水」となり、飲用に適さなくなります。また、災害時にトイレの排水用水となるプールの水が利用できない場合、ハマッコトイレで水を流すことができません。加えて、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調設備やトイレの洋式化など、暫定利用であっても避難者の生活環境の整備をする必要があります。</p> <p>次に、後利用が決まるまでの長期的な視点においては、建物の安全性の低下が懸念されます。建築基準法や消防法に基づく点検は実施されるものの、修繕は原則として行われないため、老朽化が進みやすくなります。使用頻度が低い施設では、衛生環境の悪化や、経年劣化による防水性能の低下、外壁の損傷などが生じやすく、建物の安全性が課題となります。</p> <p>【地域防災拠点として暫定利用している学校（サウンディング調査など後利用検討中の学校を除く）】 旧いちょう小学校、旧阿久和小学校、旧すすき野小学校（すすき野中学校が学校施設として使用中）</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他（ ）)	
◇区民からの具体的な要望	
<p>地域防災拠点に指定されている学校が閉校後、地域防災拠点として暫定利用する場合においても、環境面や安全性を踏まえた維持管理をしてほしい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。	
<p>総務局地域防災課や教育委員会事務局教育施設課、下水道河川局管路保全課、水道局給水維持課などに、閉校した学校が暫定利用で地域防災拠点になっている場合の維持管理について状況を確認。</p> <p>南舞岡小学校について、飲料水及びはまっこトイレのトイレ用水が引き続き使用できることは確認済。 ただし、空調整備及びトイレの洋式化については現在未対応の小学校であることを確認しています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>災害時に地域防災拠点として確実かつ安全に運営するためには、後利用が決まるまでの間、短期的・長期的な視点から施設の環境と安全性を確保する維持管理方法を検討する必要があります。</p> <p>短期的な対応は、スポットクーラーや大型扇風機、暖房器具などの導入により避難所の生活環境改善を検討すべきです。一方で、長期的な対応は、各法令点検の実施だけでなく、施設の安全性が確保できる取組の検討を行い、発災時の地域防災拠点の機能が適切に果たされる状態にする必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期的 導入機器の一例：スポットクーラー（約■■■円/台）、大型扇風機（約■■■円/台）、暖房器具（約■■■円/台） 積算根拠：過去の実績等 ・長期的 空調整備（約■■■円/1校）、トイレ洋式化（約■■■円/1基）、その他修繕費等費用一式 積算根拠：過去の実績 	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	総務局地域防災課

◆局回答内容

総務局	地域防災課	
	TEL	045-671-2011

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南舞岡小学校の暫定利用については、学校統廃合に伴う地域防災拠点の基本的な考え方に基づき、適切に対応します。 ・短期的対応については、有効な方法について早急に検討を進めます。 ・長期的対応については、学校統廃合を踏まえた拠点の在り方について整理が必要です。安心して避難できる避難所環境に向けて、関係部署と連携し、引き続き検討を進めます。
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	みどり環境局	栄区	区政推進課	
			TEL	894-8161
共通区		3区（港南、磯子、金沢）		

継続年数	4年
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
1	円海山周辺緑地の利用実態を踏まえた魅力づくりの検討

◇地域の課題、基礎データ等
栄区の南東部には、横浜市緑の10大拠点の一つである市内最大級の緑地・円海山周辺緑地があり、区内に親しまれています（※1）。横浜市都市計画マスター・プラン栄区プランにおいても、良好な緑地や水辺を区の魅力に位置づけ、その発信に取り組んでいますが、緑地の保全活動をしている団体の高齢化や緑地周辺地域の人口減少などの課題があり、さらなる魅力発信の取組により、市民と緑の関わりを増やすことが求められます。
一方で、森を活用した魅力づくり及び発信においては、単なる観光振興ではなく、緑地保全の観点や利用者のマナー啓発等を含め、持続可能性に配慮した取組を行う必要があるため、より効果的で適切な取組を実施するために円海山周辺緑地の利用者のニーズ等の調査結果を把握、分析したうえで、魅力を発信していく必要があります。
(※1) 令和5年度区民意識調査における緑地と水辺環境の満足度：79.6%
◇地域ニーズ等の収集手段
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）
◇区民からの具体的な要望
<ul style="list-style-type: none"> ・栄区の魅力を高めるために森を活用してほしい。 ・ハイキングコースに休憩できる場所を整備してほしい。
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。
●令和7年度栄区運営方針 施策「いつまでも愛着を持って過ごせる魅力的なまちづくり」 ●横浜市都市計画マスター・プラン栄区プラン まちづくりの基本理念「次世代に継承する緑豊かな生活文化都市」－まちづくりの目標3「自然に囲まれた生活ができるまちづくり」 ●区実施事業抜粋 <ul style="list-style-type: none"> ①小学生向け自然体験教室 ②さかえグリーンサポーター制度の創設運用（企業団体と愛護会等のマッチングによる環境活動団体の支援） ③環境活動団体の交流会 ④広報よこはま、地域情報誌等への記事掲載 ⑤利用実態調査（R4年度秋冬、R5年度春夏） ⑥デジタルコンテンツの作成
◇提案内容・概算額等
市内最大級の緑地である円海山周辺緑地をまちの魅力ととらえ、その魅力に新規住民や来街者が集うことで、まちや緑地の持続可能性を高める事業を中長期的に実施する必要があります。そこで、緑地の魅力づくり及び発信の取組を検討するために令和4、5年度に区で実施した実態調査及び分析の結果をもとに、令和6年度に区局で検討した魅力づくりの方向性に沿って、令和7年度に引き続き区局で連携して具体的な取組を検討・実施します。
◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応
◇所管局
所管局課 みどり環境局環境活動事業課、公園緑地事業課、南部公園緑地事務所、戦略企画課

◆局回答内容

みどり環境局	環境活動事業課ほか	
	TEL	671-2624 671-3534 831-8484 671-4214

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 局内関係課とともに、休憩施設の設置など円海山周辺緑地の活用の方向性や事業の推進について、区局で連携していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	にぎわいスポーツ文化局	栄区	区政推進課	
			TEL	894-8161
共通区	1区（戸塚区）			

継続年数	3年
------	----

提案種別		項目
番号	予算関連	
2	市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた検討	

◇地域の課題、基礎データ等								
1	本市南西部における硬式野球ができる環境については、「令和7年度予算編成に向けた区提案反映制度調書」の番号1（市南西部における小中学生が硬式野球ができる環境の提供に向けた調査）にて、【施設数が十分ではない状況で新たに別の施設を探す必要が生じている】と整理されています。							
2	上述の区提案については、①市南西部における対応方針の検証、②将来的な硬式野球ができる場の確保策として「栄区金井町に整備される金井第二遊水地の上部（底盤）利用」も含め検討と提案され、対応するとされています。							
3	令和6年度～令和9年度における所管局課、関連局課及び提案区の役割が関係課長会で整理されています。							
4	金井第二遊水地整備工事はR13年度完工となっていますが、河川近傍での整備という施設設計及び土木工事に係る様々なリスクへの対応が求められることの多い特徴を踏まえ、県の工事や市域等における類似施設に係る状況の把握は、今後の当該遊水地の上部利用に係る様々な検討を行う上で必要な事項となります。							

◇地域ニーズ等の収集手段								
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等	<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望	<input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム	<input checked="" type="checkbox"/> 9 その他（議員団からの要望（戸塚区））

◇区民からの具体的な要望								
・硬式野球ができる場所を確保できず、県外まで遠征していることがあるため、市内にもっと整備してほしい。								
・地域の子供が伸び伸びと運動でき、地域の運動会やお祭りが開催可能な広場も整備してほしい。								

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。								
・R5年度より神奈川県が整備に着手している栄区内の金井第二遊水地の上部利用について、本市としての利用意向を書面で県に提出済。【財政局】								
・神奈川県からは、市が行う上部利用ができる最低限の施工は可能だが、利用における細部の整備等は遊水地の機能を損なわない範囲で、本市が行い管理することを議員団会議（R5年度6/8, 6/12）の場で神奈川県から回答済。								
・硬式野球ができる場の具体的な調整において、どの局が整備や管理主体を担うかなど関係局との調整を実施。								

◇提案内容・概算額等								
・金井第二遊水地整備工事の施工状況等に係る神奈川県との情報共有								
【下水道河川局河川流域調整課、戸塚区、栄区】								
・新たに把握できた現場状況を踏まえた整備レベルの検討								
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、戸塚区、栄区】								
・所管局課、関連局課及び提案区による継続的な情報共有								
【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課、みどり環境局戦略企画課、下水道河川局河川流域調整課、戸塚区、栄区】								

◇参考：区執行体制上の課題								
現行の体制で対応								
◇所管局								

所管局課	にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
------	--------------------

◆局回答内容

にぎわいスポーツ文化局	スポーツ振興課	
	TEL	671-3583

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 ・新たに把握できた現場状況を踏まえた検討の実施 ・所管局課、関連局課及び提案区による継続的な情報共有
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	デジタル統括本部	共通区	栄区	区政推進課
			TEL	045-894-8161

継続年数	新規
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
3	区民向けの広報物等における生成AIの活用について

◇地域の課題、基礎データ等

現在、区民向けの広報物等の作成にあたっては、委託をしているものもありますが、予算がない場合には、職員が自ら作成しています。しかし、自ら作成する場合には、職員の経験やスキルにより、デザインや内容の質にはばらつきが生じており、「内容がわかりづらい」といったご意見を区民の方からいただくことがあります。

このような課題を解決するために、生成AIなどの技術を活用し、職員の経験に左右されず、一定の品質を保った資料（内部向け資料を含む）や広報物を作成することが求められています。これにより、区民の皆様に事業や制度をよりわかりやすく伝え、理解を促進することが期待されます。

◇地域ニーズ等の収集手段							
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等				
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望					
<input type="checkbox"/> 8 その他（ ）							

◇区民からの具体的な要望

事業の広報等において誰でも見やすいような文字サイズ・デザインを意識してほしい。ホームページ等が分かりづらい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

パワーポイントなどの作成に係る研修の受講、区役所における広報研修などの実施

◇提案内容・概算額等

現在、横浜市においてはテキスト以外の生成AIの活用は業務利用を不可としていますが、職員の経験に依存せず、区民に向けた分かりやすい事業や制度の説明及び内部向け資料の作成において既存利用ルールの段階的な緩和等の検討を進めさせていただくことを提案します。生成AIの活用により生み出された時間等を用いて地域のニーズに細やかに対応し、より住みやすい区を実現します。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	デジタル統括本部デジタル・デザイン室
------	--------------------

◆局回答内容

デジタル統括本部	デジタル・デザイン室	
	TEL	671-3321

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>生成AIの積極的かつ安全な活用に向けて、技術革新や国の動向等を踏まえながら、随時ガイドライン改正の検討を進めています。</p> <p>令和7年11月には、府内での業務利用に限り、画像生成機能の利用を可能とする改正を行いました。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局	栄区	地域振興課	
			TEL	894-8393
共通区	14区（鶴見区、神奈川区、西区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区）（一部賛同区含む）			
	継続年数	新規		
提案種別				
制度関連				
番号	項目			
5	旧本郷地区センター等の廃止になった区民利用施設のあり方と管理所管の整理			
◇地域の課題、基礎データ等				
<p>(1) 旧本郷地区センターの建物は、令和3年(2021年)12月に本郷地区センターがSAKAESTA（ケアプラザ、地区センター、区民活動センターの複合施設）に移管され、地区センターとしての用途が廃止された以降も、栄区が管理し続けています。</p> <p>(2) 築50年を経過した建物は老朽化が著しい状況（雨漏り、一部天井の崩落、空調設備の故障等）ですが、区には、当該施設の管理に係る予算措置は無いため、改修等を行うことはできており、歩道に面している建物の安全な保全という点からも課題があります。</p> <p>(3) 「用途廃止となった区民利用施設」について、管理所管を整理し、建物の利活用・解体等が行われるまでの間、建物の適正・安全な保全を図る必要があります。</p>				
<p>【基礎情報】 旧本郷地区センター ・所在地：栄区桂町301 ・建築年 昭和48年(1973年) ・栄消防署、市営住宅、地区センターの合築建物（地区センター部分：1階～3階1,010.5m²） </p>				
◇地域ニーズ等の収集手段				
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()				
◇区民からの具体的な要望				
<p>「本郷台駅前開発による人口流入等の効果を活かすための検討を、旧本郷地区センターや区役所など周辺公共施設の更新等にも配慮しながら進めること。」といったご意見をいただいている。</p>				
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。				
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年(2017年)にSAKAESTA（本郷地区センター、本郷駅前地域ケアプラザ、栄区民活動センター）の整備方針決定以降、栄区において、サウンディング調査を行い、民間の賃貸借ニーズを確認しましたが、民営事業としては成立しないという結論となりました。 令和3年(2021年)12月に、本郷地区センターは、SAKAESTAに移設され、移設に伴い、旧本郷地区センター跡地（建物・土地）は、用途を廃止し、普通財産としました。 また、用途廃止の時点で、休日急患診療所の仮移転先として栄区医師会への貸し付けが予定されていたため、栄区において所管し続け、令和5年3月から令和6年7月まで貸付を行いました。 				
◇提案内容・概算額等				
<p>用途廃止施設の土地・建物について活用・処分までの間の安全性を担保するため、所管替え・建物の解体も含め、適切な維持管理手法の検討を提案します。</p>				
◇参考：区執行体制上の課題				
<p>現行の体制で対応</p>				
◇所管局				
所管局課	市民局地域施設課			

◆局回答内容

市民局	地域施設課	
	TEL	671-2326

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>本郷地区センター跡地活用については、方針決定（平成29年11月）において、既存施設を民間事業者に賃貸する方向で検討を進め、財源確保を推進することとし、事業者の選定及び貸付は、施設所管である栄区が行うこととなっています。 引き続き、区の取組の後方支援をしてまいります。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	泉区	総務課
		TEL	800-2309
共通区	13区（鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、）		

提案種別	継続年数	新規
予算・制度関連		
番号	項目	
1	感震ブレーカー等設置推進事業に係る補助事業における自治会等団体からの申請	

◇地域の課題、基礎データ等

1 地域の課題

元禄型関東地震に匹敵する大規模地震が発生した場合、泉区では6件の出火件数から3,339棟が焼失する試算が出されています。さらに、令和6年能登半島地震により区民の防災意識がさらに高まっており、特に泉区の地震火災対策計画における対策地域では、地震による延焼火災対策に熱心に取組んでいます。その中で今年度より、感震ブレーカー等設置推進事業に係る補助事業について、申請主体が個人からの申請に一本化されたことにより、自治会等の負担は軽減されたものの、一方では自治会単位で感震ブレーカーの設置を目的に進めようとしている自治会もあり、そのニーズに対応できないという点もあります。また、本来、面的に設置を進めることで、感震ブレーカーのより効果的な機能を發揮することから、個人とともに自治会を経由して設置の普及も必要と考えています。

2 基礎データ等

- (1) 泉区の対策地域：白百合一～三丁目、中田北二・三丁目、中田西二～四丁目、中田東一～四丁目、中田南一～五丁目（地震火災対策計画）
 (2) 出火件数や焼失棟数の試算：横浜市地震被害想定調査

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

感震ブレーカー等設置推進事業に係る補助金の申請主体に、自治会等の町の防災組織からの申請を追加してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

所管する総務局とともに、感震ブレーカーに関する周知・広報を実施。

◇提案内容・概算額等

感震ブレーカー等設置推進事業における補助事業について、市内全域で個人単位の申請に加えて自治会単位からの申請も可能とする。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局地域防災課
------	----------

◆局回答内容

総務局	地域防災課	
	TEL	671-3456

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>令和6年度において、自治会・町内会等で取りまとめて申請いただく形で実施していた感震ブレーカー補助制度を、市域全域に拡大いたしました。しかしながら、地域での取りまとめが負担になるとの市民の声や、区からも「自治会・町内会が申請を取りまとめる方式では負担が大きいため、自治会・町内会・マンション管理組合向けの助成制度は廃止し、個人向けの助成制度を18区に展開し、申請手続きを簡素化すべき」との提案（栄区提案、共通区15区）を受け、令和7年度からは個人で申請できる制度として市域全体に広げました。</p> <p>上記の経緯から、自治会等単位の申請は導入しませんが、現在の補助制度においても、自治会等で地域内への広報活動を実施いただき、各世帯にてご記入いただいた申請書を取りまとめさせていただくことで、自治会等団体による一括申請と同様の効果として、感震ブレーカーの面的な設置促進につながるものと考えております。希望する自治会等に対しては、補助制度のチラシ提供などを通じて、今後も引き続き支援していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	政策経営局	泉区	区政推進課
		TEL	800-2331

共通区 全区

継続年数

4年

提案種別
予算・制度関連

番号	項目
2	「住みたい・住み続けたいまち 横浜」をPRするシティプロモーションの実施

◇地域の課題、基礎データ等

1 現状

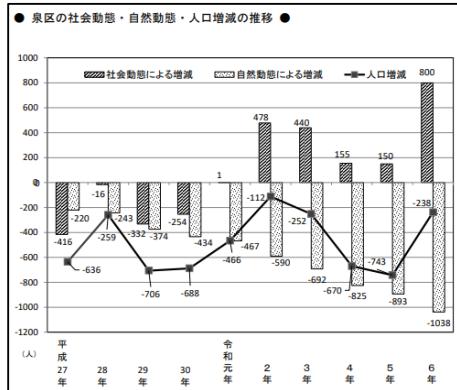
横浜市的人口は令和3年に戦後初の減少に転じましたが、泉区の人口は平成22年をピークに減少が続いている。社会増に転換してきていますが、自然減の影響が大きく、結果人口減となっています。

(1) 人口

- ・ピーク時：155,725人（H22年）
- ・現 在：150,005人（R8年1月1日時点）

(2) 定住意向

令和6年度に実施した泉区区民意識調査において、泉区に住み続けたいと思っている人は約8割と、定住意向は高い結果となっています。



※記者発表資料（令和6年度泉区区民意識調査結果報告）抜粋

2 課題

- (1) 地域コミュニティの維持や新たな地域の担い手確保などのため、20歳代から30歳代の子育て世代を中心とした多世代の定住を図る必要がある。
- (2) 区民の愛着心を高め、住み続けたいまちへのプロモーションを実施することで転出抑制を図る必要がある。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・区が主体となってプロモーション本部を立ち上げているが、ブランドイメージを向上していく姿勢は今までの泉区にない活動であり期待している。
- ・地域にとっても活性化の好機であると感じている。特に若い世代に「住むなら泉区」と実感してもらい、転入・定住につなげて、活力あふれる地域をつくるってもらいたい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

泉区では、令和7年度泉区運営方針基本目標の「みらいへ進もう！地域とともに」における目標達成に向けた施策1「にぎわいの創出と発信による魅力づくり」において、定住・転入に向けた取組を推進しています。前述の平成22年をピークに減少する人口の状況を踏まえ、平成29年度に「定住・転入促進事業」として事業化されました。区内外の若い世代に泉区を知ってもらい、「居住地としてのブランドイメージの定着」や「区民の愛着心の向上」を図り、定住・転入の促進につなげることを目指しています。

◇提案内容・概算額等

人口減少などの課題に対して、居住地としての魅力のPRを行っている郊外区等と、政策経営局及び関連局による連携の継続を希望します。

【具体的対応】

①関係区局によるプロジェクト等の体制を継続

区局それぞれが持つ課題やPRの実績・ノウハウ等を共有し、局によるスケールメリットを生かし相乗効果を図るなど、市として一体的に「住みたい・住み続けたいまち横浜」のシティプロモーションを推進します。

②横浜市版 居住促進PRサイトの継続運用

運用後の効果検証を行いつつ、効果的な転入増となる取組に向けて共に検討します。

③若年層への情報発信の強化

市外（都内や他都市）に居住しているターゲットの中でも、特に若年層（就職を迎える新社会人、市内大学に進学する学生）に対し、暮らしに関する「横浜の魅力」の発信を強化し、居住地の選択肢を広げます。

例) 横浜市職員採用案内「始動。」との連携や、市内大学に向けた横浜の暮らしの情報提供など

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	政策経営局広報・プロモーション戦略課
------	--------------------

◆局回答内容

政策経営局	広報・プロモーション戦略課	
	TEL	671-3680

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>①関係区局による検討体制を継続します。 ②「横浜移住サイト」の継続運用に向け、所要額を令和8年度予算計上。 ③関係局と連携しながら、若年層に向けた「横浜の暮らしの魅力」に関する情報発信を強化していきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

		泉区		区政推進課	
				TEL	800-2332
所管局名	都市整備局、健康福祉局、みどり環境局、道路局				
共通区	1区(戸塚区)				
		継続年数		7年以上	
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
3	深谷通信所跡地利用基本計画の事業推進				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1 経過 平成26年 深谷通信所返還 平成30年 「深谷通信所跡地利用基本計画」策定 令和9年頃 都市計画決定(予定) 都市計画決定後 4年間程度 着工準備期間 工事着工後 15年間程度 工事期間</p>					
<p>2 地域状況 ・基本計画の実現に向けて過年度、環境アセスメント手続(配慮書、方法書)や都市計画手続の素案説明会が実施され、地域では事業が進んで来ているとの認識がされています。 ・都市計画手続が進み、事業の全体像やスケジュールが地域に示されたことで、地域の関心は、公園、墓園、接続道路、災害時の活用方法等の詳細内容に移りつつあります。 ・77haに及ぶ大規模な整備であり、また公園内では現行の三ツ沢競技場と同等規模の第2種公認陸上競技場が整備されることから、既存の「かまくらみち」だけでは、地元の交通渋滞等、生活環境に与える影響が大きく、特に環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、事業全体を進める上で必要不可欠なものとして、特に関心が高くなっています。</p>					
<p>3 課題認識 ・今後の都市計画決定に向けては、各局間の事業スケジュールを調整した上で、確実に早期実現するためのマネジメントが求められます。 ・地域で事業全体のポイントと認識している環状3号線、環状4号線との接続道路の整備については、各局事業整備の段階に応じた道路整備計画を地域に示すことで、安心感を持ってもらうことが重要です。 ・広場や通路等の暫定利用施設について、引き続き安全に利用できるような維持管理が求められます。また、工事中ににおいても、市民利用への影響が最小限となるような対応が求められます。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業を進める上で環状3号線、環状4号線との連絡道路は必要不可欠。かまくらみちだけでは現行の三ツ沢競技場と同等規模の第2種公認陸上競技場の整備による交通需要を満たすことは難しい。新たな道路インフラの整備無くして基本計画は成り立たない。 ・連絡道路の整備スケジュールはどうなっているか。公園、墓園、外周道路の段階的な供用開始スケジュールと整合性は取れているのか。 ・災害時の避難などにも役立つ防災機能を備えた施設にしてほしい。 ・工事完了までの時間が長い。なるべく早く実現するようにしてほしい。 ・都市計画決定後の各事業(公園、墓園、道路)について地域の意見を反映した上で着実に整備を進めてほしい。 					
◇これまでの区としての対応※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
<ul style="list-style-type: none"> ・泉区運営方針:にぎわいの創出と発信による魅力づくり ・地域意見を反映した跡地利用及び暫定利用の実現に向けた調整 ・地域要望を踏まえた対応 <ul style="list-style-type: none"> ①中央広場一般開放及び広場でのイベント開催 ②消防ヘリ離発着訓練及びPR動画作成広報 ③公共トイレの整備 					

◇提案内容・概算額等

- ・都市整備局が中心となり、地域住民に納得性の高い説明ができるように進捗管理、スケジュール調整等の事業全体のマネジメントの着実な推進
- ・事業局（健康福祉局、みどり環境局、道路局）間のスケジュール調整等、連携による円滑な事業実施
- ・都市計画決定に向けた丁寧な地域説明（深谷通信所返還対策協議会等）及び事前準備を含めた事業費確保
- ・都市整備局と国との管理委託契約敷地の適切な維持管理の実施

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	都市整備局基地対策課、健康福祉局環境施設課、みどり環境局公園緑地事業課、道路局企画課	
------	--	--

◆局回答内容

都市整備局	基地対策課	
	TEL	671-4002

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>事業実施に向けた全体調整や丁寧な地域説明を行います。 暫定利用に関する運営・維持管理を行います。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

健康福祉局	環境施設課	
	TEL	671-4387

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>環境影響評価手続等、都市計画決定に向けて、引き続き必要な手続き、調整を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

みどり環境局	公園緑地事業課	
	TEL	671-4611

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>都市計画決定手続き、環境影響評価手続き等を確実に進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

道路局	企画課	
	TEL	671-2777

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>都市計画決定に向けて、関係機関等と協議、調整を進めるとともに事業化に向けた検討を進めてまいります。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	福祉保健課	
		TEL	800-2401

共通区	4区（金沢区、港北区、緑区、青葉区）
-----	--------------------

継続年数

新規

提案種別		項目
制度関連		目
番号		項
4	主任児童委員定数基準等の弾力化	目

◇地域の課題、基礎データ等

- 1 民生委員・児童委員、主任児童委員は他の委嘱委員と同様に、扱い手の確保が大きな課題となっています。
- 2 上飯田団地地区は高齢化率が極めて高く、主任児童委員の活動の対象となる0～18歳の子どもは全体の約4%に留まっています。
- 3 同地区は区域自体も広くはないことから、子どもの人口と併せて考えると、主任児童委員の定数は1人で十分担えるとのご意見をいただいています。
- 4 現在、主任児童委員の配置基準については、厚生労働省の通知を基に、「主任児童委員の定数基準の運用等について（通知）（平成22年7月13日付 健地第283号）」において、地区の民生委員・児童委員の定数が39人以下ならば2人、40人以上ならば3人と定められており、地域の実情に応じて基準より多く配置することについては差し支えないと言われていますが、基準より少なくすることについては認められておらず、地域の実情に合わせて定数よりも少ない人数のみの委嘱とすると、欠員の扱いとなってしまい、年2回の民生委員・児童委員の欠員補充時に、区からは候補者推薦の依頼をし続け、地域は候補者を探し続けなければならない状態となります。
- 5 一方、民生委員・児童委員については、地域と地区民生委員児童委員協議会が協議の上、世帯数（=活動の対象となる住民の多寡）に応じて増減員ができます。
- 6 少子高齢化により、民生委員・児童委員、主任児童委員の扱い手も、子どもの人口も減少する中、現状、主任児童委員は民生委員・児童委員と同様の対応ができないことから、今後、他の地区からも同様の要望をいただくことがあると考えられます。

【基礎データ】

上飯田団地地区の人口（令和2年）	泉区の人口（令和2年）
総数 1,656人	総数 152,378人
未就学・小学生・中学生・高校生の人数 62人 (3.7%)	0～18歳の人数 23,458人 (15.3%)
高齢化率 66.6%	高齢化率 29.0%

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

主任児童委員の定数を子どもの人口の少なさに応じて現状の2名から1名にしてほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

子どもの人口にかかわらず一律に主任児童委員の定数基準に応じて2名の主任児童委員の推薦をお願いしています。

◇提案内容・概算額等

現状の主任児童委員の定数については、最少1人は必ず配置することとし、地区の民生委員・児童委員の定数が39人以下ならば2名、40人以上ならば3名という現状の原則は維持しつつ、増員と同様に減員についても、地域の実情に応じて、地域と地区民生委員児童委員協議会が協議の上で可能としたい。

（「地方分権改革に関する提案募集」制度を活用したことも家庭庁への申入れも含む。）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局地域支援課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局	地域支援課	
	TEL	671-4046

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 主任児童委員の配置数は、民生委員・児童委員の定数に応じて国の基準で定められているため、地域の実情に即した柔軟な対応が難しい状況です。 ◇対応する場合の課題 国の基準に抵触することとなります。

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	瀬谷区	総務課
		TEL	367-5611

共通区 4区（西区、保土ヶ谷区、都筑区、栄区）

継続年数 2年

提案種別
予算関連
番号 項 目

- 1 市防災スピーカーと区防災スピーカーとの一体的運用及び年間保守管理

◇地域の課題、基礎データ等

市防災スピーカーは市内190基設置されていますが、市内の人口カバー率は50%を下回る試算となっており、令和4年度に市が行ったアンケート結果でも全く聞こえなかったとの回答が67%となっています。

瀬谷区では平成26年に瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」に係る陳情がなされました。それを受け、平成28年に総務局危機管理室により区防災スピーカーが設置され、運用及び維持管理は、平成31年4月から瀬谷区で行っています。区防災スピーカーは、境川流域の居住者に向けて区が手動で避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）のみ放送する運用としています。市防災スピーカーとシステムが違うので、Jアラートなど国からの緊急情報に対応していないという課題があります。

また、区防災スピーカーの安定した運用のために、3年に一度バッテリー交換や修繕が必要となります。人件費や電気代の高騰により区の自主企画事業費での負担が大きくなっています。そして、設置から年数がたつと経年とともに修繕等の頻度が高くなり、これまで以上に区の自主企画事業費での負担が大きくなる可能性があり運用維持が困難となります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他（地域住民からの、訓練の場や地域の会合における繰り返しの要望）

◇区民からの具体的な要望

- 毎年、市防災スピーカーの発報訓練を実施していますが、音が聞こえないと区民から御意見をいただきます。令和7年度も区連会の場等において連合町内会長より市防災スピーカーの内容が聞こえず住民の安全を守るためにも聞こえるようにしてほしいとの要望がありました。
- 境川流域には市設置の防災スピーカーではなく、Jアラートなど国からの緊急情報が聞こえません。一方で、区防災スピーカーが設置されているので、そこからJアラートなど国からの緊急情報を流してほしいと要望を受けています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

【これまでの瀬谷区の対応】（局）H28 局にて基本設計、H29 実施設計、H30 工事着手
 （区づくり）H31.4月 区にて運用開始

◇提案内容・概算額等

【提案内容】

- 既存の市防災スピーカーの設置状況では、Jアラート等の国からの緊急情報が聞こえない地域が多くあります。一方で、区独自の防災スピーカーからの発報のみが聞こえる地域があります。既存の区防災スピーカーを市防災スピーカーとしてシステムを改修し、維持管理予算も含め運用することで、Jアラート等の国からの緊急情報が聞こえる地域を拡大することを提案します。
- 上記対応が難しい場合には、耐用年数の到来を見据え、今後の更新計画を策定するとともに、情報伝達体制の一層の効率化・強化に向けた検討の実施を提案します。

《概算額》

- ①システム改修費用 ■■■千円（概算） ②検討委託費用 ■■■千円（概算・仮）

《参考》

- ①区防災スピーカー維持管理 ■■■千円、バッテリー交換費（3年に一度更新） ■■■千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局危機管理室緊急対策課
------	---------------

◆局回答内容

	緊急対策課	
総務局	TEL	671-2143

対応の有無	対応しない
対応する場合	<p>◇対応の内容</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>市防災スピーカーは、沿岸部と人口が多いエリアを中心に整備しており、現在、増設の予定はなく、将来的に区防災スピーカーを、市防災スピーカーとして運用する場合は、全市的視点から、沿岸部やより人口が多いエリアなどに配置場所を見直す可能性があります。Jアラート機能追加対応を含め、引き続き、その運用・維持管理をお願いします。また、市防災スピーカーの音が聞こえづらい課題につきましては、現在、音質改善に向けてシステム更新を検討しています。</p> <p>◇対応する場合の課題</p> <p>将来的に区防災スピーカーを、市防災スピーカーとして運用する場合は、全市的視点から、沿岸部やより人口が多いエリアなどに配置場所を見直す可能性があります。</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO推進局	瀬谷区	区政推進課、土木事務所 TEL 367-5631, 364-1105
共通区	2区(旭区、緑区)		
提案種別	予算関連	継続年数	3年
番号	項目		
4	GREEN×EXPO 2027開催時における、駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保及び生活道路流入対策		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>区内の都市計画道路整備率は45.1%で18区中16番目となっており、道路ネットワークの整備が課題となっています。また、一般道においても道路の整備は遅れており、主要道路である県道瀬谷柏尾等では道路改良事業により一部区間ににおいて車道拡幅や歩道設置を行っていますが、未だ日常的に交通渋滞が発生している箇所が多くあります。</p> <p>その上、GREEN×EXPO 2027の会期中の約6ヶ月にわたり一日当たり約4.7万人／日以上、多い日には10.5万人／日の来場が見込まれ、徒歩や自転車等を除いた大半の来場者がバスや自家用車で来場すると想定されています。</p> <p>そのため、開催期間中は、多くの事業所や物流施設がある会場の北側や、区民の多くが生活する会場の南側の双方で交通量が増加します。八王子街道の拡幅、瀬谷地内線の整備等が進められていますが、それでも区民等からGREEN×EXPO 2027の開催に伴う道路渋滞への対応の必要性を指摘する声が出ています。</p> <p>また、市内では三ツ境駅、瀬谷駅、十日市場駅から会場へのシャトルバス輸送が予定されており、開催中は駅利用者が増加することが見込まれる中で、駅利用者をはじめとした各駅周辺の歩行者の円滑な移動の確保も必要です。</p> <p>夜間開催することからも、地域から生活道路への車両や歩行者の流入について対策が求められています。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 デジタルプラットフォーム <input type="checkbox"/> 9 その他 ()			
◇区民からの具体的な要望			
<p>旧上瀬谷通信施設の跡地利用に伴う事業説明会や返還対策協議会等でも、周辺道路の混雑や生活道路流入について多くの懸念が示されています。</p>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
<p>【瀬谷区運営方針】 「安全・安心のまちづくり」 「賑わいと魅力の創出・「GREEN×EXPO 2027」に向けた機運醸成」</p>			
◇提案内容・概算額等			
<p>1 駅利用者・道路利用者の日常の移動の利便性確保及び早期事前周知</p> <p>来場者へのリアルタイムでの情報発信などの混雑緩和策を実施し、開催期間中も通勤・通学をはじめとした駅や道路の地域住民の日常の移動の利便性を確保することを提案します。また、想定される開催時の状況や輸送計画について会場周辺の住民や事業者に早期に周知を行うことを提案します。</p> <p>2 GREEN×EXPO 2027来場者の生活道路流入対策</p> <p>十分な誘導員の配置による生活流入抑制や、徒歩を想定している瀬谷駅から会場までの間の設えの工夫（例：光るマンホールや蓄光石等を用いた夜間の歩行者誘導）により、生活道路に来場者が流入しないよう対策の実施を提案します。</p>			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課		

◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局	GREEN×EXPO推進課	
	TEL	671-4627

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>GREEN×EXPO協会と連携し、来場者の利便性と周辺住民等の日常生活に配慮した輸送計画を策定・更新するとともに、実現に向けた会場周辺の混雑対策、生活道路流入対策等に取り組みます。また、地域の皆様に対しては、引き続き、輸送計画の更新等にあわせて説明を行っていきます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	脱炭素・GREEN×EXPO推進局
------	-------------------

瀬谷区	区政推進課	
	TEL	367-5631

共通区 1 全区、2 旭区

継続年数

新規

提案種別

予算・制度関連

番号	項目
5	「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)開催に向けた地域との連携によるおもてなしと機運醸成の推進

◇地域の課題、基礎データ等

「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）（以下「GREEN×EXPO」）の開催は、地域にとって日常生活に変化をもたらす大規模なイベントである一方で、地域の魅力を再発見し、将来の発展や誇りの醸成につなげる貴重な機会でもあります。

そのため、地域の皆様にGREEN×EXPOの意義や内容をご理解いただき、自らの暮らしや地域の未来と結びつけて捉え、主体的に関わっていただけるような仕組みづくりが重要です。

また、地域住民や将来の地域を担う子どもたちが、GREEN×EXPOに主体的に関わることは、開催後のレガシー形成にもつながると考えられます。

現時点ではGREEN×EXPOの認知度は向上している一方で、地域住民や教育現場からは「具体的な中身を知りたい」「もっと関わりたい」という意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、GREEN×EXPOに対する理解や来場者の方のおもてなしにつなげるためには、地域内での一体感や主体的な関与を促す機会の創出が必要です。

【基礎データ】

- ・ GREEN×EXPO開催の市民認知度
市民の直近の現状値：約46%（「横浜市中期計画2022-2025」政策指標国際園芸博覧会開催の市民認知度）
- ・ 区民の認知度：約86%（令和5年度瀬谷区区民意識調査）

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|------------------|--------------|---------------|------------|
| ■ 1 日常の窓口対応等 | ■ 2 市民からの提案等 | ■ 3 地区担当制 | □ 4 地域懇談会等 |
| □ 5 区民アンケート | □ 6 区民要望 | ■ 7 関係団体からの要望 | |
| ■ 8 デジタルプラットフォーム | □ 9 その他（ ） | | |

◇区民からの具体的な要望

- ・ 地域一体となって盛り上げるために、区役所だけでなく各種団体の協力も不可欠である。地域住民や子どもたちが、主体的にGREEN×EXPOに関われる機会を設けてほしい。
- ・ GREEN×EXPOに向けて機運醸成の取組を実施したいため、より詳しい内容について情報発信してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

令和7年度 瀬谷区運営方針の「目標達成に向けた施策」において「賑わいと魅力の創出・GREEN×EXPO 2027に向けた機運醸成」として位置づけています。

これまで、節目ごとのカウントダウンイベント、花苗配布、開催テーマに合わせたワークショップの実施等、推進協議会と連携して機運醸成を行ってきました。

◇提案内容・概算額等

1 地域住民がGREEN×EXPO 2027に主体的に関われる機会の創出

幅広い世代の住民が参加できるようなイベントや花植え活動など、地域住民や子どもたちが会場等で主体的に関わる機会を創出する必要があります。

例えば、子どもたちが来場者に会場を案内する「こどもガイド」、イベントの企画・運営などに関われる場を提供することで、学びの機会やレガシー形成、来場者のおもてなしに寄与すると考えます。

2 横浜国際園芸博覧会推進協議会等地域と連携した機運醸成の取組

GREEN×EXPO開催を契機に、地域住民が主体的に関わる機運醸成の取組を推進することが、地域の一体感や誇りの醸成につながります。特に、開催地元区である瀬谷区・旭区においては、区役所で行う取組に加え、区民、関係団体、行政等が一体となって機運醸成を図ることを目的とした「横浜国際園芸博覧会推進協議会」を設置しており、地域に根ざした活動を行っています。

また、より多くの区民にGREEN×EXPO 2027の開催趣旨をご理解いただき、自分ごととして捉えていただくことが、来場者へのおもてなしにもつながります。

こうした背景を踏まえ、瀬谷区及び旭区に対する事業予算配付を拡大し、各区での取組や地域主体による取組のさらなる推進を提案します。

(取組例)

- ・推進協議会や地域・学校が主体的に行う機運醸成の取組の支援
- ・より多くの地域の方や子どもたちが関わる、開催テーマ（「花・緑・農・食」、SDGs、GX等）に沿った企画・イベントの実施
- ・広報ツール購入、花と緑に触れる機会の創出（地域や小学校等と連携した花植え事業等）

瀬谷区・旭区 各 ■■■ 千円

(参考) R7予算配付 (■■■ 千円) : ■■■ 千円 (全区一律)

R6予算配付 (■■■ 千円) : ■■■ 千円 (瀬谷区、旭区、緑区) ■■■ 千円 (他15区)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

◆局回答内容

脱炭素・GREEN×EXPO推進局	GREEN×EXPO推進課	
	TEL	671-4627

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>【1 地域住民がGREEN×EXPOに主体的に関われる機会の創出】 ボランティアや市民参加（共創）プログラムなど、幅広い世代の市民が主体的に関わる機会をGREEN×EXPO協会と連携しながら創出します。</p> <p>【2 横浜国際園芸博覧会推進協議会等地域と連携した機運醸成の取組】 令和8年度も、区の特性や地域に合った広報PRを柔軟に実施できるよう、GREEN×EXPOの機運醸成に係る再配当予算など、市民の皆様の期待感や来場意欲の喚起につながる効果的な広報を実施できるよう、広報プロモーションに係る予算を計上します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和8年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

瀬谷区	こども家庭支援課
TEL	367-5760
共通区	11区（神奈川区、西区、中区、南区、港南区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区）

継続年数	4年
------	----

提案種別
予算関連

番号	項目
7	寄り添い型生活支援事業における支援メニューの充実

◇地域の課題、基礎データ等

当区では貧困や障害などの複数の課題を抱える等、保護者の養育力が弱い家庭が多いため、支援が必要な子どもたちが多くいます。そのような地域課題を受けて、寄り添い型生活支援事業の前身となる事業を平成21年度から他区に先駆けてモデル実施しました。その後、平成24年度からは、全市的に事業の必要性が認められたことから、瀬谷区での実施内容をベースとして、こども青少年局の事業として実施されています。

その中で当区では地域課題の解決に向け、区独自の事業として区づくり推進費を活用した「生活体験事業（平成25年度から）」を実施し、日頃体験できない貴重な経験を積むことで、生活リズムの改善や社会的マナーの習得を図るとともに、利用者の通いやすい環境を整えるため、月1回程度土曜日も開所する「土曜日開所事業（令和4年度から）」を合わせて実施しています。

以上の支援メニューを既存事業と別途提供することが、利用者の生活力や社会性の向上に資し、心の成長や安定に繋がっている状況を踏まえ、局予算による全市での展開を提案します。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 デジタルプラットフォーム 9 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・生活リズムを整える為の更なる取組を進めたい。（運営事業者から）
- ・公共的なマナーや社会的ルールを身に付ける必要がある。（運営事業者から）
- ・平日以外に親が不在の困窮世帯に対する支援体制の確保が必要。（運営事業者から）

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

瀬谷区運営方針では、「健やかな成長・誰もが健康で自分らしい生活」を施策の柱の一つとして位置づけ、すべての子どもが健やかに生まれ育つように取り組みを進めることとしています。その上で、個性ある区づくり推進費の「未来を拓け！瀬谷っ子事業」で、下記2事業を瀬谷区独自の事業として実施しています。

1 生活体験事業（平成25年度から区づくり推進費自主企画事業で対応）

生活リズムの改善や社会的マナーの習得を目的として、夏休み期間中に、集団での生活体験や、外出企画など、放課後の運営時間だけでは体験できない活動を実施しています。効果として、自宅では習得できない生活リズムを体得することができるとともに、各種体験を通じてルールやマナーなどの生活の基礎知識を学ぶことができ、利用児童・生徒の成長が図られています。

【R 6 実績】※R1以前は原則宿泊で実施、R2からR4は新型コロナ流行により日帰りで実施

<竹村の丘> 1泊2日×2回 8月8～10日 参加人数：18人（小学生10人／中学生8人）
<KURUMI> 日帰り×1回 8月9日 参加人数：9人（小学生8人／中学生1人）

【具体例】

- ・昼夜逆転していた児童が数日間集中的に規則正しい生活リズムで過ごすことで、生活リズムの改善が見られた。
- ・事前に集団行動のルールを考え実践することで、公の場でのマナーを体得することができた。
- ・利用者だけで食事の準備や調理・片づけを行うことで生活力が向上した。
- ・外部講師（警察署）を招いて、インターネットの弊害や軽犯罪について学んだ。

2 土曜開所事業（令和4～5年度は既存の委託費の範囲内で対応）

平日の開所日だけでは、部活動の参加等の理由により、適切な支援を受けられなかったり、親が不在で不安定な生活を強いられている児童を対象に、月1回程度、土曜日も開所し支援を行っています。

【R 6 実績】

<竹村の丘>
開所回数 12回 参加人数（延べ） 87人

【具体例】

- ・午前中からゆとりをもって、調理や食事、買い物といった個別の課題にそって丁寧な支援を継続できている。
- ・普段、休日に孤食に陥っている利用者が、楽しく会話しながら食事を摂るなど、社会性の取得に役立っている。
- ・部活動等で平日に支援が受けられない生徒が参加しやすい土曜日の開所体制を確保することで、切れ目ない支援の継続に役立っている。

◇提案内容・概算額等

【提案内容】

1 生活体験事業

- 対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生
- 期間：夏休み等長期休業期間を利用した長時間（宿泊・日帰りで1から4日程度）
- 目的：生活リズムの改善や、様々な体験を通して社会的ルールを学び成長すること
- 事業内容：生活リズムを整え健康管理について学ぶ事業・公の場でのルールやマナーなど社会生活のスキルを学ぶ事業・活動の目標設定や振り返りなど、社会的自立について学ぶ事業

〈概算額〉 委託費 宿泊実施の場合 ■■■千円、日帰実施の場合 ■■■千円（1事業所あたり）【区委託実績による】

2 土曜開所事業

- 対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生
- 目的：土曜日に親が仕事等で家庭を不在にし、居場所がない困窮世帯の児童に、休日の適切な生活習慣等を身に着ける。
- 事業内容：平日5日の支援に加え、土曜日に支援事業所を開所し、生活リズムの改善や生活体験を通じた利用者の成長や平日以外に親が不在となる支援が必要な家庭に対する生活支援・学習支援を行う事業

〈概算額〉 委託費 ■■■千円（1事業所あたり）〔土曜開所1日あたり ■■■千円×12回〕
※R6年度より区予算を計上

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局青少年育成課
------	---------------

◆局回答内容

青少年育成課	
こども青少年局	TEL
	671-2324

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>生活体験事業及び土曜開所事業について、引き続き事業の精査と効果検証を実施します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>